

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第二卷 第一號

昭和十六年一月刊行

研究

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題(一)……………小山榮三(一)

資料

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(豫報)(三)……………田田嘉正(三九)

微毒蔓延狀況の地方別觀察……………横田嘉彰(四三)

紹介

李景漢著、能久尾德美譯「農村家庭人口の統計的分析」(北山)……………(五九)

ブルグドエルファー著「第三帝國に於ける人口發展」(本多)……………(六三)

彙報

從業者移動防止令及施行規則の公布——朝鮮總督府の臨時家族手当支給規則の公布——生活必需物資の統制に關する勅令要綱の決定——臨時農地價格の統制及臨時農地等の管理に關する兩勅令要綱の決定——厚生科學研究所の創立——厚生科學研究所の概要——厚生科學研究所國民優生部の研究事項——國民優生に關する専門委員會に於ける優生手続の適用に關する内規の決定——農林省農林計畫委員會經濟更生部會の安定農家適正規模調査に關する答申——農林省經濟更生部會の安定農家適正規模に關する調査概要——山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地視察報告——恩賜財團愛育會の愛育施設利用狀況調査——最近各國の人口情勢——北米合衆國に於ける第十六回國勢調査の施行——獨逸に於ける官吏子供手当の改正

文獻

邦文人口問題關係文獻(八)——外國雜誌人口問題關係文獻(九)——最近十年間 The American Journal of Sociology 所載人口問題關係主要論文

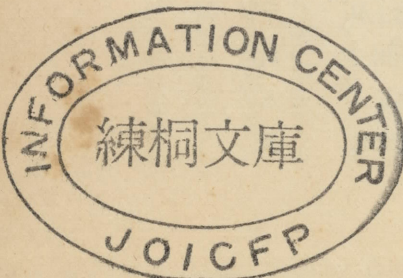
附錄

「人口問題研究」第一卷總目次

厚生省

人口問題研究所

| | |
|----|------------|
| 入 | 昭和20年10月7日 |
| 出 | " " " " " |
| 備考 | 3185 |



人口問題研究

第二卷 第一號

研究

熱帯の風土的條件と

移民適格性の諸問題

(一)

小山 榮三

- 第一章 生活空間の擴大と人口配置
- 第二章 熱帯移民としての日本民族の適格性
- 第三章 日本人の熱帯移民
- 第四章 アジア人の熱帯移民
- 第五章 白色人種の熱帯移民
- 第六章 開拓移住の基本問題
- 第七章 熱帯移民としての白人の失敗原因
- 第八章 熱帯の氣候概念と其の生活形態
- 第九章 熱帯風土への適應條件

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

第一章 生活空間の擴大と人口配置

東亞共榮圏の確立は日本の海外發展政策に於て否定すべき過去と肯定すべき未來とを決する重要な任務を我々に負はしめてゐる。

この問題は現實な諸條件の下では、一方では軍事的勢力の延長と強度によつて規定せられ、他方では、文化、經濟、植民を通じた、その内部の諸民族と日本民族との結合紐帶の鞏化によつて解決される。

近衛内閣の基本國策要綱たる「大東亞共榮圏の確立」は日本民族の生活空間の擴大を意味するものであつて、それは「日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圏を確立し、その圏内における資源に基きて國防經濟の自立性を確保し」更に「皇國の經濟をしてより高く、より廣く、より強きものたらしめ、これによつて東亞諸民族の生活向上を齎し、各々其所を得しめる如く指導しなければならぬ」ことを明示した。即ち『より高く』とは國民の持つ生活力に一層高度の生産性を持たしめることであり、『より廣く』とは經濟相互依存圏を日滿支より更に大東亞に擴大して鞏固なる共榮圏を確立することであり、『より強く』とは皇國の經濟が外國に依存する程度を最小限にしていかなる事態に當面しても微動だにせざる底力を保持することである。かくのごとく皇國の經濟をして高く廣く強きものたらしめるには全國民の總力を結集して強固なる意志をもつて内においては革新

に伴ふ苦惱を克服するとともに外より來るいかなる壓迫脅威をもこれを排撃し、今後およそ十年にして日本を指導力の中心とする新たな東亞經濟の秩序を完成しなくてはならぬ。この秩序の中においてこそ滿洲、支那はもとより東亞諸國の經濟はその輝しい向上發展を所期し得るのである。」

而してこの「大東亞共榮圈」の確立はそれらの圈内の諸民族の指導勢力たる日本と、それを阻止しやうとする大西洋の反對諸勢力（英、米及びその傀儡たる蔣政權）との對立相剋を必然たらしめ、そこに熾烈な鬭争の展開を見やうとしてゐる。然しそれは如何困難であるとしても彼等の敵性妄動を排除し、この危機を克服突破しなければならぬ。そうせざる限り日本はその對外的經綸を全く實施し得ざるばかりではなく、遂には國際的發言權をさへ奪はれ、遂には絶海の孤島に窒息せしめられてしまふのである。

「アジアをアジア人の手に」とりかへすこと——我々は既に「血」を以てこの世界史的使命を果しつゝある。我々は更に東亞共榮圈の指導的位置を永久に維持するために現實な我等の「血」をそれらの「土地」に結び付けなければならぬ。八紘一宇、民族協和の理想を實現するために思想堅實にして身體強健な日本人を多數共榮圈内の諸國に入植せしめその勤勞奉公の實踐を通じて接觸民族に範を示し、原住民の指導的中核體として、その後繼者を永續發展せしめなければならぬ。その爲め如何なる準備と手續とをとるべきかを豫め考慮するべき義務を我々は課せられてゐるのである。而して日本の企圖する大東亞共榮圈の輪廓はハウスホッフアの云ふ曳裂弧の大島帝國の建設に外ならず、その建設の基礎は實に人種的血縁及び空間の近接性にあるのである。「ここでは第一に人種政治的敎訓に富んだ二箇の現象を取扱はねばならない。即ち、ベルツが最もよく研究した日本人の人

種形象——地政治學的に最も純粹に太平洋的な形成物としての——と、地政治學的に最も破壊され且つ最も活動的な南マレー人の人種形象である。マレー人問題はマレー・蒙古人にまで擴大し得るだらうか？如何にしても擴大せねばならぬものだらうか？だとすると全く比較を絶する豊かな自然空間の中に、驀進的速度をもつて發展するところの稀有な人種的一性をもつた一三〇百萬の人間（一箇の近代的國家を中核とした——血縁的な數百萬の共存感に包まれた——一箇の共通支配の未來をもつた）がわれわれの眼前に現はれてくるし、共通利益によつて此の未來の發展に結ばれてゐる敵手たちは、現在においては二つのアングロサクソン帝國もフランスであり、そして恐らくはロシヤもまたそうであらう。

偉大な島勢力となつた國の早期の状態を見たリヒトホーフエンの不安に充ちた言葉が今われわれの前に現はれる。即ち印度と支那の獨立と共に、しかも兩者と密接な關連をもつて、高度な生活能力と優越せる海洋的勇氣をもつた、そして散在せる海洋遊牧民の中から形成されつゝある一箇の天才的な第三の生活形態の輪廓だ。即ち、千島列島からシンガポール、スマトラ、トンガにいたるマレー・蒙古人の曳裂弧の大島帝國の輪廓がそれだ。孫逸仙は大戦に際して日本が中歐の側に立つてゐたならば、アジアの自決と時を同じくして、かくの如き帝國が日本によつて現在創造されていなくてはならぬと述べてゐる。(Karl Haushofer: Geopolitik des Pazifischen Ozeans. 日本青年外交協會研究部譯「太平洋地政治學」上、一〇二頁)

共榮圈確立のための人口方策を論ずる場合、滿支は既に一應我國策によつて決定された開拓政策を實行しつゝある。従つて本篇に於ては主として南洋地域に重點を置き、其の風土的條件と人口現象を検討しやう。

東亞共榮圈の資源を以て永續的な自給自足のブロック經濟を完成するためには先づ資源開發のための技術及び投資が不可欠に必要であるがそれに對應して南方地域への植民即ち人間がその土地に植えられなければならないのである。

國際關係の急迫に伴ふ日本國家の戰時新體制への進展は人口の構成も亦戰時的に編成替へされなければならないことを要求した。軍需産業に於ける「生産擴充」の必要は都市に於ける失業者や、農村に於ける潜在的過剰人口の吸収をもつても足れりとせず、更に平和産業からの轉業者を編入しても尙ほ軍需産業及び生活資料生産部門のための勞働力の絶對的不足を來し、數年前まで農村の過剰人口が云々されてゐたにも拘らず現在に於ては逆に農村に於ける勞働力の不足が叫ばれてゐる。

嘗ての日本の移民問題は「過剰人口の解決策」としての移民であつた。之に反して現實の戰時體制の形態に於ける人口政策は大東亞共榮圈の確立に對應する勞働力の「培養」乃至「配置」を目指すものである。かくして「人口過少」の問題が現實的な課題として發生してきたのである。日本の大東亞共榮圈の確立のためには直接の軍事力、生産擴充のための勞働力以外に共榮圈確立の目的に對應した、全般的にして計畫的な海外に於ける邦人の龐大な量の「人口配置」が要求される。

然るに戰時經濟の強化は勞働力の低下、出生率の低下、集團移住のための内地人口の「奪略」等最も勞働力の増強を必要とし、人口増加を要求する時期に於て反つて人口減少への契機を強度化し、將來の國力後退性を結果する素因を醗酵しつゝあるのである。この矛盾を如何にして解決し、惡化諸條件を克服し、共榮圈各地域に於ける指導力維持のための人的要素の

「配置」と「擴充」を急速に實現するかが現下の最も主要にして緊要な人口問題でなければならぬ。

一國の出生率の低下現象は文明諸國にとつて共通な經驗的法則とされてゐる。西部歐洲諸國に於ては二十世紀以來出生率、自然増加率が漸次低下してゐるが、この惰性が今後も繼續するものとすれば、近い將來に於て人口増加は停止し、終にはその民族の消滅が豫測されるに至つた。戰爭はなくとも我國に於ては、大正九年の人口千に付き三六・一九人の出生率を最高とし、昭和五年(三二・四)、同六年(三二・二)、同九年(三二・九)、同八年(三一・六)、同九年(三〇・〇)、同十年(三一・六)、同十一年(二九・九)、同十二年(三〇・六)、同十三年(二六・七)となつて漸減の傾向を示してゐる。

若しこの傾向が持續するならば上田博士の云はれる如く「日本では既に出生率は低下の傾向を現はしてゐるのであつて、吾人がそれを好むと否とに拘らず、早晩西洋諸國の如き状態」であり數量的に民族滅亡を懸念せざるを得ないのである。(小山榮三「現下に於ける民族人口政策と青年體位向上問題」青年指導。第五卷、九號、三四頁)

然るにこの經驗的法則を打破して、下向出生曲線の方向を上昇せしめる奇蹟を實現したものは實に獨逸であつた。フランスの潰滅は獨逸の優勢な軍事力によつたことは勿論であるが、其の國家的、民族的脆弱性の基礎は(一)人口量の問題 (二)人口組織の問題 (三)國家精神の問題の三點に於て甚しき劣性を示したからであると云はれてゐる。

今日本に直接し、敵性を持ち又は持ち得る支那の出生率は三八・〇(年出生數約一六、〇〇〇、〇〇〇人)であり、ロシアの出生率は四二・七(年出生數約六二〇、〇〇〇人)であり、合衆國の出生率は一六・六(年出生數約二、

〇〇〇、〇〇〇人)であり、更にこの人口基數はそれぞれ四四六、六〇七、〇一七人、一四七、〇二七、九一五人、一二三、七七五、〇四六人とするならば、それらの國のいづれよりも少ない六九、二五四、一四八の人口基數を有する日本の出生率が二九・九(年出生數約二、〇〇〇、〇〇〇人)であることは量的に見て將來これらの國家との對抗を困難ならしめるものである。

従つて我々は我が民族の生活空間の擴大を要求するとともに、少なくとも一億の人口基數を急速に獲得しなければならぬ。これは米、露、支に對抗し得る民族的根幹の最小數値である。

如何に現在の日本の生活空間が狭いかは朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋を含んだ日本帝國の全面積(六八〇、九七七七方方)をもつてしてもポルネオ一島の面積(七四六、〇〇〇方方)に及ばず、スマトラ一島でさへ(面積四五四、九一九方方)日本内地(面積三八二、五四五方方)と臺灣(面積三五、八三四方方)と樺太(面積三六、〇九〇方方)とを加へた廣さを有するのでも知られる。

日本はその人口數が世界總人口の約五%を占めてゐるに拘らず、朝鮮、臺灣、樺太を含めた總面積は世界陸地總面積の約〇・五%にしかならないのである。而して耕地一〇〇ヘクタール當り人口密度は實に一、一五二・六人であつて其の密度は世界第一であり第二位のオランダ(九〇五・二人)よりも實に二四七人多いのである。こゝに日本の國土資源に對する切實な人口壓力の問題が在る。而も日本に於ける耕地面積擴大の可能性は甚だ少く、その人口の増加の可能性と食糧生産の増加見積とを併せ考へると日本國土における消費の現状を維持するだけでも益々その食物輸入を必要とするであらう。又工業化によつてその人口を維持しやうとしても綿、石炭、

鐵、石油、ゴム等の重要資源の貧弱なことは日本の商工業國家としての發展を阻げ、國防の充實をさへ困難ならしめてゐるのである。

斯くして日本の増大しつゝある人口壓力を緩和し高度の國防國家の體制を整備するためには植民と工業の發展に必要な資源に容易に接近しうるやう努力することであつて大東亞共榮圈の確立は日本にとつて必須の運命なのである。

世界各國が植民地の獲得に努力してゐる動機は、現在では主に移住、貿易、原料資源の開発等——經濟的意味のものであるが然しそれは次のウーレルベルト博士の云ふ國力の構成要素のいづれかの強化を望む動機から出てゐるものである。(R. Gale Woolbert Royal Institute of International Affairs: The colonial Problem. P. 17)

- (1) 軍事力||兵力、原料資源、陸軍、海軍及び航空の施設、戰略的國境、海軍及び航空基地、交通線
- (2) 經濟力||産業組織、自給力、財政力
- (3) 聲望としての國威

而して大東亞共榮圈を日本の指導下に置くことはこれらの總ての要素の強化を實現することになるのである。

大東亞共榮圈は先づその資源的基礎に於て可及的に自給自足の目標を達成し得なければならぬ。資源的基礎に於ける強靱性の問題が共榮圈確立の必須の前提である。今東亞經濟懇談會の調査した東亞諸國に於ける主要原料生産量を檢すれば第一表の如くである。

第一表 東亞諸國に於ける主要原料生産量一覽表(年度一九三七年)

※印一九三六年
※印一九三八年

| 品目 | 國別 | 單位 | 日本 | 滿洲國 | 華北 | 華中華南 | 佛印 | 泰國 | 蘭印 | 比島 | 馬來及海峽殖民地 |
|-----------|----|----|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|
| 1 普通鋼 | 鋼 | 噸 | 4,590,000 | 1,260,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | | | | | |
| 2 鋼塊 | 鋼 | 噸 | 4,590,000 | 1,260,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | | | | | |
| 3 普通鐵 | 鐵 | 噸 | 2,390,000 | 6,290,000 | 7,000,000 | 1,500,000 | | | | | |
| 4 屑鐵 | 鐵 | 噸 | | | | | | | | | |
| 5 鑛石 | 鑛 | 噸 | 6,000,000 | 1,940,000 | 1,960,000 | 1,501,760 | 3,340,000 | | | | 2,400,000 |
| 6 マンガン | 鑛 | 噸 | 6,700,000 | 2,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | 2,600,000 | 1,000,000 | | | 6,200,000 |
| 7 クロム | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | 7,400,000 |
| 8 タングステン | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | 1,100,000 |
| 9 銅 | 鑛 | 噸 | 7,600,000 | | 9,000,000 | 500,000 | 500,000 | | | | |
| 10 銅 | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | 6,800,000 |
| 11 鉛 | 鑛 | 噸 | 8,800,000 | | 9,000,000 | | | | | | |
| 12 鉛 | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | 3,000,000 |
| 13 亜鉛 | 鑛 | 噸 | 3,900,000 | | 1,000,000 | 10,500,000 | 1,100,000 | | | | |
| 14 亜鉛 | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | |
| 15 錫 | 鑛 | 噸 | 1,600,000 | | 1,100,000 | | | | | | 3,000,000 |
| 16 錫 | 鑛 | 噸 | | | | | | | | | 3,000,000 |
| 17 金 | 坨 | 噸 | 4,100,000 | 3,300,000 | | | 1,000,000 | 1,600,000 | 3,500,000 | | |
| 18 銀 | 噸 | 噸 | 3,300,000 | 1,700,000 | | | 1,000,000 | | | | 1,800,000 |
| 19 白 | 金 | 噸 | 800,000 | | | | | | | | |
| 20 アンチモン | 鑛 | 噸 | 4,000,000 | | 1,700,000 | | | | | | |
| 21 水 | 銀 | 噸 | 1,000,000 | | 800,000 | | | | | | |
| 22 マグネサイト | 坨 | 噸 | | 1,600,000 | | | | | | | |
| 23 ニツケル | 坨 | 噸 | | | | | | | | | |
| 24 アルミニウム | 坨 | 噸 | 7,000,000 | | | | | | | | |

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

人口問題研究 第二卷 第一號

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|---------|-------------|-------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-----------|---------|-----------|-----|
| 51 機械 | 50 重油 | 49 輕油 | 48 燈油 | 47 揮發油 | 46 原油 | 45 コークス | 44 石灰 | 43 リグナムバイター | 42 チク立芳米 | 41 木材 | 40 生毛 | 39 兔皮 | 38 牛皮 | 37 黄麻 | 36 大麻 | 35 苧麻 | 34 マニラ麻 | 33 亞麻 | 32 パルプ | 31 羊毛 | 30 棉花 | 29 石綿 | 28 硫黄 | 27 セメント | 26 耐火粘土 | 25 ポーキサイト | |
| 油 | 油 | 油 | 油 | 油 | 油 | 油 | 炭 | 灰 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二五,七〇〇 | 五二,六四三 | 一七八,八八五 | 一四三,四四九 | 八四三,三五六 | 四,〇〇〇,四四一 | ... | 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇 | ※二二,七〇〇,〇〇〇 | | 一〇,〇〇〇 | | | 三,二四八 | 一,二九〇 | 七,七〇〇 | 一,六四一 | | 三,七〇七 | 一〇七,〇〇〇 | | | ... | 一九八,二七〇 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | ... | | |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | 七,五九六 | ... | ... | ... | ... | 一〇〇 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

一〇〇〇

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|----|---------|-----------|-------------|------------|------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 52 | 鹽 | 噸 | 五,七四五 | 七,四〇〇,〇〇〇 | 六六,〇〇〇 | — | 一九三六〇 | 四,四〇五 | — | 四八九〇 | — |
| 53 | 硫 | 酸 | 〃 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 54 | キ | ニ | 一 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 55 | 米 | 千石 | 一〇七,一三三 | 三,一九九 | 一,二八六 | 三,四〇二 | 四八九五 | 三,八三六 | 五,〇七七 | — | — |
| 56 | 大 | 麥 | 〃 | 七 | 九,四五〇 | 六五,九七四 | — | — | — | — | — |
| 57 | 小 | 麥 | 〃 | 一,三〇一 | 四六,〇〇九 | 三三,七九〇 | — | — | — | — | — |
| 58 | 燕 | 麥 | 〃 | 二,四八三 | 七,二八 | 三,八七九 | — | — | — | — | — |
| 59 | 玉 | 蜀 | 黍 | 百 | 一,五七六 | 二四,〇〇〇,〇〇〇 | 二四,〇〇〇,〇〇〇 | 三九,一三〇,〇〇〇 | 六,〇〇〇,〇〇〇 | 四〇,〇〇〇 | 一〇,九三〇 |
| 60 | 高 | 粱 | 〃 | — | 四六八,〇〇〇,〇〇〇 | 四,一五〇,〇〇〇 | 三,三三〇,〇〇〇 | — | — | — | — |
| 61 | 大 | 豆 | 千 | 廬 | (千石) | 七,二九九※ | 四,六三三 | ※千擔 | 三,三四八 | ※ | 三,七四九,〇〇〇 |
| 62 | 茶 | 庇 | 〃 | — | 五,三九一,三七五 | — | — | — | — | — | — |
| 63 | 砂 | 糖 | 擔 | — | 一〇,〇三七,三〇〇 | 二五八,八八四 | — | — | — | — | — |
| 64 | 煙 | 草 | 百 | 庇 | — | — | — | — | — | — | — |
| 65 | 豚 | 毛 | 〃 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 66 | 椰 | 子 | 油 | 〃 | 一六,二二〇 | — | — | — | — | — | — |
| 67 | 棉 | 子 | 油 | 〃 | 三三,五四〇 | — | — | — | — | — | — |
| 68 | 桐 | 油 | 〃 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 69 | 加 | 里 | 施 | 〃 | — | — | — | — | — | — | — |
| 70 | コ | プ | ラ | 千 | 圓 | — | — | — | — | — | — |

資料 ダイヤモンド統計年鑑十五年版

滿洲事情案内所「滿洲の物産」

滿鐵「滿洲經濟年報」十四年版

滿洲國國務院總務廳統計處「滿洲帝國國勢グラフ」康徳五年版

神戸商工會議所「重要物資需給の輪廓(滿支篇)」十五年五月

滿洲特産中央會「滿洲特産月報」

英文中華年鑑

第五次中國鑛業紀要

滿鐵「北支那」「中南支那」

Bulletin of Philippine Statistics 1938

Indisch Verlay 1937

Annuaire Statistique de l'Indochine 1937

Statistical Year Book of Kingdom Siam 1936

Malayan year Book 1938

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

大東亞共榮圈内に於て生産される錫、タンングステン、アンチモニー、ゴム、生絲、米、茶、コブラ、大豆、規那、マニラ麻、樟腦等は世界的生産物であり、又石油、石炭、鐵礦等の産出額は世界の總産額に於て占める比率を大ではないが、我國の米國依存性を脱却し得るだけの充分な生産量は存するのである。而して當面の問題は、この大東亞共榮圈内の物資の統計的數量や地理的分布ではなく、これらの諸國が如何に日本に政治經濟的關係に於て結びつくかと云ふことである。

不幸にして現在までの日本の南方地域に及ぼす經濟的浸透力は微弱である。この過去の怠慢を軍事力によつて急速に正常化しやうとするのが現在の日本の南方政策である。

而して共榮圈の確立を持続的に建設的にするためには、經濟的開發の諸方策に呼應して南洋各地への血縁的結合紐帶即ち日本民族の人口的配置が考へられなければならない。滿洲開拓と同時に熱帯植民が實現されなければならないのである。即ち共榮圈内に不動的足場を持つためには土に民を植へなければならぬ。そしてその定着性とその原住民との接觸性によつて邦人指導者と土民大衆とは信頼によつて結び付けられるのである。現在南洋共榮圈内に居住してゐる邦人の數は第二表の示す如く歐米人、支那人に比して甚だ少ないのである。従つて大東亞共榮圈確立のためには歐米人、支那人等の阻碍勢力に對抗しうるだけの南洋への植民が切實に要請されるのである。

第二表 共榮圈内の南洋地域の民族的人口構成

| 面積 (方浬) | 人口 | | | |
|------------|-------|-----|-----------|----------|
| | 地 域 | 土 民 | 白 人 | 支那人 |
| 二、四〇三、四六六 | 蘭領東印度 | 三三 | 五、三三六、〇七〇 | 二、四〇三、四七 |
| 一、三〇三、七 | 英領マレー | 三三 | 二、三三三、三〇〇 | 三三三、三 |
| | | 密度 | 土 民 | 白人 |
| | | | 支那人 | 日本人 |
| | | | 六、四九六 | 二、三三三、四 |
| | | | 二、八六九、三七七 | 五、九六六 |

| | | | | | |
|---------|--------|----|------------|--------|----------|
| 二九六、九五五 | フィリッピン | 四五 | 一三、六五五、〇〇〇 | 一九六、五五 | 七、六四、五七六 |
| 五三、四四七 | 泰 國 | 三三 | 一、四四六、四四九 | 二、九二〇 | 四、四三、七四 |
| 七〇、四〇〇 | 佛領印度支那 | 三三 | 三、三九八、六六〇 | 三、二一四 | 三、六、〇〇〇 |
| 九四、七六 | 北ボルネオ | ハ | 八、六三、三二 | 三、三 | 四、七、九 |
| 二四〇、六六九 | ニューギニア | 二 | 五、四八、二九一 | 三、三九一 | 一、六五、一 |

第二章 熱帯移民としての日本民族の適格性

日本民族が熱帯植民者として適格であることは先づ其の民族構成と種族史が示してゐるところである。

日本の人種系統を最初に研究したデーニッツ(一八七五年)は「日本民族はマレー族と蒙古族との混合種族であり、而も蒙古族には二種あつて、その一つはアイヌだと云つてゐる。次に最も詳細に日本人の人種構成を研究したのはベルツであつて、彼は日本人構成要素として (一)アイヌ (二)滿洲・朝鮮人 (三)真正蒙古人とマレー蒙古人を數へてゐる。ベルツの説を祖述したシュルツに依れば日本人の特異性はマレー血液の混入により最もよく説明される。航海に巧なマレー人は最初南方の島嶼に止まり、その地の住民並びに朝鮮からきた移民に混合し、此の南部で政治的進歩が始まつたとするのは全く想像し得ない事ではないとしてゐる。(小山榮三「人種學概論」三一四頁)

まことに生活様式の基本形態たる衣、食、住——禪、腰卷の熱帯式衣服、米に對する執着、天地根天作を基とした家屋構造等——の固有形式を現代になつても尙ほ日本民族が保持して捨て得ないのはこれらの熱帯的要素が如何に根強く日本人の生活を支配してゐるかを示すものである。日本人の熱帯適格性を最も明瞭に説いてゐるのはトムソンである。

「日本人の人種的構成は今や決して以前の様に不明確ではない。その中にはマレー人種の血が多分に流れてゐることを信ずべき十分の理由があ

る。多數の人類學者がかゝる見解を抱いてゐる其の理由は、こゝに詳細する限りでない。然しその身長・色・相貌の大部分は確かにマレー系を暗示してゐる。マレー種たることのもつと有力な證據は家屋・舟・其他諸種の日用品多くの風習及傳統竝に農業及飲食の様式等に現はれてゐる。若し日本人がマレー人の血を多分にもつてゐるとすれば、彼等が果してよく北部地方で成功し得るかは疑問として差支無い。マレー人は熱帯民族で昔からその通りであつた。彼等は暑い氣候に應化して其の生活法を心得てゐる。ジャヴァにおいて見る如く、衛生法は大して注意するでもなしに彼等がよくかゝる氣候に應化することは、其の増殖の甚だ速かなのによつて證明されてゐる。

現に日本人は北方自國領——北海道——に植民するにさへ殆ど進展を示してゐない。この島は一九二五年人口密度一平方哩僅か七三で、之に比して日本國土は約五〇五であつた。北海道は一般に日本人の記述する所に依ると凍寒・不毛殆んど無價値の土地であると謂ふ。吾々から見れば北海道は日本の他の地方よりも、經濟的に一層良き機會を提供するもの様であるが、日本人はそれを好まないのに到底其處に繁榮しさうもない。北朝鮮及滿洲も亦寒い不毛の地として記述されてゐる。彼等は合衆國及カナダの大湖水地方と略々同緯度に在る。東サイベリヤに日本人を見ない主な理由の一は恐らく、彼等が寒嚴長期に互る冬を好まないと云ふことに歸因する。

是は又、日本人が滿洲植民において見るべき進展をなしてゐないこと理由を説明するであらう。一九二五年滿洲には關東租借地を含めて僅かに一八四、六二八の日本人があつた。租借地を除く滿洲には僅かに九七、一七八の日本人があつた。此地域には日本人農夫は殆ど絶無と云つても差支ない。在任日本人は殆ど皆商人の行政官・及び鑛山竝に鐵道の熟練工である。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

換言すれば彼等は氣候に特に妨げられない職業に就いてゐる。斯く庇護された職業なら彼等もやつて行けるが、然し、彼等はこの凛烈な氣候を好まないのので其處に繁榮する見込は全然ない。然し乍ら日本人が朝鮮及滿洲に移住しなかつた理由として氣候だけを論じてはならぬ。彼等は戸外農場で鮮人及支那人と競争することは出来ぬ。そして是だけでも是等地方への彼等の移住を不可能ならしめるのである。それに彼等の適應しない氣候が加はると越え難い障害を構成する。

日本人は四十度以北のアジア移住に成功しなかつたのと反對に白人が全然野外作業の出来ない熱帯ハワイでは甚だ顯著な成功をおさめてゐる。日本人は男ばかりでなく女も子供も野外で働いて繁榮するやうである。彼等が繁榮する證據としては一九二〇年ハワイにおける二十歳乃至四十四歳の日本婦人千人につき五歳以下の小兒九六四もあつたと云ふ事實を引用することが出来る。一方日本では(一九一八年)二十歳乃至四十四歳の婦人千人につき同様の小兒僅かに七五四に過ぎなかつた。明かに日本人は生活標準のより低い民族との競争が餘り深刻でない是等の熱帯諸島ではよく繁榮するのである。勿論ハワイにおける健康條件は經濟條件と共に一般に良好ではあつたが然し婦人千人につき五歳以下の小兒の増加率二六・〇〇%であると云ふことは人口全體が大變健康状態に在ることを示すものである。

是は彼等が若し新氣候によく適應しなかつたなら到底あり得ないことである。ハワイにおける日本人の急激な増殖は確かに彼等がマレー人の血を多量に受け繼いでゐる結果であると考へねばならぬ。結局日本人は熱帯生活に良く適應せることを實證してゐるのである。(W. S. Thompson: Danger-spots in World population. 森田敏譯「人口過剰の對策」・五一頁)

人口の増加およびその有機的構成の向上と共に農業における勞働生産物も増加しなければならぬことは明白である。毎年高知縣の人口數だけ増加して行く龐大な人口を如何にして飼養して行くか。農業に於ける「生産性遞減の法則」は常に新たな耕作地に移り、經營面積を絶えず擴大する必要にせまられる。日本の面積が人口に比例して擴大されず、世界の領土分割が妥當でない限り我々は増加する人口の收容地を豫め自からの力によつて用意することは當然の論理的結論であると云はなければならぬ。

従つて在來の日本人の海外發展を阻止したものは主に政治的關係であつた。それらは日本人にとつて氣候的要素よりも重要な意義を持つものである。熱帶表南洋の日本人で現在政治的に、經濟的に獨立し、眞の満足な生活營んでゐるものは殆んどない。然しこれによつて日本内地人の熱帶不適應性と氣候的頹廢を結論するならばそれは皮層な見解たるを脱れない。内地人が臺灣に於て移民に成功しなかつたのは氣候的原因ではなくそこに既に支那系住民の高い人口壓力があつたからである。これは丁度白人が合衆國、カナダ、南阿、溫帶濠洲に定住し得たのは人口の少ない弱い原住民のところであり、熱帶に定住出来なかつたのは印度、ジャヴァ、ジャマイカ等の既住人口の密度が稠密で、原住民も生活力が強く、人口壓力も高いためであると同じ理由に基づくものである。そしてそこには人種吸收、混血、社會及び生物學的的不安定が起つた。

白人は疑もなく大部分の熱帶に於て困難な、不健康な環境に直面した。然しこの困難は主に氣候の一次的要因に基づくものか、寄生蟲病の如き二次的要因に基づくか明かでない。ソローキンは熱帶民族の退化は當然熱帶的墮落の理論を支持するものではない。何んとなれば退化民族は溫帶にも

亦見出すことが出来るからであると云つてゐる。(P. Sorokin: Contemporary sociological theories)

熱帶の或部分、南米、ハワイ等では白人が科學的方法によつて風土病を殲滅し、日本人は臺灣、内南洋で風土病を驅逐した。

然し印度、ジャヴァ、アフリカの如き熱帶地方に於ては生活程度が低く文化的發達度の低い土人、又は支那人の大密度があるので、少數の日本人移民又は滞在者だけでは指導權を握ることは困難である。従つて我々は常に大量な新鮮な大和民族の血液を注入することによつて彼等の精神的、肉體的頹廢も防止しなければならない。

第三章 日本人の熱帶移民

邦人の南方發展の歴史は安土桃山時代(十六世紀の後半)にその端を發しその後、豊臣時代より寛永の頃にかけて邦人の南洋進出は史上曠古の盛觀を呈し各地に日本人町を建設してゐた。このことは臺北帝大の岩生教授の研究に詳しい。「南洋全面に互る我が御朱印船の寄港貿易地には、固より乗組の船員や、便乗の商人等多數の我が同胞が年々渡航してゐるが、彼等の中には進んで、渡航地に踏み留まり、我が國民南方發展の第一線に立つて活躍する者も決して尠くなかつた。

御朱印船による南洋交通貿易の發展に伴ひ、之に便乗して南洋各地に渡航した我が國民の總人員も、亦従つて莫大な數に上つたであらうと推せられる。更に年々我が國の諸港より歸航する諸外國船に便乗した我が商人、外人に雇傭された船員、或は海外に於て外人の經營する諸種の業務に従事するため、或は外國の軍隊に参加せんとして渡航する同胞の數も亦決して尠少ではなかつたに相違ない。

當時南洋に渡航した我が諸船舶の乗組員數を、數例に就いて見るに、

| 年 | 次 | 渡航先 | 乗組員數 |
|-------------|------|-----|------|
| 文祿二年(一五九三) | 呂宋 | | 一六〇人 |
| 同 年(同) | 同 | | 三〇〇人 |
| 慶長一〇年(一六〇五) | マラツカ | | 九〇人 |
| 元和三年(一六一七) | 福建 | | 一〇〇人 |
| 同 六年(一六二〇) | 交趾 | | 三〇〇人 |
| 寛永三年(一六二六) | 暹羅 | | 三九四人 |
| 同 五年(一六二八) | 同 | | 五七人 |
| 同 年(一六二八) | 高砂 | | 二三五人 |

即ち、寛永五年暹羅渡航船の乗組員五七人と、同三年同地に渡航した御朱印船乗組員三九四人との間には、其の寡多に可なりの開きがあるが、右八例にて平均一隻二〇四・五人となる、慶長九年より元和二年まで、異國渡海御朱印船の總延數を一八三隻と見て、此の平均數に依れば、右十三年間に南洋方面に便乗渡航した我が同胞の延人員は三七四・三・五人となり、元和三年から寛永十二年までの渡航船數を、前表により不完全ながら一四八隻とすれば、少くとも三〇二・六六人となり、江戸時代初期鎖國まで、御朱印船による海外渡航延人員總數は十萬以上に上つたと推定しても差支へあるまい。其の中假に五分の人員が渡航先に踏留まつたとすれば、南洋各地に移住した同胞の數は五千人位となり、一割とすれば一萬人位となるが、御朱印船時代以前の渡航者、及び、幕府諸大名の切支丹宗彈壓が漸次重加するに伴ひ、信徒の海外に追放せられる者、或は自ら逃避する者も激増して、此等移住同胞の實數は一層増加したる可く、此等を通計し

て、當時南洋移住同胞數を七千乃至一萬と推計しても、決して過大なる見積りではあるまい。今彼等南洋渡航日本人の身分、職業、雇傭關係の諸相を縮觀するに、

A 日本人自から渡航したる者

- 一、海賊として渡航したる者 政府の禁壓により次第に變質消滅す
- 二、船員として渡航したる者 一、二、三の三者相兼ねる場合多し

- 三、商人として渡航したる者 一時的渡航者

半永住的渡航者

- 四、失業者として渡航したる者

- 五、追放切支丹として渡航したる者

外人の雇傭又は商人に轉ずる場合多し

- 六、其の他の渡航者

B 外人の雇傭人として渡航したる者

- 一、傳道者となれる者
- 二、官吏となれる者
- 三、商館員となれる者
- 四、船員となれる者
- 五、傭兵となれる者
- 六、勞働者となれる者
- 七、捕虜となれる者
- 八、奴隸となれる者
- 九、其の他の傭人となれる者

C 外國人との婚姻によりて渡航したる者

次に日本人の雇傭主たる諸國民は、元來南洋に土着して國を爲せる民族と、外部より南洋に渡來せし人種とに大別し得べく、其の各々は凡そ次の

如き人種である、即ち、

(A) 南洋土着人

(イ) 東京人 (ロ) 交趾人 (ハ) 東埔寨人 (ニ) 暹羅人

(B) 南洋外人

(イ) オランダ人 (ロ) ポルトガル人 (ハ) イスパニヤ人 (ニ) イギリス人 (ホ) イタリア人 (ヘ) 支那人

を列擧することが出来るが、是は當時南洋に於て活躍せし開化民族全部に互つてゐたと言つて宜し。

さて此等我が同胞の南洋に於ける居住の形態は、日本人のみ特定の地域に集團をなして一部落を形成する場合と、諸外國人の間に雜居して分散生活を営む場合とがあるが、前者を俗に日本町と呼び、フィリッピンのマニラ市東南郊のデイラオ(Diiao)とサン・ミゲル(San Miguel)、交趾のフェオ(Faio)・トゥーラン(Tourane)、東埔寨のピニャール(Pinhau)・ピンン・ペン(Phnom-penh)及び暹羅のアユチャ(Ayuthia)に在つた。外人間に分散雜居してゐる所は、殆んど南洋の全要地に互つてゐて、臺灣、澳門、東京を始め、モルツカ諸島のアンボイナ島(Amboina)、バンダ島(Banda)、テルナテ島(Ternate)、チードル島(Tidore)、マキアン島(Makian)、セレンブス島(Celebes)より、ボルネオ島(Borneo)の西南、スマトラ島(Sumatra)の東部、ジャバ島内のバタビヤ(Batavia)、とバンタン(Bantam)、マレイ半島内のマラツカ、大泥(Patani)、リゴール(六崑Ligor)等諸地にして、更に遠く印度にまで擴大してゐて、當時日本人の分布地域は、今日普通殆んど吾人の注意にも上つて來ない僻陬の地にまで及んでゐた。(岩生成「南洋日本人の研究」六頁)

然るに寛永十六年(一六三九年)徳川家光の發した鎖國令はこの輝しい發展途上にあつた我國民の海外發展の勢を一擧に閉息してしまひ、大東亞共榮圈の確立を二百年後らせたのである。

鎖國令廢止以後南洋に移民として渡航した最初のものは明治元年横濱駐在の布哇領事が日本政府との交渉によつて布哇の甘蔗園に送らせた百五十三名の契約移民であつた。其れ以來邦人の海外發展の潮流は東方米國線と、南方南洋線と、北方大陸線の三方向に向つて流れた。そしてこの流は急速にその水量を増した。これに對して白人は最近になつてこの流れの流に對しても政治的な遮斷(移民制限令等)を試みたのである。今『拓務要覽』によつて其の沿革を摘記すれば次の如くである。

我國の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたことは前述の通りであるが、眞の移民と看做すべきものは明治以後のものである。

明治元年最初の移民として布哇へ渡航した百五十三名の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其の後政府は移民の取扱を中止するに至つたが、明治十四年布哇王の來朝に次ぎ同十七年には日布渡航條約、日布勞働移民條約、航海條約の締結あり、其の結果同十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なること漸次認められ逐年移民は増加し、明治二十七年迄には約三萬人が渡航した。政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して其の保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者數を見るに、同三十一年には布哇へ一萬餘、カナダ、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、カナダへ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、其

の他合計三萬一千餘人が渡航して居る。然るに布哇移民は殆んど契約移民であつた。

布哇が明治三十一年北米合衆國に併せられ、同三十三年には其の一州となるに及び、當時米國に於て勵行せられたる契約移民禁止が此の地にも適用せられた爲、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り續々解散の已むなきに至つた。然し其の殘存會社は中米、南米兩方面に進路を見出し、明治三十六、七年頃には比律賓へ二千二百人、ペルーへ一千三百餘人、メキシコへ一千二百餘人を送出した。

米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の増加となつた。明治三十七年頃より布哇在留の邦人は米本國へ續々轉航し、又内地よりも直接米大陸へ自由渡航する者多く、同三十九年には一千七百、同四十年には二千七百の渡航者あり、米國に於ける邦人は同三十五年には五千人に過ぎなかつたものが、六年後の同四十三年には九萬一千餘となり、毎年一萬人の増加を見る状態となつた。然るに明治四十年、日米間に所謂紳士協約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此の結果一時墨

國熱が高まり、同三十九年に五千人、同四十年に三千七百人が契約移民として渡つた。紳士協約の締結にも拘らず、米國に於ける排日運動は益々猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借の禁止、市民權附與の制限等移民の目的は大半失はるゝに至つた。明治三十五年以來一萬人に近かつた布哇移民は、同四十一、二年に於ては三千人より二千人に減じ、米本國への入國は全く困難の状態となり、同四十一年には少數の自由渡航者があつたのみである。

此の政府の移民制限方針は其の他の方面にも現はれ、明治三十五年來毎年

一萬三、四千人より三萬六千人にも達した移民が同四十一、二年には、一萬人より四千人へと減少した。

然し此の時期に於て注目に價するものは邦人の南米進出である。明治四十一年最初の伯刺西爾移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の増加を見、移民會社取扱の移民は大部分ペルー、伯刺西爾、亞爾然丁に渡航したのである。

政府の移民制限方針に依つて、明治四十二、三、四年と激減したる移民數も、大正元年頃より再び増加の趨勢に向ひ、翌二年には二萬人を越ゆるに至つた。其の後移民は常に一萬人に達したが、我國情に鑑み人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱導せられ、移民制限方針は當然破棄されねばならなくなつた。そこで先づ政府は大正十年海外興業株式會社に補助費を交付して、海外移植民思想の宣傳普及と移植民の保護教養との施設を講せしめた。かくして伯刺西爾移民旺盛時代を現出するに至つた。

南洋契約移民は明治二十六年吉佐移民會社により鑛山労働者として濠洲ニューカレドニア島方面に送られたるものを以て嚆矢とし引續きクインスランド、フィジー等夫々數百名の契約移民が送出せられつゝあつたが、明治三十一年同島が米領となると共に契約移民禁止法が施行せられ、爲に當時亂立状態にあつた多數の移民會社はその營業の危機に直面し、何等かの手段によりその局面を打開すべき必要に迫られた。南洋地方はかかる事態の下に新なる移民送用地として登場したのである。

南洋移民發展の基礎となつたものは明治三十六年、比律賓島のベンゲット

道路工事に雇傭せられたる勞働移民である。即ちマニラよりダワバンを経てバキオに到る道路工事の爲明治三六、七年の兩年に互り約三千名の勞働者が契約移民として渡航し幾多の苦難と犠牲の後三十八年道路工事を完成したが、同時に彼等は其の職を失ひ、旅費ある者は幸じて歸國し、旅費なき者は職を求めて比島各地を流浪するの止むなきに立ち至つた。此の時に當り比島開拓の先驅者太田恭三郎氏は此等同胞救済の爲ミンダナオ島ダバオ灣内のスペイン人所有地に失業約百八十名を入植せしむる事に成功した。是即ち現今同地方に於ける邦人飛躍的發展の端緒である。

近代に於ける蘭領印度邦人發展の歴史は明治三十一年後藤實史氏がバタビヤに於て貿易商を營んだのに初る。その後漸次邦人の小賣商の進出を見たが此の時代に於て特筆すべきはスマラン、スラバヤ方面を根據として各地に活躍した、賣藥業者である。大正初期に至るまでは此の方面に於ける邦人は未だ著しき發展を示すに至らなかつたが、大正三年世界大戰の突發は邦人の商業的進出を量的竝に質的に強化した。即ち戰爭勃發と共に歐洲方面の物資の輸入杜絶したる爲此の間に日本商品の目覺しき進出を見、之に附隨して新に輸入業者、邦人大資本輸入商の進出を見た。大戰終了と共に歐洲諸國よりの商品輸入の復活及不況による購買力の減退等に依り本邦商品の輸入又激減し同時に大輸入業者は引揚げ又は解散し大いに其の數を減じたが、此等輸入業者の従業員店員等の多くは小輸入業者又は小賣業者に轉化し、小賣商は増加した。其の後昭和五、六年頃より低廉なる邦貨の輸入激増し之が取扱業者たる輸入商も増加した爲邦人商社の従業員として渡航する者漸次増加し其の數年々約四百名に達し、現在商業關係者は在留

邦人商業者の七割に達するに至つた。以上に依り明なる如く蘭領印度に於ける邦人の發展は其の當初より今日に至るまで専ら商業的であり此の點に於いて比律賓等とその趣を異にする。商業以外農業、鑛業、水産業等に從事する者もあるが此等は主として大資本を背景とする企業的小ものであり、此等拓植事業も又其の發展の形態としては商業者による小經營に其の端を有するものである。昭和八年入國令の改正、同十年非常時外國人勤勞條令の制定により邦人從業者の入國は著しく困難となり邦人の經濟的發展上尠からざる障礙を來しつゝある。

其の他英領馬來、シヤム、佛領印度支那地方等への本邦人の渡航は、明治四十年代より大正の初期にかけて始まつたものである。此等の地域への邦人發展の經過も又商業的と云ふべく渡航者は商業從業者がその大部分であつた。然し華僑の優勢と民度の低位、政府の排外的政策等の爲今日に至るまで大なる發展を示して居ない。只英領馬來に於ては明治四十年頃より護謨企業擡頭し邦人の護謨企業の爲渡航する者相次ぎ、又護謨企業の活況は經濟生活を活潑ならしめ邦品の輸入も増加したる爲商業從業者としての渡航者も増加し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものもあつたが大戦後の不況と數次に互る華僑の日貨排斥により非常なる苦境に陥つた。然し最近の我が輸出貿易の進展に伴ひ商業從業員の入國再び増加しつつある。

商業移民と相竝んで特記すべきものは漁業移民であつて、信すべき資料なき爲其の創始の年代を正確に知る事は不可能であるが稍々組織的に行はれるに至つたのは朝鮮、臺灣等の外地稼漁業が下火になつた頃、即ち大正の初期からであつて官廳の指導獎勵がこれに與つて力あつた。斯くて我が

漁業者は南支、比律賓群島、馬來半島よりスマトラ、ジャバ、セレベス等南洋到る所に進出するに至つたが、彼等は土人の幼稚なる原始的漁獲法に對し巧妙に優秀なる技術により沿岸漁族の捕獲に従事し漁業者として抜くべからざる勢力を形成するに至つた。

本邦移民の濠洲大陸發展は相當古い歴史を有し明治二十年代より三十年代にかけて渡航者も少くなかつた。當時クインスランド東岸は甘蔗栽培の初期であつた爲勞働の需要多く、此の方面に契約勞働者として渡航するものが多かつた。氣候馴化に強い本邦移民は北濠の酷熱の氣候によく耐へて活動を續け日本移民の新發展地として其の將來を期待せられて居つたのであるが、白濠主義の壓迫は明治三十五年遂に甘蔗耕作地の耕作移民を中絶せしむるに至つた。眞珠貝採取業者の渡航も明治二十年代に始まつたが技術優秀なる邦人は忽ちにして斯業に於ける勝利者となり不拔の地位を占むるに到つた。之が爲本邦人を拒否する時は濠洲の主要産業たる眞珠貝漁業の基礎を危くし英國商人に大打撃を與ふる事となる爲、耕作移民を禁止したる後に於ても眞珠貝採取業に従事する者のみは例外として其の入國を認め今日に到るまで依然邦人勞働者の活動が續けられ此等地方の眞珠貝漁業に絶體的地位を占めて居る。

既に述べた様に邦人契約移民の端緒となつたものは明治二十六年ニューカレドニア方面に送附せられた鑛業移民であり以後大正八年に至るまで引續きニツケル鑛山勞働者として、約三千五百餘名の邦人が送られたが其の後今日に至るまで邦人の渡航は杜絶えて居る。大正八年を境として邦人の渡航が杜絶した理由は明でないがフラン貨下落の爲生活困難となつた爲であると思はれる。尙ニューカレドニアは一九三〇年移民法を制定

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

し、勞働移民の入國を禁止したる爲、現在其の入國は困難なる事情にある。

英領北ボルネオの歴史は極めて新しく世に知られ初めてから僅に五十年位のものである。當領のタワオ地方は氣候風土等良好にして三十年前に邦人が渡航して以來拓かれた處で、現在日産農林業株式會社の麻園にマニラ麻栽培を目的とした家族移民が入植しつゝある。現在入植數百二家族六百二名に及んでゐる。

近年政府に於ても亦民間に於ても海外發展に對する諸種の施設を爲して其の獎勵指導を怠らず又一般國民にも海外思想普及し社會的、經濟的に難局に當つて我が國情と相俟つて移民の渡航も亦漸次増加の趨勢を辿るに至つた。

次に本邦内地人にして海外に在留する者の數を觀れば、在外邦人總數は百三十二萬一千三百九十五人であつて、此の數字中には官吏、會社員等も包含してゐるのであるが、大部分は海外移殖民と見て差支へない。是等の邦人を在留地別職業別に示すと第三表の通りである。

次に海外在住邦人の人口關係を見やう。嚴密な意味で一定地域の人口數を正確に知るには次の數式によつて計算されなければならない。

$$P_1 = P_0 + B + I - D - O$$

P_0 は考察される期間の初期の人口量、 P_1 は期間の終期 T_1 の人口量、 B は T_0 と T_1 の間の出生數、 D はその死亡數、 I は考察期間中の輸入移民數、 O は輸出移民數 (Dorothy Swaine Thomas: Research memorandum on migration differentials, P. 370)

然るにかゝる計算をなす統計は資料的現在まだ完備してゐないのであつ

人 職 業 別 人 口 (昭和十三年十月一日現在)

| 業 | 交 通 業 | | 公 務 自 由 業 | | 家 事 使 用 人 | | 其 他 ノ 有 業 者 | | 無 業 | | 從 屬 者 | | 番 號 | |
|---|--------|--------|-----------|--------|-----------|-------|-------------|--------|--------|---------|---------|---|-----|----|
| | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | | 女 |
| | 34,643 | 33,297 | 5,232 | 64,982 | 16,157 | 8,220 | 10,120 | 23,154 | 11,043 | 275,990 | 409,207 | — | — | 總 |
| | 30,784 | 29,615 | 5,231 | 60,696 | 15,011 | 3,955 | 7,276 | 16,775 | 9,161 | 109,524 | 189,635 | — | — | 1 |
| | 3 | 142 | — | 558 | 22 | 42 | 46 | 27 | — | 549 | 811 | — | — | 2 |
| | 3,491 | 2,536 | 1 | 2,606 | 920 | 3,637 | 2,447 | 5,268 | 1,743 | 77,607 | 108,096 | — | — | 3 |
| | 339 | 697 | — | 1,086 | 172 | 565 | 328 | 1,054 | 139 | 88,141 | 110,317 | — | — | 4 |
| | — | 2 | — | 20 | 1 | 44 | 53 | 1 | — | 24 | 96 | — | — | 5 |
| | 12 | 324 | — | 16 | 4 | 19 | 18 | 26 | — | 147 | 257 | — | — | 6 |
| | 3 | — | — | 27 | 2 | 7 | 6 | — | — | 44 | 92 | — | — | 1 |
| | 22,089 | 22,905 | 5,077 | 54,010 | 14,039 | 3,218 | 5,975 | 14,901 | 8,922 | 581,511 | 142,014 | — | — | 2 |
| | 8,267 | 6,530 | 153 | 5,744 | 841 | 547 | 989 | 1,265 | 218 | 20,884 | 33,909 | — | — | 3 |
| | 41 | 1 | — | 71 | 14 | 1 | 8 | 9 | 4 | 43 | 101 | — | — | 4 |
| | — | — | — | 21 | — | — | 1 | — | — | 4 | 8 | — | — | 5 |
| | 14 | 1 | — | 59 | 1 | 14 | 8 | — | — | 80 | 148 | — | — | 6 |
| | 14 | — | — | 8 | — | 23 | 5 | 1 | 1 | 68 | 20 | — | — | 7 |
| | 148 | 56 | 1 | 196 | 36 | 24 | 139 | 49 | 8 | 807 | 2,032 | — | — | 8 |
| | 1 | 1 | — | 19 | 6 | 1 | 10 | 1 | — | 202 | 418 | — | — | 9 |
| | — | — | — | 2 | 1 | — | — | — | — | 1 | 4 | — | — | 10 |
| | — | — | — | 9 | — | 1 | 4 | — | — | 8 | 10 | — | — | 11 |
| | — | — | — | 11 | — | — | — | — | — | 2 | 6 | — | — | 12 |
| | 49 | 3 | — | 168 | 27 | 8 | 22 | — | — | 170 | 486 | — | — | 13 |
| | 77 | 21 | — | 171 | 9 | 16 | 59 | 65 | 8 | 1,131 | 2,038 | — | — | 14 |
| | 93 | 97 | — | 199 | 62 | 95 | 50 | 484 | — | 4,549 | 8,327 | — | — | 15 |
| | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 20 | 22 | — | — | 16 |
| | 12 | 324 | — | 16 | 4 | 19 | 18 | 26 | — | 147 | 257 | — | — | 17 |
| | 3,491 | 2,536 | 1 | 2,606 | 920 | 3,637 | 2,447 | 5,268 | 1,743 | 77,607 | 108,096 | — | — | 18 |
| | 2,533 | 1,273 | — | 1,812 | 457 | 1,401 | 438 | 1,566 | 344 | 32,098 | 42,334 | — | — | |
| | 958 | 1,263 | 1 | 794 | 463 | 2,236 | 2,009 | 3,702 | 1,339 | 45,509 | 65,762 | — | — | |
| | 284 | 179 | — | 123 | 40 | 72 | 132 | 687 | 137 | 6,595 | 9,209 | — | — | 19 |
| | 3 | 36 | — | 114 | 5 | 2 | 1 | 58 | — | 1,195 | 2,001 | — | — | 20 |
| | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | 1 | 4 | — | — | 21 |
| | — | 4 | — | 4 | — | 31 | — | 2 | — | 88 | 183 | — | — | 22 |
| | — | 2 | — | 4 | — | 1 | 1 | — | — | 45 | 100 | — | — | 23 |
| | — | 2 | — | 6 | 1 | — | 1 | 4 | — | 78 | 109 | — | — | 24 |
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 3 | 5 | — | — | 25 |
| | — | 22 | — | 119 | 23 | 142 | 22 | 109 | — | 6,471 | 8,188 | — | — | 26 |
| | — | 4 | — | 5 | — | 1 | — | 13 | — | 212 | 284 | — | — | 27 |
| | — | 6 | — | 23 | — | 9 | — | 1 | — | 114 | 245 | — | — | 28 |
| | 48 | 284 | — | 624 | 98 | 193 | 154 | 133 | 1 | 72,097 | 87,949 | — | — | 29 |
| | 3 | 140 | — | 54 | 2 | 109 | 13 | 43 | — | 1,051 | 1,786 | — | — | 30 |
| | — | 1 | — | 4 | — | 5 | 1 | 6 | 1 | 11 | 31 | — | — | 31 |
| | 1 | — | — | 7 | 3 | — | 3 | — | — | 180 | 218 | — | — | 32 |
| | 3 | 144 | — | 558 | 22 | 42 | 46 | 27 | — | 549 | 811 | — | — | 33 |
| | — | — | — | 6 | — | — | 3 | — | — | 5 | 33 | — | — | 34 |
| | — | — | — | 1 | — | — | 1 | — | — | 1 | 1 | — | — | 35 |
| | — | — | — | 6 | — | — | — | — | — | 5 | 22 | — | — | 36 |
| | — | 4 | — | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | — | 11 | 29 | — | — | 37 |
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 38 |
| | — | — | — | 2 | — | 1 | — | — | — | 2 | 11 | — | — | 39 |

人口問題研究 第二卷 第一號

第三表 海外在留本邦

| 地 方 | 總 數 | | 農 林 業 | | 水 産 業 | | 鑛 業 | | 工 業 | | 商 | |
|----------------------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 總 數 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 總 數 | 1,171,423 | 661,899 | 509,524 | 95,028 | 11,863 | 8,307 | 45 | 13,738 | 2,123 | 54,624 | 8,740 | 84,910 |
| 1 亞 細 亞 洲 | 642,325 | 366,381 | 275,944 | 25,018 | 9,150 | 3,700 | 34 | 13,407 | 2,123 | 43,557 | 7,174 | 50,282 |
| 2 歐 羅 巴 洲 | 25,077 | 24,191 | 886 | 15 | 1 | — | — | — | — | 49 | 3 | 311 |
| 3 北 亞 米 利 加 洲 | 264,771 | 120,664 | 144,107 | 29,220 | 2,535 | 2,585 | 10 | 239 | — | 5,755 | 1,421 | 14,654 |
| 4 南 亞 米 利 加 洲 | 237,037 | 135,314 | 101,723 | 40,759 | 177 | 400 | 1 | 19 | — | 4,875 | 161 | 9,386 |
| 5 亞 弗 利 加 洲 | 217 | 115 | 102 | 4 | — | 4 | 4 | — | — | 1 | 1 | 56 |
| 6 太 洋 洲 | 1,896 | 1,596 | 300 | 47 | 1 | 590 | — | — | — | 206 | 8 | 221 |
| 1 極 東 露 領 國 | 1,524 | 1,421 | 103 | — | — | — | — | 1,072 | — | — | — | 271 |
| 2 滿 洲 洲 | 42,947 | 276,476 | 216,471 | 18,158 | 9,116 | 204 | 30 | 14,195 | 12,072 | 36,744 | 6,735 | 33,104 |
| 3 中 華 民 國 | 105,334 | 60,702 | 44,632 | 74 | — | 317 | 3 | 182 | — | 4,700 | 252 | 10,259 |
| 4 英 領 香 港 | 570 | 401 | 169 | — | — | — | — | — | — | 6 | 1 | 270 |
| 5 荷 領 澳 門 | 14 | 5 | 9 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 6 暹 羅 國 | 522 | 351 | 171 | 1 | — | — | — | — | — | 12 | — | 184 |
| 7 佛 領 印 度 支 那 | 234 | 194 | 40 | 7 | — | — | — | — | — | 1 | — | 86 |
| 8 英 領 馬 來 亞 | 5,908 | 3,499 | 2,409 | 157 | 11 | 1,019 | — | 60 | — | 211 | 34 | 920 |
| 9 英 領 薩 拉 瓦 克 | 1,494 | 963 | 531 | 208 | 3 | 277 | — | — | — | 114 | 93 | 140 |
| 10 佛 領 北 婆 羅 洲 | 13 | 8 | 5 | — | — | — | — | — | — | — | — | 5 |
| 11 イ ラ ン 國 | 40 | 26 | 14 | — | — | — | — | — | — | — | — | 8 |
| 12 ア フ ガ ニ ス タ ン 國 | 19 | 13 | 6 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 13 英 領 印 度 及 錫 蘭 | 1,400 | 812 | 588 | 12 | 1 | 15 | — | — | — | 65 | 33 | 366 |
| 14 蘭 領 東 印 度 群 島 | 6,419 | 4,212 | 2,207 | 142 | 137 | 401 | 1 | 7 | — | 200 | 10 | 2,113 |
| 15 比 律 賓 | 25,776 | 17,211 | 8,565 | 6,262 | 14 | 1,466 | — | 14 | — | 1,497 | 19 | 2,548 |
| 16 米 領 加 羅 林 群 島 | 61 | 37 | 24 | 2 | — | 1 | — | — | — | 7 | — | 7 |
| 17 太 平 洋 諸 島 | 1,896 | 1,596 | 300 | 47 | 1 | 590 | — | — | — | 206 | 8 | 221 |
| 18 北 本 布 | 264,771 | 144,107 | 120,664 | 29,220 | 2,535 | 2,585 | 10 | 239 | — | 5,755 | 1,421 | 14,654 |
| | 113,592 | 65,941 | 47,631 | 15,353 | 1,037 | 821 | 10 | 239 | — | 2,177 | 478 | 9,201 |
| | 151,199 | 78,166 | 73,033 | 13,867 | 1,498 | 1,764 | — | — | — | 3,578 | 943 | 5,453 |
| 19 英 領 加 拿 大 | 23,045 | 13,140 | 9,905 | 1,780 | 15 | 1,029 | — | 73 | — | 1,694 | 88 | 908 |
| 20 メ キ シ コ 國 | 5,025 | 3,014 | 2,011 | 450 | 1 | 274 | — | 5 | — | 136 | — | 744 |
| 21 エ ル ・ サ ル バ ド ル 國 | 9 | 5 | 4 | — | — | — | — | — | — | — | — | 3 |
| 22 キ ュ ー バ 國 | 672 | 488 | 184 | 213 | 1 | 30 | — | 1 | — | 23 | — | 92 |
| 23 パ ナ マ 國 | 351 | 247 | 104 | 2 | — | 4 | — | — | — | 25 | 3 | 164 |
| 24 コ ロ ン ビ ア 國 | 289 | 178 | 111 | 65 | — | — | — | 3 | — | — | — | 22 |
| 25 ヴ エ ネ ズ エ ラ 國 | 25 | 20 | 5 | — | — | — | — | — | — | — | — | 17 |
| 26 ベ ル ギ ー 國 | 21,503 | 13,261 | 8,242 | 1,966 | — | 2 | — | — | — | 421 | 9 | 4,009 |
| 27 ポ リ ヴ ァ イ ア 國 | 875 | 591 | 284 | 92 | — | 3 | — | — | — | 37 | — | 226 |
| 28 チ リ 國 | 695 | 450 | 245 | 37 | — | — | — | 8 | — | 20 | — | 232 |
| 29 ブ ラ ジ ル 國 | 199,880 | 111,438 | 88,442 | 34,917 | 156 | 86 | 1 | 2 | — | 1,134 | 35 | 1,968 |
| 30 アルゼンティン 國 | 6,659 | 4,828 | 1,831 | 1,103 | 1 | — | — | — | — | 1,363 | 26 | 965 |
| 31 ウ ル グ ア イ 國 | 89 | 56 | 33 | 16 | — | — | — | — | — | 1 | — | 14 |
| 32 パ ラ グ ア イ 國 | 520 | 293 | 227 | 83 | 2 | — | — | — | — | 1 | — | 22 |
| 33 歐 洲 諸 國 | 25,077 | 24,191 | 886 | 15 | 1 | — | — | — | — | 49 | — | 311 |
| 34 埃 及 國 | 72 | 36 | 36 | — | — | — | — | — | — | — | — | 25 |
| 35 エ テ イ オ ピ ア 國 | 4 | 2 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 南 阿 聯 邦 | 43 | 21 | 22 | — | — | — | — | — | — | 1 | — | 9 |
| 37 英 領 東 阿 弗 利 加 | 75 | 44 | 31 | 4 | — | 4 | — | — | — | 1 | — | 15 |
| 38 佛 領 アル ジ エ リ ー | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1 |
| 39 佛 領 モ ロ ッ コ | 22 | 11 | 11 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6 |

本表ハ外務省ノ調査ニ據リ關東州及南洋群島居住者ヲ含マズ。但滿洲國ニ於ケル滿鐵附屬地居住者ハ之ヲ含ム。從屬者ハ各職業別ニ加算ス。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

て海外在留邦人數に關しては只外務省の報告があるのみである。

外務省調査部の「海外各地在留邦人人口表」、によつて昭和十三年度在外本邦人人口の分布を六大陸在留地方別に觀察すると、亞細亞に於ける本邦人人口は六四二、三二五人で最も多く第一位を示し、次位は北亞米利加の二六七、七七一人で、第三位は中南米の二三七、〇三七人である。以下歐羅巴洲の二五、〇七七人、大洋洲の一、八九六人、亞弗利加洲の二一七人の如き分布状態を示してゐる。

又昭和十三年度の海外在留邦人（二、四九九、八一八人）の變動狀況を民籍別に觀察すると内地人は（十三年度一、四二一、一五八人）昭和十二年の調査（一、二七九、四九六人）に比し十四萬一千六百六十一人の増加を見てゐる。朝鮮人は昭和十二年度の八十萬一千二百九十九人に對して二十七萬人を増加し八〇一、二九九人になつてゐるが、これは主として滿洲及中華民國に於ける増加であり、臺灣人は昭和十二年一五、一五二人から昭和十三年の七、三五七人に約七、五六三人を減少したがこれは支那に於ける減少が主なるものである。關東州及び南洋委任統治地域を除いた海外在留邦人數は六十七萬八千四百五十三人で十二年に比し、十二萬八千六百六十三人の増加を見たが其の主なる移出國は滿洲及中華民國である。

今熱帯及亞熱帯地域への邦人進出狀況を見るにブラジルに於ては明治四十一年始めて邦人が進出して以來三十年在留本邦人數は十九萬九千八百八十人であつて前年よりも二千四百七十七人の増加を見てゐる。同國への移民は大正十四年以後特に著しい増進を示し昭和四年二萬六千人、同八年二萬四千人、同九年一萬九千人と増加してゐるが然るにブラジル政府は昭和九

年七月十六日公布の新憲法（移民制限條項を含む）によつて邦人入國許可割當數を一年二千八百四十九人と規定し昭和十一年四月更めて三千四百八十人に増加した。

北米合衆國では其の本土に約十一萬三千人、布哇に約十五萬七千餘人の在留がある。この中本土在留者は昭和十二年度に比して一千一百餘人の減少を來し、又布哇も七百三十一人の減少を來した。在米邦人は其の人口總數に於て夙に海外在留邦人の首位を占めてゐたのであるが、(1)昭和四年以後引續いた同國經濟不況特に第一世の主要職業である農業の不況がまた充分回復しないことも、(2)大正十三年の移民法成立以來移住者の皆無となつたのに反し歸國者が相踵いだこと、(3)同年本邦國籍法改正の結果出生兒の過半數を本邦人として計算しないことになつたため等の理由によつて其の増加率が漸減してゐるのである。本統計に計上されてゐない在米出生兒即ち日系米國市民に付ては即確な數字を知ることが出来ないが、昭和九年の在米各領事館の調査によると本土に約八萬人（日系第一世は約七萬一千人）、布哇に約十萬六千人（日系第一世は約四萬二千人）と推定されてゐるが、日系米市民の占むる割合は第一世の近年著しく減少してゐたのに反比例して増加してゐる。

南洋方面の在留者は昭和十三年度に於て前年に比し約一千二百餘人を増加し四萬四百六十四人になつた。地域別にその増加數を見るとフィリッピンの一七、七七八五人、泰國の一人、英保護領サラワク、ボルネオの五百七十三人、グアム島の四人、リバンの八人であるが他の諸國に於てはいづれも減少した。

殊に蘭領東印度に於ける減少は近年蘭印政府の本邦に對する各種の取扱

方の非友誼的なるため一例へば昭和八年の入國令改正(本邦人の入國許可額は一ヶ年八百人に限定された)、昭和十年八月二十四日に實施された非常外國人勤勞條令等の公布——本邦人の進出が阻碍されたによるものである。

ブラジルを除く中南米諸國に於てはアルゼンチン及メキシコの三百九十九人増を始めとして其他パラグアイの百人、ボリヴィアの百六人、サルヴァドルの二人、キューバの四十二人、チリーの九人、ウルグアイの十五人はいづれも些少の増加であるが、ペルーの六百四十七人、パナマの七人、コロンビアの五人は各、減少し、中南米全體として九千餘人の増加である。

尙ほ職業別にこれを見ると有業者は四十八萬六千二百二十六人であつて總數百十七萬一千四百二十三人に對し其の半數以上は主として家族の無業者である。有業者の内最も多數を占めてゐるものは商業であつて約十一萬九千餘人、其他の業務では農業が十萬六千餘人、次いで公務自由業(官公吏を主とした醫務、教育關係業等を含む)の約八萬一千餘人、工業の約六萬三千人等である。其の増加を昭和十二年度と比較すると各業とも増加してゐるがその最も顯著なものは公務自由業の約三萬二千餘人、次に農業及工業の約二萬餘人、其他有業者の十五萬餘人である。

今熱帯亞熱帯地在留邦人の職業分布を國別に見れば英領印度、ビルマ、セイロンの本邦人は一千四百人で内カルカツタ、孟買、カラチ方面にあるものは主として棉花の買付、又は綿糸布、雜貨等を取扱ふ邦人商會の社員であつてビルマ、セイロン地方のものは小商業、漁業、寫眞業に従事してゐる。

南洋方面ではフィリピンでは約一萬七千五百人がダヴァオ地方で麻裁

培に従事してゐる。蘭領東印度の約六千餘人、英領マレーの約五千餘人は漁業、ゴム、椰子の栽培關係者、輸出入貿易關係者、小賣業者、錫鑛業關係者であり英領北ボルネオの過半數は漁業關係者である。

北米本土在住者は約十一萬三千餘人であつて加州を中心として大部分太平洋沿岸に散在してゐる。野菜耕作、果樹、花卉の栽培等を主とする農業者が最大多數であるが、これに次ぐものは物品販賣、輸出入貿易業、飲食店經營、家庭使用人、洗濯屋、理髮業、日傭労働、工場及鐵道の職工、自動車運轉手である。

ハワイの邦人は約十五萬一千餘人であつて、朝鮮人を加へれば十五萬七千人に達する。其の職業は甘蔗耕作地の従事者、製罐業者、漁業者が多數であり其他會社員、商店員、土木建築業者、小賣業者、自動車運轉、洗濯業、日傭労働、家庭勞務に従事するもの多く、又教育關係者、醫務關係者等の自由職業者も多い。

中南米諸國では邦人數は合計二十三萬六千五百九十二人であつて其の八割四分を占めるものはブラジルで、これに次ぐものペルー、アルゼンチン、メキシコである。

ブラジルの邦人數は十九萬九千八百八十人で、その九割までがサンパウロ州に在住し、珈琲園に勞働してゐるが近來奥地に入り米、馬鈴薯、棉花の栽培に従事するものが増加した。

ペルーの邦人數は二萬一千五百三人で、其の大多數はリマ市、カリヤオ商港等に居住し、雜貨、食糧品の販賣、コーヒー店、理髮屋等の小營業に従事してゐるが海岸地方の者は米、棉、甘蔗を栽培してゐる。

アルゼンチンの邦人數は六千六百五十九人であつて其の過半數はブエノ

ス・アイレスに集中し洗濯業、運轉手、コーヒー店等の營業に従事してゐるが本邦商會の出張員として駐在してゐるものも多い。

メキシコの邦人數は約五千餘人であつてメキシコ市、ソーラ州、コアウイラ州、チウアウア州等に散在し雜貨食料品の販賣に従事するが農業者はメキシヤリーに漁業者はエンセチダ附近に居住してゐる。

濠洲地方の邦人數は一千八百九十六人であつてこれを地方別に見ると濠洲の一千七百餘人、西濠洲の五百五十人、北濠洲の約七百人、南濠洲の約三百人、ニューカレドニヤ島の百五十六人である。その職業は濠洲在住者は木曜島方面の眞珠採取業關係者が多く、クインスランド洲の漁業、製鹽業労働者、西濠洲の船舶従事者は多數であり、次に洗濯業者、會社員である。佛領ニューカレドニヤ在住者は農業關係者多く、漁業、小賣業、日傭労働者の順である。

アフリカのエヂプト、エチオピア、英領東阿、南阿聯邦、佛領アルジェリヤ、佛領モロッコを合せ邦人は漸く百九十三人を數へるに過ぎず其の大多數は商業關係者である。

尙ほ人口の動態統計に關しては殆んど資料がなく只東亞研究所の濱井氏の研究があるのみである。その據られた統計資料は届出より集計されたものであり、且つ員數も少ないので在外邦人の一般的人口現象を充分明かにすることは出来ないのであるが然しその傾向を知ることが出来るであらう。(濱井生三「東亞諸地域に在住する日本人の人口動態に關する」二・三の考察東亞研究所資料ノ内第八十三號C六五頁)

「支那、比律賓、蘭領東印度、馬來の四地域を含む東亞に在住する日本人の人口現象特に動態に關して、出生、死亡等の諸届より集録した統計に

依つてその概略を一瞥すれば次の如き結果となる。

東亞諸地域に於ける日本人の在住の歴史尙淺きを以て、各地域に於ける人口の年齢構成は單一のピラミッドを成さず、少年階級の少い構成であつて、ピラミッドが再構成せられつゝある段階にある。而して女子の數は男子に比して極めて少い人口構成であつて植民地的特徴を示してゐる。

平均婚姻年齢(再婚を含む)は概して男女共日本内地よりも高く、出生率を低下せしめる一因となつてゐる。而して男女の婚姻年齢の相關は大體に於て大差ないが、支那に於ては昭和十二年は昭和十二年よりも低下し、男女の年齢の差の分布が廣くなつてゐる。

出生率は一般に外地に於て低下して居るが女子の分娩年齢は外地に於て内地より低い。但し比律賓に於ては出生率が著しく高いことは注目し値する。年齢階級別に出生率を見るときは日本内地及び支那を含む溫帶型と比律賓、蘭印、馬來を含む熱帶型の二型を區別することが出来る。溫帶型は分娩年齢のモードが熱帶型よりも若く、出生率の年齢分布は熱帶型よりも稍、平たい傾向を持つてゐる。支那の中でも南支は兩型の移行型と見ることが出来る、明かに自然環境の影響を認めることが出来る。

死亡率は衛生状態の悪い外地にありて却つて日本内地よりも低くなつてゐる。併し之は人口構成の相違即ち壯年層が多くて老年層の少いことから来る誤差を含むものと考へられる。死因は内地と外地では多少の相違がある。外地に於て注意すべき死因は傳染病及び寄生蟲病である。殊に呼吸器の結核は最も多く、内地と同様に問題とさる可き性質のものである。其の他外死因も注目される可きものであり、衛生機關の不備の爲に起る不詳の原因も注意すべきである。自然増加率は出生率と平行して比律賓に於て著し

く高い。他の地域では種々高低があり特に年によつて違ふことは不健全な自然増加を示すものである。Vital Indexの観点より人口生産に就いて考へれば、支那に於ける日本人の人口生産の能率は一般に低く、南方諸地域では非常に高い。在支日本人は出生率も死亡率も生物學的能率も共に低く頗る不健康と言ふ可く、南方諸地域は出生率、死亡率共に低いが生物學的能率は高く、比較的健康と言へる。但し比律賓は出生率高く死亡率低く、従つて生物學的能率もよく、日本内地に於ける日本人よりも健康状態にあると考へられる。」

第四表 出生數及粗大出生率

| 地域 | 一九三六 | | 一九三七 | |
|------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 出生數 | 人口 (人口一〇〇ニツキ) | 出生數 | 人口 (人口一〇〇ニツキ) |
| 日本内地 | 男 一,〇七六,一九七 女 一,〇三三,七七一 | 男 三,四〇〇,〇〇〇 女 三,四〇〇,〇〇〇 | 男 一,二一六,一五四 女 一,〇六四,五八〇 | 男 三,七九七,〇〇〇 女 三,五五五,一〇〇 |
| 東亞 | 男 一,三〇〇 女 一,三三三 | 男 五五,二二七 女 四〇,三三〇 | 男 一,四一〇 女 一,三七一 | 男 六六,七四〇 女 四〇,八二二 |
| 支那 | 男 二,六九三 女 七,七五四 | 男 九五,五五七 女 三三,三三一 | 男 二,六七一 女 六,四四一 | 男 九七,五九五 女 三三,九一九 |
| 關印 | 男 一,四九八 女 八九 | 男 六〇,七六八 女 二〇,八四三 | 男 一,四六一 女 九 | 男 五九,八八九 女 二〇,八 |
| 比律賓 | 男 一六六 女 四七四 | 男 六四,九七七 女 一四,三三九 | 男 一六六 女 四七四 | 男 六四,九七七 女 一四,三三九 |
| 計 | 男 九三 女 四三 | 男 二二,〇八七 女 四,三六 | 男 一〇,四 女 三,九九二 | 男 四,七 女 三,九七 |

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

※ 大日本帝國統計年鑑第五六、五七回ニヨル。

| 地域 | 一九三六 | | 一九三七 | |
|------|--------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|
| | 死亡數 | 人口 (人口一〇〇ニツキ) | 死亡數 | 人口 (人口一〇〇ニツキ) |
| 馬來 | 男 三 女 五 | 男 四,三三四 女 三,九五一 | 男 一〇 女 七 | 男 四,一四五 女 三,八五五 |
| 日本内地 | 男 六,七〇八 女 五,九二二 | 男 三,四〇〇,〇〇〇 女 三,四〇〇,〇〇〇 | 男 一,八一 女 一,六一 | 男 三,五五五,一〇〇 女 三,五五五,一〇〇 |
| 東亞 | 男 六〇六 女 五九九 | 男 五五,二二七 女 四〇,三三〇 | 男 一〇 女 〇九 | 男 六五 女 五八 |
| 支那 | 男 一,〇〇五 女 七五 | 男 九五,五五七 女 三三,三三一 | 男 一〇五 女 一〇 | 男 一〇一 女 三九 |
| 關印 | 男 四 女 三 | 男 四四,二二 女 二〇,八四 | 男 〇九 女 〇八 | 男 四 女 一 |
| 比律賓 | 男 一四 女 一六 | 男 一四,三三九 女 六,七四八 | 男 一三 女 一六 | 男 一六,〇一九 女 七,八八二 |
| 馬來 | 男 三 女 一 | 男 四,三三四 女 三,九五一 | 男 三 女 一 | 男 四,一四五 女 三,八五五 |
| 計 | 男 五〇 女 五 | 男 七,一八五 女 〇,七〇 | 男 五九 女 七 | 男 七,〇三〇 女 〇,八四 |

尙ほ十二年度の外務省に届出された出生、死亡數は次の如くである。

(戶籍法第六十條及第六十一條に依り在外邦人よりの届出に依る身分届又は届出事件に關する證書の謄本を所轄大、公使、領事に於て受理したるときは同法第六十二條に據り處理し居れる處昭和十三年十二月一日より

昭和十四年十一月三十日迄の間に於て出生届、死亡届、国籍喪失届及婚姻届を外務大臣より市、區、町、村長へ送附したる數は出生届二八、五九四件、死亡届二二、四二五件、国籍喪失届一、三一九件、婚姻届二、八七四件、總計四五、二二二件にして其の内譯左の如し。

在外邦人の出生、死亡、国籍喪失、婚姻届表

(本省處理分 自昭和十三年十二月一日 至昭和十四年十一月卅日)

| 地方別及種別 | 出生 | | 死亡 | | 国籍喪失 | | 婚姻 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 亞細亞及南洋 (滿華を含まず) | 二、四一 | 二、三三 | 三、〇〇 | 二、三三 | — | — | — |
| 中華民國 | 二、〇〇〇 | 一、八〇五 | 三、八〇五 | 一、三九一 | — | — | — |
| 滿洲國 | 七、〇七〇 | 七、二九〇 | 一、四八五 | 三、五七二 | — | — | — |
| 北米合衆國 | 五、五二 | 一、二四 | 八、三三 | 三、〇五 | 一、二八 | 一、〇九 | 四、〇〇 |
| 加奈陀 | 二、八 | 一、七 | 一、六五 | 六、四 | 一、七 | — | — |
| 中南米諸國 (伯國を含まず) | 五、四 | 一、〇七 | 三、〇七 | 九 | — | — | — |
| 伯刺西爾國 | 二、六〇 | 二、三六 | 五、〇六 | 六、八 | — | — | — |
| 其他 | 二、六 | 一、七 | 五 | 一、六 | — | — | — |
| 合計 | 二、四七五 | 二、三六四 | 二、八五四 | 七、七七一 | 一、二八 | 一、〇九 | 四、〇〇 |

(又国籍法第二十條の二第二項の規定により指定せられたる外國即ち亞米利加合衆國、亞爾然丁國、伯刺西爾國、加奈陀、智利國、祕露國、墨西哥國の七箇國に於て出生したる者の内日本国籍を留保せる者及右指定國に於て大正十三年十一月三十日までに出生したる者の届書を外務省に於て處理したる數は昭和十三年十二月一日より昭和十四年十一月三十日に至る分七、八一三件にして其の内譯左の如し。)

国籍留保者の各國別及男女別表

(大正十三年十一月三十日までに出生したる者の届書を外務省に於て處理したる數をも含む)

(自昭和十三年十二月一日 至昭和十四年十一月三十日)

| 國別 | 男 | 女 | 計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 北米合衆國 | 五九二 | 五五二 | 一、一四四 |
| 亞爾然丁國 | 一四二 | 一一二 | 二五四 |
| 伯刺西爾國 | 二、六九〇 | 二、三九六 | 五、〇八六 |
| 加奈陀 | 一一八 | 一三七 | 二六五 |
| 智利國 | 四 | 八 | 一二 |
| 祕露國 | 四七〇 | 四五一 | 九二一 |
| 墨西哥 | 六二 | 六九 | 一三一 |
| 計 | 四、〇八八 | 三、七二五 | 七、八一三 |

第四章 アジア民族の熱帯移民

東、南アジアには世界總人口の半分が地球表面の四%にしかならない地域にとちこめられてゐる。然るに太平洋印度洋の對岸には東部より幾百萬の人口の流がはけ口の許可を求めてゐる廣大な無人の地域が存してゐる。アジアの内部にある未開拓のモンスーン、赤道、寒冷地帯への支那人、日本人、印度人移民の溢れ出る激流は近世に於けるアジア大陸の最も重要な而も看過されてゐる世界史的事實——民族的、政治的、經濟的問題なのであつて現在印度、太平洋地域には人口稠密な土地から稀薄な土地へと常に移民の流れを誘つてゐる人口壓力、生活標準の甚だしき不均衡があるのである。

この地方竝に東洋人締出しの排他的國家又は地方的政策に於て我々は文明人種を世界鬭争に捲き込むところの重大なる結果の萌芽を見出すのであ

る。

東印度諸島一帯への移住は第一世紀からの印度のものであつて七八年頃印度の王がババドに來り遊牧民を發見したことが傳へられてゐる。

又アラビヤの商人が東印度諸島に航海してきたのはモハメット時代よりづつと以前であつたが後回教はアラビヤ商人をしてその新教理の宣傳者と化しめたのである。然しこの改宗勧誘の効果は十三、四世紀の頃までは現はれなかつた。それでこのアラビヤ人の影響は人種的であるよりもむしろ文化的であつた。ポルトガル人が居留地を設けたのは十六世紀初頭であつた。(Alfred Cort Haddon: The wanderings of Peoples. 小山榮三譯「民族移動史」四七頁)

支那人が南洋へ移殖したのは甚だ古く唐代であつて九四三年に印度、セイロン、南洋群島の各地を會遊したアラビヤ人アブル・ハツサン・アリ・エレマスデ Abu-I-Hasan al-Elmasudi はスマトラに黄巢の亂を避けた支那人が多數耕植してゐたことを記してゐる。是以唐代當島中國海外正式開幕之始。此即華僑所以呼唐人之由來也。(李長傳著「中國殖民史」六一頁)

然し華僑が現在の如き世界に分布をなしたのは彼等が自ら進んで移民したのではなくして天地會等の祕密結社が殖民事業を經營し一方苦力として歐米人の手によつて世界各地に送られたものである。そのうちでも英領マレー半島は支那人の南洋移民の中心であつて一九〇四年から一九一三年の十年間の渡來者の數を見ても其の勢の一斑を知ることが出来る。

| | | |
|-------|---------|--------|
| 年次 | 移民數 | 契約移民 |
| 一九〇四年 | 二〇四、七九六 | 一六、九三〇 |
| 一九〇五年 | 一七三、一三一 | 一四、八六四 |

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

| | | |
|-------|---------|--------|
| 一九〇六年 | 一七六、五八七 | 一八、六七五 |
| 一九〇七年 | 二二七、三四二 | 二四、〇八九 |
| 一九〇八年 | 一五三、四五二 | 一三、六〇四 |
| 一九〇九年 | 一五一、七五二 | 一六、〇七一 |
| 一九一〇年 | 二一六、三二一 | 二六、三一五 |
| 一九一一年 | 二九六、八五四 | 二四、三四五 |
| 一九一二年 | 二五八、六四四 | 一三、七〇〇 |
| 一九一三年 | 二四〇、九七九 | 一四、一九八 |

全世界の華僑人口の正確な數字は不明であるが其の數は近來特に増加したものであつて一八九九年頃は四百萬人、一九〇三年頃は七百三十萬人、一九〇六年頃は七百七十萬人、一九〇八年には八百六十萬、一九二五年には九百九十萬となつてゐる。一九三三年の僑務委員會の報告では七百八十萬となつてゐるがこれは臺灣本島人(日本籍)を華僑から省いてゐるからであらう。

各大陸別にするると

| | |
|-------------|------------|
| アジア | 一一、一三六、五六八 |
| オーストラリア | 五〇、五三三 |
| 北米 | 一八六、四五四 |
| 南米 | 一七四、八九七 |
| アフリカ | 九、五〇〇 |
| ヨーロッパ(露を含む) | 二八、三〇〇 |

であつてアジア洲が最も多くその中南洋に住むものは實に五百九十七萬人を數へるのである。

三つの東洋の國のうちで人口壓力は印度、支那に於けるよりも日本に於て最も高い。

印度の工業資源は西部歐洲や合衆國に比べると限定されてゐるがそれでも日本に於けるよりも遙かに大であり多種であるに考へられなければならない。かくして急速な工業化はその數百萬の飼養を可能とするであらう。然しより高い生活標準の欲求と人口過剰は印度海岸より毎年約二〇〇、〇〇〇人の移民を餘儀なくしてゐる。

海外に居住してゐる印度人の總人口四、一二五、〇〇〇のうち一八六、〇〇〇が英帝國以外の地に住んでゐるのである。約一、九一〇、〇〇〇人の日本人は内地以外に住んでをり、只その七六二、五〇〇の日本人がその帝國外に住んでゐるのである。然し支那人は印度移民や日本移民よりも數に於て勝つてゐる。

陳達氏に従へば現在海外に住んでゐる支那人數は八、八一八、〇〇〇である。東洋人の排斥があるにも拘らず現在海外に居住してゐる東洋人の總數は約千六百萬である。主に經濟的恐慌と或程度古い移民國によつて採用された制限手段によつてアジアに於ける大陸移出は數年來挫折してゐる。

東洋から南阿への三つの移動——印度人、支那人、マレー人——は百五十年間に行はれたものである。

南阿への印度移民は支那人やマレー人の移民よりも遙かに成功してゐることは注意に價する。ナタールに於ても、英領ギアナ、ジャマイカ、トリニダットに於ても印度人の契約労働者は後に自由人となつた。その數は農園や鑛山に働いてゐる契約労働者の數を遙かに越えてゐる。苦力は農民、果樹栽培者、職人、商人、貿易商と大部分置き代へられ、小數の自由職業階級も見出される。今や約三二〇、〇〇〇の印度人がギアナ、西印度に居る。印度人口は今や英領西印度の數部の性質を變へつゝある。既にトリ

ニダットの人口の三分の一、英領ギアナの人口の三分の一は印度人である。彼等はそこに米作の知識と技術とを齎し、英領ギアナの耕作地の三〇パーセントは田である。一般に印度人は英國旗の下に諸國に移民した。極少の印度支那を除いて蘭領印度、ニューカレドニヤ、レユニオン、モザンビックの如き太平洋諸島に移民してゐるが特に蘭領ギアナには略五、〇〇〇人の印度移民を持ち、合衆國、英領ギアナの近接地域からの過剰人口を吸収して印度からの五七、〇〇〇人の移民を持つてゐる。

太平洋に於ては印度人はフィジに支那人はサモア、ツサイテイ、マルケサスに、日本人はハワイにその前哨地を持つてゐる。マレーでは印度人は十世紀も支那人に先んじたのであるが今日では支那人は四對一の割合で印度人より數が多く而も強固な地位を築上げてゐる。蘭領東印度では過去數世紀にジャヴァ、スマトラ、バリに印度人の植民地があり、その文化的影響は大であつたにも拘らず印度移民は遙かに其の數支那人移民に劣り、支那人の數は約一、二三四、〇〇〇人と計算されてゐる。

一般に東洋人の移民は總ての集團移動の如く地理學的に緯度、等溫線によつて限定されてゐる。然し支那人と日本人は印度人よりも廣い範圍の移民を示してゐる。これは恐らく黄色人種が氣候的變化により多き適應性を持つためであらう。印度の平均緯度と同じ北緯二十度と南緯二十度の地帯に嚴密に局限されてゐることは印度人にとつて不利に違ひない。これは印度人の移民は主に熱帯に限られることを意味するものである。

熱帯ブラジルは一九二四年以來日本海外移民の主な目的地であつた。又印度の移民も廣大な農業、工業資源の開發のために勧誘された。

然し不景氣と失業の結果として一九三二年に制限令が通過した。最も印

度人にとつて適應してゐるのは西印度の熱いモンスーン地方であつてこゝではその人口増加、農業的繁榮に寄與してゐる。

將來印度人移民に最も適した且つ重要な土地は東アフリカ、北西オーストラリヤ沿岸平野の如き未開拓モンスーン地方であつてかゝる所では印度人の農業經驗が非常な價値を發揮するであらう。然るに今や英、佛を始め白人の支配してゐる植民地に於ては東洋人移民の排斥又は制限が行はれてゐる。

| 未開拓赤道地方 | 總人口 | 平方哩人口 | 移住支那人數 | 移住印度人數 |
|------------|-----------|-------|-----------|-----------|
| セイロン | 五,三三〇,〇〇〇 | 二〇一 | — | 一,三三〇,〇〇〇 |
| 蘭領東印度 | 六,〇七〇,〇〇〇 | 二二 | 一,四〇〇,〇〇〇 | 二七〇,〇〇〇 |
| 英領ボルネオ | 六,〇〇〇,〇〇〇 | 二 | 五〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 |
| 未開拓モンスーン地域 | 總人口 | 平方哩人口 | 移住支那人數 | 移住印度人數 |
| ブルマ | 三,三三〇,〇〇〇 | 五七〇 | 一五〇,〇〇〇 | 一,四〇〇,〇〇〇 |
| マレー半島 | 三,五〇〇,〇〇〇 | 六〇 | 一,二〇〇,〇〇〇 | 六〇〇,〇〇〇 |
| 泰 | 一,六〇〇,〇〇〇 | 五八四 | 一,二〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 |
| 印度支那 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 七九 | 七〇〇,〇〇〇 | 六〇〇 |
| フィリッピン諸島 | 三,三三〇,〇〇〇 | 一〇四〇 | 八七〇,〇〇〇 | 不明 |
| 臺灣 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 三三〇 | 四三二,〇〇〇 | ナシ |

東部アジアのモンスーン地帯のうちブルマ、マレー半島は今尙比較的人口稀薄である。印度支那も殆んど一ぱいであり、アンナン、トンキンも既に大部分開拓され人口も稠密である。

これはガンジス平野、揚子江、球江の過剩人口たる印度人、支那人が比較的人口稀薄なモンスーン地帯附近へ集團的に移民したことを示してゐる。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

こゝには支那人、印度人の斷へざる侵入が比較的未開拓の土地に行はれてゐる。土人は主に山嶽森林地帯に住んでゐるので移民が樹を倒し、開墾し、町を作つたのである。一九二七年の一年間に四二八、三四三人の移民がビルマに、五一五、三九四人の移民がマレー半島に、一四二、五二二人の移民が泰に、六三、八八八人の移民が印度支那に入つた。同年に三〇三、一六七人がセイロンへ、四五、五六六人が蘭領東印度へ移民したのである。

次の表は一九三七年の調査に係はる人口稀薄な赤道ジャングル地域へ流れ込んだ移民の數を示してゐる。

| 支那人 | 數 | 總數に對する百分率 |
|---------|------------|-----------|
| 泰 | 一,九〇〇,〇〇〇 | 一九・〇 |
| 印度支那 | 七〇〇,〇〇〇 | 七・〇 |
| マレー | 一,八〇〇,〇〇〇 | 一八・〇 |
| ボルネオ | 一五〇,〇〇〇 | 一・五 |
| フィリッピン | 七〇,〇〇〇 | 〇・七 |
| 英領北ボルネオ | 五〇,〇〇〇 | 〇・五 |
| ハワイ | 二五,三一〇 | 〇・二 |
| 蘭領東印度 | 一,二四〇,〇〇〇 | 一二・四 |
| 太平洋諸島 | 五〇,〇〇〇 | 〇・五 |
| オーストラリヤ | 二〇,〇〇〇 | 〇・二 |
| 合衆國 | 七四,九五四 | 〇・七 |
| カナダ | 四五,〇〇〇 | 〇・四 |
| 其他 | 三,八七四,七三六 | 二八・九 |
| 計 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 一〇〇・〇 |
| 印度人 | — | — |
| 國名 | 數 | 總數に對する百分率 |
| ブルマ | 一,三〇〇,〇〇〇 | 三二・六 |

| 國名 | 數 | 總計に對する百分率 |
|-----------------|-----------|-----------|
| セイロン | 一、一三三、〇〇〇 | 二七・五 |
| マレー | 六二八、〇〇〇 | 一五・二 |
| 蘭領東印度 | 二七、六三八 | 〇・六七 |
| 英領ギアナ | 一三〇、〇七五 | 三・二 |
| トリニダット | 一三三、二七七 | 三・二 |
| 蘭領ギアナ | 五七、六〇六 | 一・四 |
| フイジー | 七六、七二二 | 一・九 |
| モーリチウス | 二八一、〇〇〇 | 六・八 |
| ケンヤ、タンカニカ、東アフリカ | 八六、二二〇 | 二・〇九 |
| 南アフリカ | 一八六、〇〇〇 | 四・五 |
| 合衆國 | 四、九〇一 | 〇・一 |
| オーストラリア | 二、〇〇〇 | 〇・〇五 |
| カナダ | 一、二〇〇 | 〇・〇三 |
| 其他 | 七七、三六七 | 一・八 |
| 計 | 四、一二五、〇〇〇 | 一〇〇・〇 |
| 日本人 | | |
| 滿洲 | 二四三、二六〇 | 一・二八 |
| 支那 | 五五、七〇八 | 二・九 |
| ハワイ | 一三四、〇四二 | 七・〇 |
| フィリッピン諸島 | 一六、六六七 | 〇・八 |
| 南洋委任統治領 | 一七、八〇〇 | 〇・九 |
| 合衆國本土 | 一四〇、九四五 | 七・四 |
| カナダ | 二二、六六四 | 一・二 |
| ブラジル | 一〇三、一六六 | 五・四 |
| 臺灣 | 二二〇、二七〇 | 一・五 |
| マレーとボルネオ | 一九、六五二 | 一・〇 |
| 蘭領東印度 | 五、〇〇〇 | 〇・二 |

| 朝鮮 | 太 | 其他 | 計 |
|---------|---------|---------|-----------|
| 五三〇、〇〇〇 | 二八四、三四五 | 一一六、四八一 | 一、九一〇、〇〇〇 |
| 二七・八 | 一四・九 | 六・一 | 一〇〇・〇 |

太平洋洲に於ける白人、アジア人種の發展は其の經濟的壓力、新しい病氣の輸入、調節の危機を含んだ文化接觸に基き原住人種の人口數の甚しき減退を伴つた。然しインドネシヤでは土着人種の衰退の代りにアジア移民の發展と土着人口の發展の兩者が起つた。ジャングルが鑛山や農場よりも今尙ほ重要であるマレー半島、泰、スマトラ、ボルネオでは人種接觸は今尙ほ人種敵對を伴つてゐない。

他方フィリッピン、ブルマ、ジャバ、セイロン、印度支那に於ては移民の優勢は社會的危機を含んだ人種情勢を醸してゐる。移民が農業労働よりも貿易、金貸し又は事務的仕事に轉ずるやうなところ、又は下賤な使役をする苦力として土民と競争するところではどこでも社會的暴動の機會が大である。

南東アジアに於けるこれらの總ての移民輸入國では外來アジア人の生活機能は西洋的事業——これは或る場合銀行、保險、貿易に互つてゐる——を競争すると云ふ理由からでなく土着中産階級の發展を防げると云ふ理由で一般の憤怒を買つてゐる。これがフィリッピン、印度支那、蘭領東印度に於て何らかの形に於ける制限令施行へ導くことにしたものである。印度に接近してゐると云ふ理由で人口壓力の最良の安全瓣であるビルマに於てさへ最近港や田舎の兩者に於て排印感情が露呈し、移民制限法が印度・ブルマ分離と同時に通過した。

同様マレーに於ても——法制的移民制限はないが——求職のために土民と競争が行はれてゐる。支那人や印度人がこれらの地域へ發展するとブルマ人、マレー人、アンナム人、ジャヴァ人、シンガリーズ人、太平洋島民の如き土民は經濟的搾取の必然的な過程に服従しなければならぬ。

人口壓力に餘儀なくされ、日本人も亦滿洲に其の影響力を強化し今や亞熱帯に向つて進んでゐる。同様にコーチン・チャイナ、カンボジャ、ジャヴァへの支那人の平和的侵入、ブルマへの印度人の平和的侵入は人種摩擦を齎してゐるのであつた。これは早晚東洋人自身の中に將來の鬭争の種を播いてゐるのである。

然し人種差別に關し歐米人からの侮辱とそれに對する憤懣の共同なアジア人の感情の出現とともに今狭いアジアの枠内に閉込められてゐるこの力は爆發しそして鬭争場はオーストラリア、ニージーランド、太平洋印度洋の對岸へと變ずるであらう。(V. R. Mukerjee: *The economic aspects of Asiatic emigration. Congrès international de la population, Paris 1937, IV. Démographie statistique, P. 53*)

一九一六年パリスン Parrishは合衆國議會に於て「熱帯は漸次温帶國に對する經濟的重要性を持つやうになつて來た、そして白人は決して熱帯植民を企圖しなかつた。又熱帯の土着民は白人支配以榮に自己を統治することは出来なかつた」と云ふ綱領を提出したのである。それにも拘らず有色人種の政治的願望と能力は増加し、民族自決、その自覺は白人の植民地又は半植民地的頤頤に反抗を昂めてゐる。フリッツピンの代表者はアメリカ人に支配されて天國へ行くより自己の政府を持つて地獄へ行く方を選ぶと云つてゐる。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

然し多くの熱帯に於ては白人が退却する時期に未だ到達してゐない。無智な、觀念論的人道主義者及びアジアの自決主義者は熱帯に於ける白人の行政に反對する多くの批難を向けるが、然し我々は白人の功罪を共に明確に認識しなくてはならない。「この地方へ多く旅行するものは白人が土人を支配する時が永ければ永い程土人の生活は旺盛になる。アメリカ人、和蘭人、英人の如き民族の政治的、社會的、科學的勞働管理によつて生活力が如何に高められてゐるかを實感するであらう」とプライスは述べてゐる。

經濟的分野を省みると我々は熱帯に多くの豊穠な土地を見出す。資源と軍事基地としての熱帯とが現在列國の熱帯に對する價值認識である。

多くの熱帯民族の歴史に於ける主なる特徴は温帶地方の強力な白人國家による搾取の形態である。そこには實質的な奴隸制が今尚ほ行はれてゐるのであるが、熱帯の民族はそれを自覺してゐないのである。熱帯民族の無氣力性は熱帯自體の風土的產物であるか、或は白人の去勢政策の結果であるかは一つの問題であらう。

第五章 白色人種の熱帯移民

一四九七年のクリスマスの夜ポルトガル國旗を掲揚した三艘の小船を伴つてヴァスコダガマ Vasco da Gama が印度に達する爲にモーゼル灣を出發して以來熱帯南洋の支配者はポルトガル・スペイン時代(一四九七—一六〇六年)、オランダ時代(一五八〇—一六五〇年)、英國・フランス時代(一七六〇—一八〇〇年)を経由したが總て白人であつた。(Gerhard Schott: *Geogra. Phie des indischen und stillen Ozeans, S.*)

世界の植民歴史家は白人が一五〇〇年以來二十世紀の初頭までに熱帯に侵入して行つた原因と經過とを詳細に記述してゐる。

| 大 陸 | 獨立國人口 | 非獨立國人口 | 總 計 | 總計に對する非獨立國百分率 |
|-------|--------------|------------|---------------|---------------|
| アフリカ | 三、一四〇、〇〇〇 | 一一、九四〇、〇〇〇 | 一五、〇八〇、〇〇〇 | 七七・二 |
| アメリカ | 二五、二九五、〇〇〇 | 五、一四〇、〇〇〇 | 三〇、三九五、〇〇〇 | 二・〇 |
| アジア | 九七、三三五、〇〇〇 | 一八、五五六、〇〇〇 | 一一五、九七一、〇〇〇 | 一三・一 |
| ヨーロッパ | 五四、一四〇、〇〇〇 | 二七、一〇〇、〇〇〇 | 八一二、二四〇、〇〇〇 | 〇・一 |
| オセアニア | 八、三〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、三〇〇、〇〇〇 | 一・六 |
| 總 計 | 一、八〇、〇三六、〇〇〇 | 二七、八八六、〇〇〇 | 二、〇七六、九二二、〇〇〇 | 一三・九 |

嘗て歐洲の諸國は永い間東部、南部國境に於てアジア人及びアフリカ人の壓迫を受け、血液的にも文化的にも其の影響を被つてゐた。

十五世紀からポルトガルとスペインに導かれた歐洲人の冒險心に富んだ水夫達が印度及び東印度を征服するために不毛なる西アフリカの熱帯沿岸の地理學的障壁を乗り越えた。そして大西洋を横切つてアメリカ・アジア・南洋の熱帯を迅速に支配しようとした。

當時熱帯がスペイン、ポルトガルの植民地となり得たのは二つの理由に基く。第一は早期の成功は便利な地理的位置を占めた民族が克ち得た。

南東歐洲人は既に進歩した文明の段階にあつた。そして溫暖な氣候に慣れ、北部アメリカの民族と密接に接觸してゐた。第二はこれらの所謂前機械時代侵入の成功の少なからざるものは科學の基礎的知識に基づいてゐると云ふことである。航海術、地圖作成、造船、火藥の使用等南西歐洲の民族は熱帯地方を征服のために科學を利用し始めた。

ヴァスコダガマにとつての探檢の目標は「クリスチヤンと香料」とを獲得することであつた。然しポルトガル、其他の歐洲の競争者にとつては新世界の發見は當時の資本主義の發展に伴つて原料市場、商品市場としての意義を持つこととなつた。そしてポルトガル人はアフリカ、印度、東印度、ブラジルの沿岸を領有した。

スペインの征服者は東印度を確保し。更に世界征覇の大目的をもつてアメリカ熱帯の高地、新世界沿岸に戰略的基地を建設し適温な島嶼にその居留地を建設した。東部、西部の兩熱帯に官吏、軍人等の滞在者と移民の二つの流が相ついで起り、後れて和蘭、英國、佛蘭西、其他も貿易の目的で居留地、定住地を獲得しようとして努力した。

最初から東流した潮流と西へ流れた潮流とはその性質と効果が全く違つて表はれた。同じ熱帯と云つても其の氣候、風土、土着人口の稠密度、その文化的段階、其の資源的價値は決して同一ではなかつた。

一般的に云へば新來者はアメリカ熱帯の數部に於て白人の移民社會を建設することが出來たが、熱帯アジア、アフリカに於ては數代に亙つても尙ほ定着出來ず彼等は常に「よそ者」としての滯在的の位置に留つてゐた。

メリデス・タウンゼンドは印度に關し次の如く書してゐる。(Meredith Townsend: Asia and Europe. P. 85)

「印度には白色人種が住まず、白人の移民地がないばかりではなく永住する目的を持つた一人の白人も居ない。その後嗣者を援助し、勵まし、調停する支配者も居ない。成功した軍人も家庭を建設しない。財産を作つた白人も邸宅を作らず其の子孫のために不動産を買ふことはしない。開拓者、運轉手、人夫頭でさへ六十歳にならない中にその土地と別れを告げ、子供も、家も、自分の跟跡も後に残さない。白人は印度に根を下してゐないのである。」

トインビーは歐洲人は印度の氣候に適合することが出來ず、そしてカナーンに侵入したイスラエル人がカナーン人を絶滅したやうに——アメリカでなした如く——印度で英國人が原住民殺戮政策をとつたとしても現存

の土着人口は殲滅するべく餘りに數多く、且つ文明に於て進歩してゐるのである。斯くして東半球に於ては印度は一九二一年に三一九、〇〇〇、〇〇〇の人口に對しわづか一五六、六三七の白人を有するのみであり、これらの白人のうち四五、〇〇〇は婦人であつた。ユーラジヤ人も一一三、〇〇〇人の少數を數へるのみである。(A. J. Toynbee: A study of history, Vol. I, P. 212)

現在世界の植民地、委任統治領となつてゐるものの大部分は熱帯又は熱帯に屬してゐる。クチンスキーの記述に従つて其の人口關係を分析してみよう。(Robert R. Kuczynski: Colonial population. P. 17)

二〇億八千萬の世界總人口のうち二億七千萬即ち一三パーセントが植民地又は委任統治領に住み、この二億七千萬のうちアジアに住むものが五五パーセント、アフリカに住むものが四二パーセント、其他が三パー

セントである。而して二億七千萬の總數のうち四分の一は英國、四分の一は和蘭、四分の一は佛蘭西、他の四分の一が他の國家の統治下にある。

第五表は植民地及委任統治領の人口の人種的構成を示したものであつてアフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパに於ては白人(純歐洲人系統)、アジア人(雜種を含むアジア系統)、アフリカ人(諸雜を含むアフリカ系統)を區別しオセアニアに於ては白人、アジア人、雜種、土民に區別した。大陸別、統治國別の白人數を見れば約四、五〇〇、〇〇〇を數へる白人數は植民地、委任統治領の總人口の一個三分の二、パーセントを占めてゐるに過ぎない。

第五表 植民地及委任統治領の人種別人口

| 地域 | 日付 | 白人 | アジア人 | アフリカ人 | 其他不明 | 總計 |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|------|-----------|
| A アフリカ | 一九三一年三月八日 | 八〇一、〇八六 | 五、七五二、三六五 | | | 六、五五三、四五一 |
| | 一九三四年六月八日 | 八二九、四八九 | 六、〇八一、〇五五 | | | 六、九一〇、五四四 |
| アルゼリア | 一九三六年三月八日 | 八五八、九〇九 | 六、三七五、七七五 | | | 七、二三四、六八四 |
| | 一九三二年五月三日 | 一、六〇三 | 一七二 | 四九七、〇〇六 | | 四九八、七八一 |
| バストラランド | 一九三六年五月五日 | 一、四三四 | 三四一 | 五六〇、六三六 | | 五六二、四一一 |
| | 一九三二年五月三日 | 一、七四三 | 五二 | 一五一、一八八 | | 一五二、九八三 |
| ベチヤナランド | 一九三六年五月五日 | 一、八九九 | 六六 | 二六三、七七一 | | 二六五、七五六 |
| | 一九三二年一月一日 | 二二二、二九〇 | 一三九 | 九、四一八、七五〇 | | 九、四四一、二一一 |
| 白領ユンゴ | 一九三三年一月一日 | 一八、五三九 | 一二七 | 九、三八三、一四六 | | 九、四〇一、八四四 |

| 地域名 | 年 | 人口 | 出生率 | 死亡率 | 自然増減率 | 性別比 | 平均年齢 |
|---|------|-----|------|-----|-------|-----|------|
| カメ ル 委 シ | 一九三一 | 一三三 | 二七・八 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 二五・四 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 三〇・四 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 三二・六 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 三五・四 | — | — | — | — |
| カメ ル 委 シ | 一九三一 | 一三三 | 二一・三 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一九・九 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 二〇・四 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 二二・五 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 二四・六 | — | — | — | — |
| ケ ン ヤ | 一九三一 | 一三三 | 一七・五 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一七・五 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一七・五 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一七・五 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一七・五 | — | — | — | — |
| マ ダ ガ ス カ ル | 一九三一 | 一三三 | 一九・六 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 二一・二 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 二一・九 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 二二・二 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 二二・二 | — | — | — | — |
| モ ー リ チ ウ ス | 一九三一 | 一三三 | 一〇・二 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一〇・二 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一〇・二 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一〇・二 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一〇・二 | — | — | — | — |
| モ ロ ツ コ （佛） | 一九三一 | 一三三 | 一七・七 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一七・八 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一七・八 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一七・八 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一七・八 | — | — | — | — |
| 佛 領 西 ア フリ カ | 一九三一 | 一三三 | 二一・四 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一九・四 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一九・四 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一九・四 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一九・四 | — | — | — | — |
| 佛 領 赤 道 ア フリ カ | 一九三一 | 一三三 | 二二・七 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 二一・五 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 二一・五 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 二一・五 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 二一・五 | — | — | — | — |
| ケ ー プ ヅ エ ル デ 諸 島 | 一九三一 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| ガ ン ビ ア | 一九三一 | 一三三 | 一四・六 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一四・七 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一四・七 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一四・七 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一四・七 | — | — | — | — |
| ゴ ー ル ド コ ー ス ト | 一九三一 | 一三三 | 一六・八 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一七・二 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一七・二 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一七・二 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一七・二 | — | — | — | — |
| ケ ー プ ヅ エ ル デ 諸 島 | 一九三一 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三二 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三三 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三四 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |
| | 一九三五 | 一三三 | 一五・二 | — | — | — | — |

| 地域 | 年 | 人口 | 出生率 | 死亡率 | 自然増減 | 人口密度 |
|------------|------|--------|-------|------------|------------|-----------|
| ニジェリア | 一九三一 | 四、六七二 | 四九〇 | 一九、一二五、六九九 | 一九、一三〇、八五九 | 一、三〇九、五二八 |
| | 一九三一 | 一三、八四六 | 一七六 | 一、二九五、五〇六 | 一、六〇三、四五四 | 一、六〇九、九一五 |
| 北ロデシア | 一九三一 | 一、九七五 | 一、五九一 | 一、五九九、八八八 | 一、六〇六、四三一 | 一、六〇三、九一五 |
| | 一九三二 | 一、九〇一 | 一、五八三 | 一、六〇八、〇二三 | 一、六〇三、九一四 | 一、六〇三、九一四 |
| ニヤサランド | 一九三三 | 一、八一七 | 一、四七四 | 一、六〇〇、七二三 | 一、六〇三、二五七 | 一、六〇三、二五七 |
| | 一九三四 | 一、八〇〇 | 一、四〇一 | 一、六〇〇、〇七六 | 一、六〇三、二五七 | 一、六〇三、二五七 |
| 葡領ギネア | 一九三五 | 一、七八一 | 一、四〇〇 | 一、六〇〇、〇七六 | 一、六〇三、二五七 | 一、六〇三、二五七 |
| | 一九三一 | 九八三 | 二六 | 三六三、九二〇 | 三六四、九二九 | 三六四、九二九 |
| ルアンダ・ウルンヂ | 一九三一 | 九〇四 | 五五〇 | 三、四五〇、〇四七 | 三、四五〇、〇四七 | 三、四五〇、〇四七 |
| | 一九三二 | 八一 | 五二三 | 三、四五〇、一二六 | 三、四五〇、一二六 | 三、四五〇、一二六 |
| シエラレオン | 一九三三 | 八〇三 | 五五九 | 三、〇三五、二三五 | 三、〇三六、五九七 | 三、〇三六、五九七 |
| | 一九三四 | 八六八 | 五三四 | 三、二九一、七六八 | 三、二九三、一七〇 | 三、二九三、一七〇 |
| ソマリイランド(英) | 一九三五 | 八九三 | 五八〇 | 三、三八五、七〇七 | 三、三八七、一八〇 | 三、三八七、一八〇 |
| | 一九三一 | 七一八 | 一、二一六 | 一、七六六、六九七 | 一、七六八、六三一 | 一、七六八、六三一 |
| ソマリイランド | 一九三一 | 六二八 | 四九九 | 六八、六五五 | 六九、七八二 | 六九、七八二 |
| | 一九三一 | 六八 | 二、一五七 | 三四五、一五八 | 三四七、三八三 | 三四七、三八三 |
| 南西アフリカ | 一九三一 | 一九、四三二 | 一一 | 二〇八、二九六 | 二二七、七三九 | 二二七、七三九 |
| | 一九三二 | 三三、八四〇 | 一一 | 一三七、六四七 | 二七〇、四八七 | 二七〇、四八七 |
| スワチランド | 一九三三 | 三三、〇〇〇 | 一一 | 二四二、二九〇 | 二七四、二九〇 | 二七四、二九〇 |
| | 一九三三 | 三三、〇〇〇 | 一一 | 二四一、七三三 | 二七三、三三三 | 二七三、三三三 |
| スワチランド | 一九三四 | 三一、六〇〇 | 一一 | 二三五、三三〇 | 二六六、九三〇 | 二六六、九三〇 |
| | 一九三五 | 三一、八〇〇 | 一一 | 二四八、二六四 | 二八〇、〇六四 | 二八〇、〇六四 |
| スワチランド | 一九三六 | 三一、〇四九 | 一一 | 三二八、四六七 | 三五九、五一六 | 三五九、五一六 |
| | 一九三一 | 二、二〇五 | 七 | 一〇四、七四九 | 一〇六、九六一 | 一〇六、九六一 |
| スワチランド | 一九三一 | 二、六五〇 | 一一 | 二二〇、六六〇 | 二二三、三二〇 | 二二三、三二〇 |
| | 一九三二 | 二、七二五 | 一一 | 二二二、三五〇 | 二二五、〇八五 | 二二五、〇八五 |
| スワチランド | 一九三三 | 二、七七五 | 一一 | 二二二、九九〇 | 二二五、七七五 | 二二五、七七五 |
| | 一九三四 | 二、八三〇 | 一一 | 二二三、七二〇 | 二二六、五六〇 | 二二六、五六〇 |
| スワチランド | 一九三五 | 二、八八五 | 一一 | 二二四、四六〇 | 二二七、三五五 | 二二七、三五五 |

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

| 国名 | 年 | 人口 | 増減 | 出生率 | 死亡率 | 自然増減率 | 出生率 | 死亡率 | 自然増減率 | |
|------------|-------|------|----|---------|-----------|-----------|-----|-----|-----------|---------|
| タンガニカ | 一九三六 | 五 | 五 | 二、七三五 | 二 | 一四三、二七八 | — | — | 一四六、〇一五 | |
| | 一九三一 | 四 | 二六 | 八、二二八 | 三三、五八四 | 五、〇三二、八四八 | — | — | 五、〇六三、六六〇 | |
| | 一九三二 | 二 | 三三 | 八、二一七 | 三三、六八七 | 五、〇二二、六四〇 | — | — | 五、〇六三、五四四 | |
| | 一九三三 | 二 | 三三 | 八、一五一 | 三一、四七七 | 四、九三三、一七九 | — | — | 四、九七二、八〇七 | |
| | 一九三三 | 二 | 三三 | 八、三〇四 | 三〇、一二六 | 五、〇〇〇、一六〇 | — | — | 五、〇三八、五九〇 | |
| | 一九三四 | 二 | 三三 | 八、一九三 | 二九、六四〇 | 四、九五〇、五〇五 | — | — | 四、九八八、三三八 | |
| | 一九三五 | 二 | 三三 | 八、四五五 | 三三、四四七 | 五、〇九六、一七八 | — | — | 五、一三八、〇八〇 | |
| | 一九三一 | 四 | 二六 | 四三 | — | 二九三、六七一 | — | — | 二九三、七一四 | |
| | 一九三一 | — | — | 五八八 | 五八 | 七四九、一五二 | — | — | 七四九、七九八 | |
| | 一九三二 | — | — | 五八五 | 七二 | 七五〇、九九五 | — | — | 七五一、六五二 | |
| トーゴランド(佛委) | 一九三三 | — | — | 四四八 | 六三 | 七五三、三〇〇 | — | — | 七五三、八一 | |
| | 一九三四 | — | — | 四一八 | 五五 | 七六一、一五六 | — | — | 七六一、六二九 | |
| | 一九三五 | — | — | 四一八 | 五五 | 七六一、一五六 | — | — | 七六一、六二九 | |
| | 一九三一 | — | — | 一七五、七六四 | 二、二三四、九二八 | 七六二、九四七 | — | — | 七六三、四二〇 | |
| | 一九三一 | 三 | 二二 | 二、〇〇一 | — | — | — | — | 二、四一〇、六九二 | |
| ウガンダ | 一九三二 | 二 | 三三 | 一、八一 | 一四、〇六一 | 三、五三六、八六八 | — | — | 三、五五三、五三四 | |
| | 一九三三 | 二 | 三三 | 一、八五四 | 一四、二〇四 | 三、六〇四、一三五 | — | — | 三、五八四、七五八 | |
| | 一九三四 | 二 | 三三 | 一、九五九 | 一五、〇八六 | 三、六二三、五九一 | — | — | 三、六二〇、一九三 | |
| | 一九三五 | 二 | 三三 | 一、九九四 | 一四、八六〇 | 三、六四四、二四五 | — | — | 三、六四〇、六三六 | |
| | 一九三一 | 三 | 二八 | 二七八 | 三七、五二三 | 一九七、六三七 | — | — | 三、六六一、〇九九 | |
| | 北アメリカ | 一九二九 | 一〇 | — | 二八、六四〇 | 四七九 | 一三六 | — | — | 二三五、四二八 |
| | | 一九三〇 | 一〇 | — | 四一三 | — | — | — | — | — |
| | | 一九三四 | — | — | 三三四 | — | — | — | — | — |
| | | 一九三二 | 七 | — | 四、三二一 | — | — | — | — | — |
| | | 一九三一 | 七 | — | 四、三二一 | — | — | — | — | — |
| 中央アメリカ | 一九二一 | 四 | 二四 | 九一四 | 一八 | 二八、八三五 | — | — | 二九、七六七 | |
| | 一九二一 | 四 | 二四 | 一〇、七四八 | — | 一四六、〇二六 | — | — | 一五六、七七四 | |
| | 一九二一 | 四 | 二四 | — | — | — | — | — | — | |
| | 一九二一 | 四 | 二四 | — | — | — | — | — | — | |

| | | | | | | | |
|---|------|---|----|-----------|---------|---------|-----------|
| ベ ル ム ダ | 一九三二 | 五 | 一七 | 二二、七〇六 | 一 | 一六、四六七 | 二九、一七三 |
| | 一九三一 | 二 | 三一 | 一二、四六二 | 一 | 一六、六七四 | 二九、一三六 |
| | 一九三三 | 二 | 三一 | 一二、七五六 | 一 | 一七、〇六三 | 二九、八一九 |
| | 一九三四 | 二 | 三一 | 一二、八九四 | 一 | 一七、四四五 | 三〇、三三九 |
| | 一九三五 | 二 | 三一 | 一三、一六七 | 一 | 一七、八六一 | 三一、〇二八 |
| カ イ マ ン 諸 島 | 一九二二 | 四 | 二五 | 一三、〇〇八 | 一 | 一八、一八二 | 三一、一九〇 |
| | 一九三二 | 四 | 二五 | 一、九九四 | 一 | 三三、二五九 | 五、二五三 |
| | 一九三三 | 八 | 七 | 二、三六八 | 二 | 三三、六三七 | 六、〇〇九 |
| | 一九三四 | 八 | 七 | 二、三六八 | 二 | 三三、六三七 | 六、〇〇九 |
| ド ミ ニ カ | 一九二二 | 四 | 二四 | 五五六 | 一 | 三六、三六二 | 三七、〇五九 |
| グ レ ナ ダ | 一九二二 | 四 | 二四 | 八一四 | 一 | 六二、七九六 | 一四一 |
| ジ ヤ マ イ カ | 一九二二 | 四 | 二五 | 一四、四七六 | 一 | 八一七、六四三 | 三、六九三 |
| | 一九二二 | 四 | 二四 | 一一二 | 一 | 一一、〇〇八 | 一一、二二〇 |
| | 一九三二 | 二 | 三一 | 一一一 | 一 | 一一、七七九 | 一一、八八〇 |
| | 一九三三 | 二 | 三一 | 一〇三 | 一 | 一一、九五九 | 一一、〇六二 |
| | 一九三四 | 二 | 三一 | 一〇五 | 一 | 一一、〇五六 | 一一、一六一 |
| | 一九三五 | 二 | 三一 | 一〇七 | 一 | 一一、一五七 | 一一、二六四 |
| モ ン ト セ ラ ー ト | 一九三〇 | 四 | 一 | 一八、八一四 | 一 | 二〇、三八五 | 三九、四六七 |
| パ ナ マ 運 河 地 帯 | 一九三〇 | 四 | 一 | 一、二四六、七一九 | 一 | 三九七、一五六 | 一、五四三、九一三 |
| ペ ル ト リ コ | 一九三〇 | 四 | 一 | 一一、二二九 | 一 | 三六、九五九 | 三八、二一四 |
| サ ン キ ツ、 ヌ ヴ イ ス | 一九三一 | 四 | 二四 | 二、一七三 | 一 | 四四、五四九 | 四七、九六一 |
| サ ン ヴ ア ン サ ン | 一九三一 | 四 | 二六 | 四一、一一八 | 一 | 二二七、五一六 | 四二二、七八三 |
| ト リ ニ ダ ツ ト・ ト バ | 一九三二 | 四 | 二六 | 二二〇 | 一 | 五、四〇二 | 五、六一二 |
| タ ー ク ス、 カ イ コ ス 諸 島 | 一九二二 | 四 | 二五 | 一六〇 | 一 | 五、一四〇 | 五、三〇〇 |
| | 一九三二 | 二 | 二五 | 三六 | 一 | 五、〇四六 | 五、〇八二 |
| | 一九三三 | 二 | 二五 | 二二 | 一 | 五、一八七 | 五、二〇九 |
| ヴ ア ー ジ ン 諸 島 (英) | 一九三〇 | 四 | 一 | 二二、〇一〇 | 四〇 | 一九、九六二 | 二二、〇二二 |
| ヴ ア ー ジ ン 諸 島 (米) | 一九三一 | 四 | 二六 | 二、一二七 | 一三三、四九一 | 一六六、六一五 | 八、七〇〇 |
| | 一九三一 | 二 | 三一 | 二、〇八五 | 一三四、九三八 | 一六七、八八三 | 八、七二三 |
| 南 ア メ リ カ | | | | | | | 三三三 |

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

英領ギアナ

一九三二 一二三三一 二、〇七八 一三七、〇七四 一六九、八九〇 八、七七一 三一七、八一三
 一九三三 一二三三一 二、〇五一 一三八、二二三 一七二、〇九六 八、八九〇 三三一、二六〇
 一九三四 一二三三一 二、〇三九 一三九、一〇三 一七三、一二五 八、九〇四 三二二、一七一
 一九三五 一二三三一 二、一八六 一四一、五七五 一七五、四一四 九、〇四四 三二八、二一九

スリナム

一九三一 一二三三一 一、七二五 七〇、一〇三 一七、二四二 一七、二四二 六六、八一八 一五五、八八八
 一九三二 一二三三一 一、七九八 七一、五八四 一七、〇〇〇 一七、〇〇〇 六七、八一二 一五八、一九四
 一九三三 一二三三一 一、八五八 七三、二六四 一七、〇〇〇 一七、〇〇〇 六九、〇八六 一六一、二〇八
 一九三四 一二三三一 一、八八六 七四、九六七 一七、〇〇〇 一七、〇〇〇 七〇、二三二 一六四、〇八五
 一九三五 一二三三一 一、九三八 七六、二三九 一七、〇〇〇 一七、〇〇〇 七一、一六六 一六六、三四三

C アジア

ブルネイ

一九三一 四一 六〇 三〇、〇七一 三〇〇 四 三〇、一三五
 一九三二 三一八 八、九三七 四、四九五、三一二 三〇〇 四、五〇四、五四九
 一九三三 二二六 九、一五三 五、二九七、四一八 三〇〇 五、三〇六、八七一
 一九三二 六 九、七〇〇 五、三七六、一〇〇 三〇〇 五、三八六、一〇〇
 一九三三 六 九、八〇〇 五、四〇五、四〇〇 三〇〇 五、四一五、五〇〇
 一九三四 六 一〇、〇〇〇 五、五四一、三〇〇 三〇〇 五、五五一、六〇〇
 一九三五 六 一〇、一〇〇 五、五八八、一〇〇 三〇〇 五、五九八、五〇〇

セイロン

一九三一 四一 六二 一、七一三、〇九六 五、〇六〇、五〇七 一、七一九四、九八〇
 一九三二 四一 二〇七 五、〇六〇、三〇〇 五、〇六〇、三〇〇 五、一九四、九八〇
 一九三三 四一 二一九 五、一九四、七六一 五、一九四、七六一 二八四、三七六
 一九三四 四一 七四〇 二八三、六三六 二八三、六三六 二八四、三七六
 一九三二 七 三一、一一四 二二、四二〇、三七二 二二、四五一、四八六
 一九三三 七 三一、六九五 二二、九九八、六六〇 二二、〇三〇、三五五
 一九三四 八 一六、四七六 八三三、二二七 八三三、二二七 八四九、七五一
 一九三五 七 二七〇 二〇六、〇〇〇 二〇六、〇〇〇 二〇六、二七〇

マレー聯邦

一九三一 四一 六二 一、七一三、〇九六 五、〇六〇、五〇七 一、七一九四、九八〇
 一九三二 四一 二〇七 五、〇六〇、三〇〇 五、〇六〇、三〇〇 五、一九四、九八〇
 一九三三 四一 二一九 五、一九四、七六一 五、一九四、七六一 二八四、三七六
 一九三四 四一 七四〇 二八三、六三六 二八三、六三六 二八四、三七六

佛領印度支那

一九三一 七 二二、四五一、四八六 二二、四五一、四八六 二二、〇三〇、三五五
 一九三二 七 三一、〇三〇、三五五 三一、〇三〇、三五五 三一、〇三〇、三五五
 一九三三 八 一六、四七六 八三三、二二七 八三三、二二七 八四九、七五一
 一九三四 七 二七〇 二〇六、〇〇〇 二〇六、〇〇〇 二〇六、二七〇

香港

一九三一 四七 一、五〇九 六〇、七二七、二三三 一、五〇九 六〇、七二七、二三三
 一九三二 四七 二七〇 二七〇、二三三 二七〇、二三三 二七〇、二三三
 一九三三 四七 一、〇三三 一、〇三三 一、〇三三 一、〇三三

廣州

一九三一 七 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇
 一九三二 七 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇
 一九三三 七 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇 二〇六、二七〇

蘭領印度

一九三〇 一〇 七 一、五〇九 六〇、七二七、二三三 一、五〇九 六〇、七二七、二三三
 一九三一 一〇 七 二七〇 二七〇、二三三 二七〇、二三三 二七〇、二三三
 一九三二 一〇 七 一、〇三三 一、〇三三 一、〇三三 一、〇三三

北ボルネオ

一九三一 一八 一七四、六一〇 一七四、六一〇 一七四、六一〇
 一九三二 一八 一七四、六一〇 一七四、六一〇 一七四、六一〇
 一九三三 一八 一七四、六一〇 一七四、六一〇 一七四、六一〇

八六一、二二一

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

| 地域 | 年 | 月 | 日 | 白人 | アジア人 | 雑種 | 土民 | 其他不明 | 總計 |
|----------|------|---|----|---------|-----------|---------|-----|------|-----------|
| パレスターン | 一九三三 | 六 | 三〇 | 二〇九、二〇七 | | 八九五、六七七 | | | 一、一〇四、八八四 |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | 二五三、七〇〇 | | 九一七、四五八 | | | 一、一七一、一五八 |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | 二八二、九七〇 | | 九二七、五八四 | | | 一、二一〇、五五四 |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | 三五五、一四二 | | 九五二、九七二 | | | 一、三〇八、一一四 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | 三八四、〇四五 | | 九八二、六五九 | | | 一、三六六、七〇四 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | 一〇、〇〇三 | 一、一〇三、八〇五 | | 七 | | 一、一一四、〇一五 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | 六二五 | 四七三、五八六 | | 一五二 | | 四七四、三六三 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | 一、二九五 | 一、五二五、〇五五 | | 三 | | 一、五二六、六〇四 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | 一七、四九九 | | 五七 | 六二 | | 一七、六一三 |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| 海峽植民地 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| マレー非聯邦 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| D ヨーロッパ | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| E オセアニア | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| 地 域 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| 米領サモア | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| 英領ソロモン諸島 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| カロリン諸島等 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| フィジー諸島 | 一九三三 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三四 | 六 | 三〇 | | | | | | |
| | 一九三五 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三六 | 一 | 三三 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |
| | 一九三一 | 四 | 三一 | | | | | | |

佛領植民地

| | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------|--------|---------|-------|---------|
| 一九三五 | 一二三 | 四、九三八 | 八七、三七八 | 三、八四六 | 一〇二、五一四 | 三、三七六 | 二〇二、〇五二 |
| 一九三六 | 四二六 | 四、〇二八 | 八六、八二一 | 四、五七四 | 九九、二六七 | 三、六八九 | 一九八、三七九 |
| 一九三一 | 七 | 五、八八二 | 四、四三三 | 四、四三三 | 二八、三二四 | 一、〇八四 | 三九、七二三 |
| 一九三一 | 六三〇 | 二四九 | 七二八 | 二三一 | 三三、一六四 | 九 | 三三、三七二 |
| 一九三一 | 六三〇 | 二七五 | 四三九 | 二三五 | 三三、四五八 | 九 | 三三、四一六 |
| 一九三二 | 六三〇 | 二五一 | 三九八 | 二三五 | 三三、〇三六 | 九 | 三三、六八五 |
| 一九三三 | 二二二 | 二四四 | 三九六 | 二三五 | 三三、四四五 | 九 | 三三、〇八五 |
| 一九三四 | 二二二 | 二三八 | 三六〇 | 二三五 | 三三、七三九 | 九 | 三三、三三七 |
| 一九三五 | 二二二 | 二八〇 | 五三六 | 二三五 | 三三、九九三 | 九 | 三三、八〇九 |
| 一九三〇 | 四 | 一、二〇五 | 八六五 | 二三五 | 一六、四〇二 | 三七 | 一八、五〇九 |
| 一九三〇 | 四 | 七三、七〇二 | 一三六、三三三 | 二八、二三四 | 二二、六三六 | 三七 | 三六八、三三六 |
| 一九三一 | 六三〇 | 七一、四四二 | 二四三、七〇三 | 三〇、〇〇三 | 二二、三九一 | 三七 | 三七五、二一一 |
| 一九三一 | 二二二 | 七二、四〇四 | 二四四、六四八 | 三〇、七五九 | 二二、三一〇 | 三七 | 三七七、八五九 |
| 一九三二 | 六三〇 | 七三、三六五 | 二四五、五九二 | 三一、五一五 | 二二、二三〇 | 三七 | 三八〇、五〇七 |
| 一九三四 | 六三〇 | 七六、三九一 | 二三八、三五二 | 三四、四一九 | 二二、七九六 | 三七 | 三七八、九四八 |
| 一九三五 | 六三〇 | 八一、〇七五 | 二三七、五七二 | 三五、九七八 | 二二、七一〇 | 三七 | 三八四、四七七 |
| 一九三六 | 六三〇 | 八八、一九三 | 二三七、六一三 | 三七、六〇八 | 二二、五九四 | 三七 | 三九三、二七七 |
| 一九三一 | 四 | 一四七 | 一、一〇五 | 一 | 一、四二六 | 四 | 二、六九二 |
| 一九三二 | 四 | 一四一 | 六九六 | 一 | 一、四七五 | 四 | 二、三二六 |
| 一九三三 | 六三〇 | 一六五 | 九三六 | 一 | 一、五二七 | 一三 | 二、六四一 |
| 一九三四 | 四 | 一六三 | 九三三 | 一 | 一、五六七 | 一四 | 二、六七七 |
| 一九三五 | 四 | 一五八 | 九三一 | 一 | 一、六〇三 | 四 | 二、六九六 |
| 一九三六 | 四 | 一七九 | 一、〇九二 | 一 | 一、六四七 | 四 | 二、九三二 |
| 一九三一 | 七 | 一五、八四八 | 一二、六三一 | 一 | 二八、五〇二 | 一八四 | 五七、一〇五 |
| 一九三六 | 七 | 一六、五一五 | 七、九三〇 | 一 | 二八、八〇〇 | 一 | 五三、二四五 |

ギルバート、エリス諸島

| | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------|--------|--------|----|---------|
| 一九三二 | 六三〇 | 二五五 | 三九八 | 二三五 | 三三、〇三六 | 九 | 三三、六八五 |
| 一九三三 | 二二二 | 二四四 | 三九六 | 二三五 | 三三、四四五 | 九 | 三三、〇八五 |
| 一九三四 | 二二二 | 二三八 | 三六〇 | 二三五 | 三三、七三九 | 九 | 三三、三三七 |
| 一九三五 | 二二二 | 二八〇 | 五三六 | 二三五 | 三三、九九三 | 九 | 三三、八〇九 |
| 一九三〇 | 四 | 一、二〇五 | 八六五 | 二三五 | 一六、四〇二 | 三七 | 一八、五〇九 |
| 一九三〇 | 四 | 七三、七〇二 | 一三六、三三三 | 二八、二三四 | 二二、六三六 | 三七 | 三六八、三三六 |
| 一九三一 | 六三〇 | 七一、四四二 | 二四三、七〇三 | 三〇、〇〇三 | 二二、三九一 | 三七 | 三七五、二一一 |
| 一九三一 | 二二二 | 七二、四〇四 | 二四四、六四八 | 三〇、七五九 | 二二、三一〇 | 三七 | 三七七、八五九 |
| 一九三二 | 六三〇 | 七三、三六五 | 二四五、五九二 | 三一、五一五 | 二二、二三〇 | 三七 | 三八〇、五〇七 |
| 一九三四 | 六三〇 | 七六、三九一 | 二三八、三五二 | 三四、四一九 | 二二、七九六 | 三七 | 三七八、九四八 |
| 一九三五 | 六三〇 | 八一、〇七五 | 二三七、五七二 | 三五、九七八 | 二二、七一〇 | 三七 | 三八四、四七七 |
| 一九三六 | 六三〇 | 八八、一九三 | 二三七、六一三 | 三七、六〇八 | 二二、五九四 | 三七 | 三九三、二七七 |

ハワイ

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|-------|---|-------|----|-------|
| 一九三一 | 四 | 一四七 | 一、一〇五 | 一 | 一、四二六 | 四 | 二、六九二 |
| 一九三二 | 四 | 一四一 | 六九六 | 一 | 一、四七五 | 四 | 二、三二六 |
| 一九三三 | 六三〇 | 一六五 | 九三六 | 一 | 一、五二七 | 一三 | 二、六四一 |
| 一九三四 | 四 | 一六三 | 九三三 | 一 | 一、五六七 | 一四 | 二、六七七 |
| 一九三五 | 四 | 一五八 | 九三一 | 一 | 一、六〇三 | 四 | 二、六九六 |
| 一九三六 | 四 | 一七九 | 一、〇九二 | 一 | 一、六四七 | 四 | 二、九三二 |

ナウル

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|-------|---|-------|----|-------|
| 一九三一 | 四 | 一四七 | 一、一〇五 | 一 | 一、四二六 | 四 | 二、六九二 |
| 一九三二 | 四 | 一四一 | 六九六 | 一 | 一、四七五 | 四 | 二、三二六 |
| 一九三三 | 六三〇 | 一六五 | 九三六 | 一 | 一、五二七 | 一三 | 二、六四一 |
| 一九三四 | 四 | 一六三 | 九三三 | 一 | 一、五六七 | 一四 | 二、六七七 |
| 一九三五 | 四 | 一五八 | 九三一 | 一 | 一、六〇三 | 四 | 二、六九六 |
| 一九三六 | 四 | 一七九 | 一、〇九二 | 一 | 一、六四七 | 四 | 二、九三二 |

ニューカレドニア

| | | | | | | | |
|------|---|--------|--------|---|--------|-----|--------|
| 一九三一 | 七 | 一五、八四八 | 一二、六三一 | 一 | 二八、五〇二 | 一八四 | 五七、一〇五 |
| 一九三六 | 七 | 一六、五一五 | 七、九三〇 | 一 | 二八、八〇〇 | 一 | 五三、二四五 |

ニューギニア

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|-------|-----|-------|---|-------|
| 一九三一 | 六三〇 | 三、一九一 | 一、六五二 | 一九五 | 一、〇六八 | 一 | 一、九二五 |
| 一九三二 | 四 | 一、二八八 | 一、六〇二 | 六九 | 一、〇八三 | 一 | 三、四五一 |
| 一九三三 | 四 | 一、〇八三 | 一、六五一 | 一九五 | 一、〇六八 | 一 | 一、九二五 |

| | | | | | | | | |
|----------|------|---|-------|-------|---|---|---|-------|
| ニューヘブライズ | 一九三三 | 四 | 一、〇一九 | 一、二九九 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一九三四 | 四 | 九七九 | 一、三三二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一九三五 | 四 | 九五三 | 九四九 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ノーフォーク | 一九二一 | 四 | 七一三 | 一 | 四 | 一 | 一 | 七二七 |
| | 一九三三 | 六 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| パプア | 一九二一 | 四 | 一、三四三 | 一三六 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| | 一九三三 | 六 | 一、一四八 | 一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| トケロー諸島 | 一九二六 | 二 | 一 | 二二七 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| | 一九三一 | 四 | 四八二 | 二五 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| | 一九三二 | 四 | 四二二 | 二六五 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| | 一九三三 | 四 | 四二二 | 三九七 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| ト | 一九三三 | 四 | 四〇九 | 四三六 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| ン | 一九三四 | 四 | 三七八 | 四七五 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |
| ガ | 一九三五 | 四 | 四三九 | 三五二 | 一 | 一 | 一 | 一、三三二 |

この點に關し印度法令委員會報告は白人とユーラシア人の地位に關し優れた摘要を與へてゐる。

白人に關しては「英國の結合が繼續し深く根を下してゐるにも拘らず個人としての英國人は數年印度で働いた後、眞の自分の故郷である國へ隱退しようと思ふでゐる滞在者のみである。たゞ商用又は業務で出かけたもの小分部のみが印度に永く居住するのである。そして歐洲人の社會は成長しない。」

ユーラシア人に關しては「この社會は印度の國を發達させ、秩序を維持することに名譽ある役割を演じた。然し一般的に云へばそれは貧弱な社會である。印度に居住し、印度を故郷としなければならぬのに印度化の進行の結果とした大部分どつちつかずのものになる危険にさらされてゐるのである。」と報告書は書いてゐる。(Report of Indian Statutory Commission. Vol.

L. P. 42, 46.)

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

同じ事實は蘭領ジャバ、英領マレーに於ける白人とユーラシア人についても言はれるのである。

英領マレーに於ては一七、七六八人の英國人が一九三一年に於て總人口の〇・四%を構成してゐるに過ぎないがユーラシア人は更に少い。和蘭に關して、一九三〇年の國勢調査によれば蘭領印度は六〇、七二七、二三三人を有するがそのうち二四〇、四一七人が白人に過ぎないのである。

グリフィス・タイラーは白人について其の將來の植民可能地を計算してゐるのであるが、これは我々にとつても参考になるであらう。(Griffith Taylor or Environment, Race and migration, P. 415.)

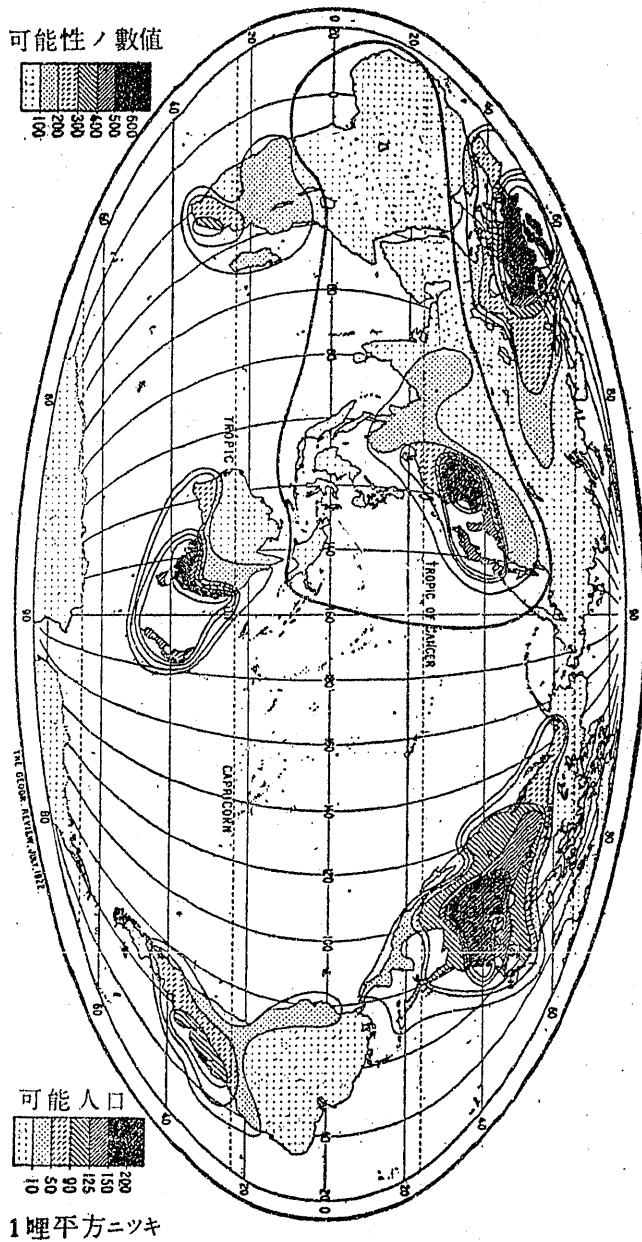
彼は世界を七十四の經濟地域に分割し、その總ての地域に付き四の優力な規定物(溫度、降雨、土地の高度、石炭保有量)によつてそれをグラフに示した。そして四角形のグラフ(エコノグラフ)が各地域のそれらの要素に對應して描れる。このグラフの地域は略々其の土地の居住

適應性を表示してゐるのであつて、同價の居住適應性の線 is-oiketes を世界地圖の上に引いた。

同じ尺度に従ひ居住を決定する主要要素の變化をも含めて描いたこれらのエコノグラフの地帯は略々その地帯の居住適應性を示してゐると考へられる。

世界地圖にこれらの地帯を示す數値を點示すると同數値を結んだ線が一種の輪廓圖を形成する。

かゝる線にギリシヤ語の居住性を意味する oiketes からとつた is-oiketes の名稱が與へられてゐる。



世界各地の經濟價值に従つた將來白人居住地の分布。太い黒線内の地域は白人居住に適しないが、こゝでは一様に取扱つた。この圖に示された分布の事實は居住最適度を1,000とし(左圖)居住等値線又は對應する可能人口密度(右圖)によつて示された居住適應度によつて表現されてゐる。

上述の記述によつて知り得る如くそれは白人を中心にして考へたエコノグラフである。従つてそこには氣温關係が最大の價值を與へられてゐる。人種的に熱に耐へ得る我々日本人のエコノグラフはこれと形が違はなければならぬ。

殊に我々にとつて重要な問題はタイラーの—右の圖に見られる如く—白人に適應せずとして除いた地域が現在日本の形成しようとしてつゝある大東亞共榮圏と一致すると云ふことである。そこに我々は大東亞共榮圏確立に對する信念と世界文明に對する寄與とを見出すことが出来る。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向 (豫報) (三)

館 上 田 正 夫 稔
窪 田 嘉 彰

目次

- 一 序
- 二 男子特殊死亡率(以上第一卷第六號所載)
- 三 女子特殊死亡率
- 附 男女特殊死亡率比較(以上第一卷第八號所載)
- 四 括 要(本號所載)

四 括 要

我が國最近に於ける死亡率の傾向を、極めて簡単に概観すれば以上の如くであるが、一應、特に氣付いた主要なる事項を列記して稿を閉ぢることとする。

一 死亡率總數の傾向は、從來低下の傾向を示して來たのであるが、昭

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (三)

和一〇年に至つて一變して停頓、否、寧ろ上昇の傾向に轉じて現在に至つてゐる。此の傾向は男女を通じて共通の現象であり、其の程度も殆んど同様である。

二 今之を年齢別に見れば、男女共に零歳及一歳の死亡率が低下を示せるの外、爾餘の年齢階級に於ては停頓乃至は上昇の傾向を認めるのである。而して、上昇傾向の最も顯著なる年齢階級は、之亦男女共に一五—一九歳の青年人口の死亡率である。又、三歳、四歳、五—九歳、一〇—一四歳等の幼兒死亡率の上昇が著しきことは頗る寒心に耐へざるものがある。更に又、二〇—二四歳、二五—二九歳及三〇—三四歳の壯年人口の死亡率が依然として憂慮すべき傾向を辿つてゐることは注意を必要とする。尙又、事變發生以後に於ては四〇歳以上の高次年齢死亡率、就中、老年人口死亡率の上昇が極めて顯著であることを附言しなければならぬ。

三 次に主要死因別に特に上昇の顯著なるものを見れば、前項の年齢別死亡率の傾向によつて容易に推測せられ得る通り、男女共に第一に注意すべきは「結核」死亡率の著しき上昇である。次に「肺炎」死亡率の上昇が顯著であるが、此の中には「結核」死亡が不勘混入してゐることを推定し得るのであつて大いに注意を必要とする。又次に二歳以上の「下痢、腸炎及腸潰瘍」の死亡率が上昇を示してゐることも閑却すべからざる事項であり、「脳出血、腦栓塞及腦血栓」の死亡率が著しく上昇してゐることは高次年齢死亡率の上昇を來してゐると思はれる。

明かに低下を示してゐる死因は、男女共に二歳未満の「下痢及腸炎」と零歳の「先天性弱質」とであつて、乳幼兒死亡率の低下にして死因に關する限り、主として此の二者に歸し得ると見られる。

四 乳兒死亡率が顯著なる低下を示したことは洵に慶賀すべき現象であ

るが、最近の傾向を観察すれば、低下の速度は著しく緩慢になつて來てゐる。尙且つ、三大死因中「肺炎」が傾向として男女共に上昇を示してゐることには注意を要する。かくて乳兒死亡率の低下は最近の傾向に徴すれば決して樂觀を許すものとは云ひ難いのである。

五 男女別死亡率を見るに、〇歳より二歳迄は男子死亡率が女子死亡率より高いが、三歳に至つてその差は殆んどなくなり寧ろ女子死亡率が男子のそれよりも高くなり、以後一五—一九歳に至る迄續いてゐる。然るに二〇—二四歳に至つては男子死亡率が女子のそれを超えてゐる。二五—三九歳の各年齢階級に於ては更に女子死亡率が男子のそれを超え、四〇歳以後の各年齢階級に於ては男子死亡率が女子のそれより高率となつてゐる。從來二〇—二四歳の年齢階級に於ても女子死亡率が男子死亡率より高かつたのであるが、昭和一〇年乃至一二年に於て男子死亡率と其の地位を轉換してゐることは、第六回生命表に見らるる男女死亡率の轉換と併せ考へて頗る注意を要する事實である。かゝる男女別死亡率の轉換は、女子死亡率の低下改善によるよりは寧ろ男子死亡率の上昇によつて生ぜしこと上掲「統計時報」(第九八號)の所論の通りである。而も此の年齢階級に於ける死亡の五割以上が「結核」によるものであり且つ明瞭な上昇傾向を示せることは憂ふべき事態である。

六 次に主要死因別死亡率の傾向について、男女別及年齢別に注意すべき事項を列記すれば次の如くである。

- (1) 「結核」 男は一〇歳乃至四九歳、女は五歳乃至四九歳の何れの年齢階級に於ても主要死因中の首位を占め且つ何れも上昇の傾向を示してゐる。殊に男女共一五歳乃至二四歳に於ては死因中に占める割合が大なるのみならず死亡率も甚だ高く且つ極めて著しき上昇を示せるは最

近結核の慘禍が下位年齢階級にも擴大されつゝあるものとして甚だ憂慮に耐へぬ。一〇歳乃至一九歳女子の死亡率が男子に比し著しく高きことは就中注目し値する。

- (2) 「肺炎」 男女を通じ殆んど何れの年齢階級の主要死因中にも現はれ且つ上昇を示す。特に男一〇—一九歳、三〇—三九歳、女三〇—三九歳の各年齢階級に於て顯著な上昇傾向を示してゐる。既に指摘した通り此の死因中には結核性疾患の混入を推定し得るを以て、かゝる上昇傾向は頗る戒心を要することと云はねばならぬ。

- (3) 「腦出血、腦栓塞及腦血栓」 男女共總數の死亡率が頗る著しき上昇を示してゐるが、これは男五〇—五九歳、女三五—五九歳の各年齢階級に於て明瞭な上昇傾向を示せる爲である。特に昭和一三年に於て此の傾向が著しい。

- (4) 「腎臓炎」 男は五〇歳以上、女は三〇歳以上に於て主要死因中に占める地位が上り、何れも上昇の傾向を示すが、特に男女共三五—三九歳の年齢階級に於て著しい。

- (5) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」 男女共總數の死亡率が頗る顯著な上昇傾向を示してゐるが、これは専ら二—四歳の各年齢階級に於ける上昇の爲である。特に、二—四歳の各年齢に於ては何れも主要死因の首位にあり、總死亡の二割を占め、而も著しい上昇傾向を示せるが爲である。後期に於て此の年齢の死亡率を高めてゐるものは主として此の「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」の上昇によるものと思はれ、幼兒死亡を論ずるに當り第一に注目すべき現象であらう。

- (6) 「不慮の傷害」 男に於ては二歳以上の各年齢階級の主要死因中年齡の高まるに伴ひ其の地位を高め、一五—三九歳の各年齢階級に於ては

常に「結核」に亞いで第二位を占めてゐる。五—九歳、一五—一九歳に於て上昇傾向が著しい。これに反し女に於ては僅に二歳、三歳、五—九歳の主要死因中に現はれるに過ぎぬ。

(7) 「脳膜炎(結核性を除く)」 男女共二〇歳以上に於ては主要死因中に現はれず、五—一四歳の各年齢階級に於て重要死因となつてゐる。男一五—一九歳、女五—九歳に於て明瞭な上昇傾向を示してゐる。

(8) 「其の他の消化器の疾患」 男四歳、一五—一九歳、女二〇—二四歳の各年齢階級に於て明かな上昇傾向を示し、常に男子に於て女子より

も高率である。

以上の如く、少くとも人口統計學的に考察する限り、我が國最近に於ける死亡率の傾向は、遺憾ながら、決して良好なりとは云ひ得ないのであつて寧ろ多々寒心に耐へざる事實があり、今後の死亡率の動向に關し、不斷の調査研究を怠つてはならないと共に大いに此際戒心を必要とするものと云はなければならぬ。尙、最後に本稿通讀の便宜の爲主要死因につき男、女年齢階級別に其の各々の占める地位に關する一覽表を作成したから左に附録しておくこととする。(完)

附録

第一表 昭和一〇年に於ける死亡二萬以上の主要死因別死亡率の年齢階級別順位 (死亡率大なるものより)

| 死因 | 年齢階級 | 死亡人数 | | 死亡率 | |
|-------------|------|---------|--------|--------|--------|
| | | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 總數 | 0歳 | 6,000以上 | 1,000 | 50—59歳 | 2歳 |
| | 1歳 | 6,000以上 | 1,000 | 50—59歳 | 3歳 |
| 結核 | 男 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| | 女 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| 呼吸器の結核 | 男 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| | 女 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| 其の他の結核 | 男 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| | 女 | 20—24歳 | 25—29歳 | 30—34歳 | 35—39歳 |
| 脳出血、脳栓塞及腦血栓 | 男 | 50—59歳 | 40—49歳 | 30—39歳 | 20—29歳 |
| | 女 | 50—59歳 | 40—49歳 | 30—39歳 | 20—29歳 |
| 肺炎 | 男 | 1歳 | 60歳以上 | 2歳 | 50—59歳 |
| | 女 | 1歳 | 60歳以上 | 2歳 | 50—59歳 |
| 老衰 | 男 | 60歳以上 | 60歳以上 | 60歳以上 | 60歳以上 |
| | 女 | 60歳以上 | 60歳以上 | 60歳以上 | 60歳以上 |
| 先天性弱質(二歳未満) | 男 | 0歳 | 0歳 | 0歳 | 0歳 |
| | 女 | 0歳 | 0歳 | 0歳 | 0歳 |

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (三)

梅毒蔓延状況の地方別観察

横 田 年

| | | | | | | |
|--------|------|----|----|---|---|---|
| 五―九歳 | 男 | 三二 | 三二 | 八 | 四 | 九 |
| 一〇―一四歳 | 女 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 一五―一九歳 | 男 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 二〇―二四歳 | 女 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 二五―二九歳 | 男 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 三〇―三四歳 | 女 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 三五―三九歳 | 男 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 四〇―四九歳 | 女 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 五〇―五九歳 | 男 | 二三 | 三〇 | 五 | 四 | 五 |
| 六〇歳以上 | 女 | 三 | 三 | 五 | 四 | 五 |
| 備考 | 四―麻疹 | | | | | |

- 三〇―腸膜炎(結核性を除く)
- 四〇―慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害
- 四九―肋膜炎
- 五三―下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
- 五九―腎臓炎
- 七七―其の他幼若乳児固有の疾患(三箇月未満)
- 七九―自殺
- 八五―不明の診断及不詳の原因
- 一八―癌、其の他の悪性腫瘍
- 三二―腦出血、腦栓塞及腦血栓
- 四八―肺炎
- 五二―下痢及腸炎(二歳未満)
- 五八―其の他の消化器の疾患
- 七四―先天性弱質(一歳未満)
- 七八―老衰
- 八一―不慮の傷害
- 九一―赤痢及疫痢

梅毒蔓延状況の地方別観察

保健衛生の見地から人口増殖を阻碍する最大なるものとして乳児死亡・結核・性病の三者が算へられる。その何れに於ても今後の調査研究を要する問題が山積してゐるのであるが、就中性病は人々の恥辱とし隠蔽せんとする疾患である爲調査が容易でない。性病は之を梅毒・淋疾・軟性下疳・第四性病の四大性病に分類するのが普通であるが、此の内、人口増殖を阻碍する事最も甚しいものは淋疾である。淋疾は不妊症の大なる原因となり又屢々早期流産を來すのである。従つて淋疾の蔓延度は最も調査を希望されてゐるのであるが、未だ皮膚反應・血清反應等により適確に淋疾の診断を行ふ事が不可能であり、局所検査は特殊なる場合(徴兵検査、娼妓業態者検査)を除き一般人に對し施行する事が出来ぬ爲此の調査を行ふ事は當分見込がない。

従つて淋疾蔓延度に就ては壯丁検査に於ける花柳病検査成績を除き今日迄何等の文獻もないのであるが、淋病や梅毒は本邦に渡來してから既に數百年以上を経て居り、大體に於て淋疾の蔓延してゐる地方には梅毒も同じ様に廣つてゐると考へても差支へないであらう。

従つて梅毒蔓延状況を考察する事により間接に淋疾の蔓延状態を推測する事が出来やう。(他の性病の内、軟性下疳は矢張り大體に於て梅毒及び淋疾と並行して普及してゐると考へて良いであらう。第四性病即ち鼠蹊淋

梅毒蔓延状況の地方別観察

横 田 年

| | | | | | | |
|--------|------------------------|----|----|---|---|---|
| 五—一九歳 | 男 | 三二 | 三二 | 八 | 四 | 九 |
| 一〇—一四歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 一〇—一四歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 一五—一九歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 一五—一九歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 二〇—二四歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 二〇—二四歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 二五—二九歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 二五—二九歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 三〇—三四歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 三〇—三四歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 三五—三九歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 三五—三九歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 四〇—四九歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 四〇—四九歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 五〇—五九歳 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 五〇—五九歳 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 六〇歳以上 | 女 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 六〇歳以上 | 男 | 二二 | 三〇 | 八 | 九 | 五 |
| 備考 | 四—麻疹 | | | | | |
| | 二—二十—結核 | | | | | |
| | 三〇—腸膜炎(結核性を除く) | | | | | |
| | 四〇—慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害 | | | | | |
| | 四九—肋膜炎 | | | | | |
| | 五三—下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上) | | | | | |
| | 五九—腎臓炎 | | | | | |
| | 七七—其の他幼若乳児固有の疾患(三箇月未満) | | | | | |
| | 七九—自殺 | | | | | |
| | 八五—不明の診断及不詳の原因 | | | | | |
| | 九一—赤痢及疫痢 | | | | | |
| | 一八—癌、其の他の悪性腫瘍 | | | | | |
| | 三二—腦出血、腦栓塞及腦血栓 | | | | | |
| | 四八—肺炎 | | | | | |
| | 五二—下痢及腸炎(二歳未満) | | | | | |
| | 五八—其の他の消化器の疾患 | | | | | |
| | 七四—先天性弱質(一歳未満) | | | | | |
| | 七八—老衰 | | | | | |
| | 八一—不慮の傷害 | | | | | |

梅毒蔓延状況の地方別観察

保健衛生の見地から人口増殖を阻碍する最大なるものとして乳児死亡・結核・性病の三者が算へられる。その何れに於ても今後の調査研究を要する問題が山積してゐるのであるが、就中性病は人々の恥辱とし隠蔽せんとする疾患である爲調査が容易でない。性病は之を梅毒・淋疾・軟性下疳・第四性病の四大性病に分類するのが普通であるが、此の内、人口増殖を阻碍する事最も甚しいものは淋疾である。淋疾は不妊症の大なる原因となり又屢々早期流産を來すのである。従つて淋疾の蔓延度は最も調査を希望されてゐるのであるが、未だ皮膚反應・血清反應等により適確に淋疾の診断を行ふ事が不可能であり、局所検査は特殊なる場合(徴兵検査、娼妓業態者検査)を除き一般人に對し施行する事が出来ぬ爲此の調査を行ふ事は當分見込がない。

従つて淋疾蔓延度に就ては壯丁検査に於ける花柳病検査成績を除き今日迄何等の文獻もないのであるが、淋病や梅毒は本邦に渡來してから既に數百年以上を経て居り、大體に於て淋疾の蔓延してゐる地方には梅毒も同じ様に廣つてゐると考へても差支へないであらう。

従つて梅毒蔓延状況を考察する事により間接に淋疾の蔓延状態を推測する事が出来やう。(他の性病の内、軟性下疳は矢張り大體に於て梅毒及び淋疾と並行して普及してゐると考へて良いであらう。第四性病即ち鼠蹊淋

巴肉芽腫は本邦に渡來して尙日が浅いので地方により其の蔓延度が甚だ異つてゐる。而して兩者何れも保健衛生上からも人口問題の上からも他の二者に比較して問題とするに足りぬ。

微毒も亦人口増殖の障蔽の大なるものである。即ち死産流産早産の原因の相當に大なる部分を占め、乳兒死亡に於ても先天性微毒による死亡は勿論、先天性弱質其他の乳兒死亡の内に或程度の先天性微毒を含んでゐるであらうし、生存せる先天性微毒兒も後述する如く相當の數に上り、又單に保健衛生上から考へても、微毒は皮膚微毒以外直接には麻痺性癡呆・脊髄癆・腦微毒・動脈瘤等間接には心臟諸疾患・動脈硬化等の原因となり、其他身體中の凡ゆる臓器・器管を侵さざる所なしと云ふ有様であつて、従つて國民に於ける之が正確なる蔓延状況を知る事は微毒のみならず性病全般の豫防治療上、引いては人口政策上甚だ必要な事である。

今日迄の種々の文獻により考へると微毒の蔓延状態は職業、地域、環境習慣等の異なるに従ひ相當の差を示す様であつて、今後各方面に於て階級別、職業別、地方別に微毒血清反應調査を廣範圍に徹底的に行ひ一日も早く本邦國民の間の正確なる蔓延状況が判明する様にしたいものである。

二

微毒蔓延状況を調査するにはワッセルマン氏反應其他多數の血清反應が用ひられてゐる。(微毒血清反應陽性者は殆ど大部分微毒を有してゐるが、

全部が微毒ではない。又陰性者は大部分微毒を有してゐないが、然し相當數の微毒保有者を含んでゐる。又、陽性、陰性の判定には用ひた反應により、或は判定者の判定標準の相違により或程度の差が生ずるものである。)血清反應による調査は何れも検査に相當の時間と手数を要するので大數觀察が容易でなく、従つて今日迄餘り多くの調査が行はれてゐないのであるが、余の集め得た文獻に基き主として地方別の蔓延状況に就き觀察して見やう。

微毒血清反應調査と共に之を都鄙別、職業別、婚姻關係別等に分類して觀察した人は相當存在するが、地方別に考察した人は殆どなく僅かに大塚協氏が昭和五年より八年迄の間に實施した調査につき出身地別の分類を行つたものがあるのみである。而して之は非常に興味のある報告である。大塚氏は大阪府の工場労働者男子五、一七六名、女子一、〇二二名の微毒血清反應(ワッセルマン氏反應、村田氏反應、マイニッケ氏反應)を検査したが、男子は一二・二%、女子は二三・二%の陽性率を示した。氏は之について被検査の出身地別の陽性率を出してゐる。(第一表①)即ち男女共に九州出身者は最高率を示し、北陸・四國が之に次ぎ、更に山陰・山陽・東北及北海道・近畿・關東・中部地方の順となつてゐる。氏は之を昭和二年乃至六年五箇年平均の同一地方壯丁花柳病千分率を比較してゐるが大體に於て同様の傾向を示してゐる。

第一表 (1) 大阪府工場労働者出身地方別微毒血清反應陽性率

(大塚協氏に據る)

| | 九州(沖繩を含む) | 北陸 | 四國 | 山陰 | 山陽 | 東北及北海道 | 近畿 | 關東 | 中部地方 |
|----------------|-----------|------|------|------|------|--------|-----|------|------|
| 男 陽性率(%) | 一八・一 | 一三・七 | 一三・三 | 二二・〇 | 一一・五 | 一一・〇 | 九・三 | 九・一 | 七・八 |
| 女 陽性率(%) | 一九・四 | 一 | 一三・一 | 一 | 一 | 一 | 六・五 | 一 | 一 |
| 壯丁性病千分率(昭和二一六) | 一六・三 | 一〇・九 | 一二・八 | 二二・二 | 一三・一 | 八・〇 | 九・八 | 一一・〇 | 七・八 |

更に之を府縣別に分類して觀察してゐるが(第一表②)沖繩縣出身者の甚だ高き陽性率は驚くべく、又九州諸縣及び四國の高知・愛媛は相當に高い。

氏は此の事實につき梅毒が南蠻人により琉球及び九州を経て渡來し東漸した爲ではないかと言つてゐる。

(2) 同上出身府縣別陽性率

| 府縣別 | 市町村 | 職業階級 | 報告者 | 年 度 | 採血率(%) | 採血數 | 使用血清反應 | 陽性率(%) | 年 齡 階 級 | | | | | |
|---------|------|------|------|------|--------|------|--------|--------|---------|------|------|------|------|-----|
| 沖繩 | 宮崎 | 高知 | 長崎 | 鹿兒島 | 熊本 | 福岡 | 愛媛 | 廣島 | 鳥取 | 奈良 | 兵庫 | 岡山 | 大阪 | 香川 |
| 男陽性率(%) | 三〇・五 | 二五・〇 | 三三・〇 | 二〇・〇 | 二五・九 | 一五・四 | 一五・一 | 一三・三 | 二二・〇 | 二二・八 | 二二・六 | 一〇・五 | 二〇・四 | 九・二 |
| 女陽性率(%) | 二五・九 | 一 | 一九・八 | 一 | 三三・八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 六・六 |

大塚氏以外に斯くの如き觀察を行つた人を余は知らないの、次に從來發表された梅毒血清反應の報告を集め府縣別に分類し一覽表として(第二表及第三表)に掲げやう。(病院健康相談所等に於ける統計は一括して第五表に掲げた。之等諸表に洩れた文獻も多數存在すると思ふ。)

第二表の内青少年のみを對象としたものを除き觀察すると坂東實三氏が

神戸市に於て調査した勞働者及び其の家族の陽性率(前者一六・二、後者一八・九)並びに庶民階級の陽性率(男一五・五、女二〇・四)が最高である。次に東京市の三河島貧民街に於て小宮氏の調査した陽性率一四・四、兵庫縣節磨郡家島本島の住民に就て福岡氏の調査した陽性率一三・六、宮城縣に於て淺海氏等の調査した工場従業員の一三・三の順である。諸家の報告を

第二表 從來報告されたる各種階級梅毒血清反應府縣別一覽表(病院統計ヲ除ク)

| 府縣別 | 市町村 | 職業階級 | 報告者 | 年 度 | 採血率(%) | 採血數 | 使用血清反應 | 陽性率(%) | 年 齡 階 級 |
|-----|--------|-------------------------------|-------------|-----------------|--------|------------|--------|----------------------------|---------------------------|
| 宮 城 | 一市十六ヶ町 | 小學校兒童 中等學校生徒 工 場 一 般 | 淺海修藏 他二名 | 大正十五年 乃至昭和四年 | 一〇、四一九 | ワ | 氏 | 一一・九 六・〇 一三・三 九・七 | (一五歳未満のもの) (みでは二〇・八八%) |
| 埼 玉 | 某 農 村 | 青年團員 | 高木乙熊 | 昭和四年 | 一八四 | ワ氏・北研法・村田氏 | | 一・六 | 一三歳乃至二九歳 |
| | | 救護院兒童 | 横田 年 | 昭和一五年 | 九六・二 | 村田氏・井出氏 | | 二・〇 | 八歳乃至一七歳 |
| | | 工場、會社、商店勤勞者 | 赤塚他二名 | 昭和一三年 | 五〇 | 井出氏 | | 八・六 | 主として青壯年 |
| | | 運送店、熔接講習所男子 | 〃 | 昭和一五年 | 一一九 | 井出氏 | | 〇・六 | 主として青壯年 |
| | | 壯丁豫備檢診 | 赤塚京治 | 昭和一二年 | 三九〇 | 井出氏 | | 八・四 | 主として青壯年 |
| | | 貧民街住民 | 小宮義孝 | 昭和二年 | 三七三 | ワ 氏 | | 二・六 | 滿一九歳 |
| | | 一般住民 | 小宮山新一 | 昭和一三年 | 四二・五 | ザ・ゲ氏・村田氏 | | 一四・四 | (第三表(1)参照) |
| | | | | | 二、一九四 | | | 三・九 | (三〇歳以上のみでは六%) |

梅毒蔓延状況の地方別觀察

(4) 神戸市産業労働者家族微毒血清反應年齢別陽性率

| | | | | | | |
|------|--------|------|-------|-------|-------|------|
| 年齢階級 | 陽性率(%) | 20以下 | 21-30 | 31-40 | 41-50 | 51以上 |
| | | 14.4 | 17.5 | 20.3 | 33.3 | 30.3 |

(5) 兵庫縣飾磨郡家島本島住民微毒血清反應年齢別陽性率

| | | | |
|-------|--------|------|------|
| 年齢階級 | 陽性率(%) | 男 | 女 |
| 18以下 | 19.2 | 21.5 | 26.3 |
| 19-20 | 21.0 | 21.3 | 31.3 |
| 21-25 | 8.3 | 10.8 | 16.7 |
| 26-30 | 1.7 | 1.7 | 1.6 |
| 31-35 | 1.7 | 1.6 | 1.6 |
| 36-40 | 1.7 | 1.6 | 1.6 |
| 41-45 | 1.7 | 1.6 | 1.6 |
| 46-50 | 1.7 | 1.6 | 1.6 |

(6) 岡山縣赤磐郡高月村住民微毒血清反應年齢別陽性率

| | | | |
|-------|--------|-----|-----|
| 年齢階級 | 陽性率(%) | 男 | 女 |
| 18以下 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 19-20 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 21-25 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 26-30 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 31-35 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 36-40 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 41-45 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 46-50 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |

(7) 福岡縣門司市他六市在住妊婦微毒血清反應陽性率 (福岡縣調査)

日本學術振興會第十一特別委員會第四分科會厚生技師大橋政雄氏に據る

| | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|-----|------|------|
| 採血數 | 門司市 | 八幡市 | 小倉市 | 久留米市 | 大牟田市 | 戸畑市 | 飯塚市 | 總計 |
| 陽性率(%) | 94.2 | 31.6 | 10.3 | 24.7 | 9.2 | 9.7 | 16.7 | 74.5 |
| 年齢別陽性率 | | | | | | | | |
| 15-20 | 8.1 | 6.2 | 6.5 | 5.7 | 6.8 | 6.1 | 11.4 | 6.6 |
| 21-30 | 11.8 | 11.4 | 2.8 | 0.0 | 11.5 | 6.1 | 16.7 | 9.1 |
| 31-40 | 8.4 | 5.9 | 5.7 | 5.7 | 4.8 | 6.9 | 8.5 | 6.2 |
| 41以上 | 7.0 | 6.0 | 9.0 | 6.3 | 9.7 | 4.6 | 16.4 | 7.1 |
| 妊婦の夫又は本人の職業 | 10.3 | 9.8 | 3.8 | 9.1 | 7.9 | 6.5 | 0.0 | 7.9 |

官吏、公吏、軍人、鐵道員、會社員、商業、船員、醫師、教員、僧侶、銀行員、土木建築業、坑夫、職工及工廠従業員(大多數を占む)、運送業、産婆看護婦、料理屋業、仲仕、農業、漁業、日雇稼、無職、其他(原調査には酌婦、娼妓、藝妓、を少数含むが右表に於ては省略せり)

微毒蔓延狀況の地方別觀察

府縣別に見れば大阪、兵庫、宮城は他の府縣に比し一般に高率の様である。第二表、第三表の内主として二十歳以下の青少年の微毒血清反應を第四表に一括して見たが、此の中で坂東氏の神戸市産業労働者家族の二十歳以下の陽性率一四・四%（此の内男十八歳、女十六歳以下のみでは一五・一%で猶尙い）及び宮城縣に於ける淺海氏等の學童の陽性率一一・九%は頗る高く實に驚くべきである。相當割引して考へても他に比肩するものなく之が果して眞實の先天性微毒率を示すものならば之等の地方及び職業階級の性病対策は余程眞剣に考へられねばならない。又此の陽性率に就ては更に多數の再調査が行はれなければならぬ。其他の青少年陽性率に就ては餘り甲乙なく先天性微毒による少年の陽性率は一般に二%乃至三%位と考へて良いであらう。参考の爲、病院 健康相談所等に於ける微毒血清反應陽性率を第五表に掲げておいたが、之等の陽性率はたとへ性病患者又は性病の疑ある者を除いた資料でも一般に弱體者を對象としたものである以上之を一般人に適用する事は出来ない。

第四表 府縣別青少年微毒血清反應陽性率

| 府縣別 | 被檢者 | 報告者 | 陽性率(%) |
|-----|--------|-----|--------|
| 宮城 | 小學校兒童 | 淺海 | 一一・九 |
| 埼玉 | 農村青年團 | 高木 | 一・六 |
| | 教護院兒童 | 横田 | 二・〇 |
| 東京 | 壯丁豫備檢査 | 赤塚 | 二・六 |
| | 貧民 | 小宮 | 六・〇 |
| 神奈川 | 成瀬村住民 | 小宮山 | 一・六 |
| 大阪 | 工場労働者 | 大塚 | 三・五 |
| | 印刷業者 | 木口 | 七・〇 |
| 兵庫 | 労働者家族 | 坂東 | 一四・四 |
| | 家島住民 | 福岡 | 四・九 |
| 岡山 | 高月村住民 | 福藤 | 七・五 |
| 愛媛 | 壯丁豫備檢査 | 齋藤 | 一・七 |
| | 若松青年學校 | 矢ヶ崎 | 二・六 |
| 福岡 | | 福岡縣 | 二・〇 |

第五表 病院統計による微毒血清反應

| 病院名 | 報告者 | 年 度 | 採血數 | 使用血清反應 | 陽性率(%) |
|-------------------------|------|----------|-------|--------|--------|
| 東京帝大皮膚科外來 (性病に關係なきもの) | 小島森川 | 昭和八、九年 | 三、三二八 | ワ氏、村田氏 | 一〇・六 |
| 東京泉橋病院皮膚科 (非性病患者) | 市川篤二 | 昭和八年 | | ワ氏、村田氏 | 一五・〇 |
| | 倉澤 殿 | 昭和三年 | 一、〇〇〇 | マイニツケ氏 | 一七・四 |
| 東京泉橋病院内科 (同上) | 寺尾 殿 | | 一、七七〇 | ワ氏 | 一六・〇 |
| 東京市大塚健康相談所 (性病と關係なし) | 長谷川 | | 三、四七 | ワ氏 | 一一・八 |
| 東京市大塚病院産婦人科 (梅毒のみ) | 中 村 | 昭和六、一〇年 | | ワ氏 | 二七・六 |
| 東京市電氣局病院皮膚科 (微毒容疑者を含む) | 足 立 | 昭和一〇年 | | ワ氏 | 一八・七 |
| 病院全部 (同上) | 大江克己 | 昭和一〇、一一年 | 五九九 | ワ氏、村田氏 | 二〇・二 |
| 東京市衛生試験所 (希望者檢査) | | | | | 二〇・二 |
| 東京帝大小兒科 (先天微毒の疑あるものを除く) | | | | | 二・二 |

| | | | | |
|---|-----------------------|---------|----------|------|
| 大 | 大阪 慈惠病院 | 齋藤 慧 | 一、〇〇四 | 二八・四 |
| 大 | 大阪市民病院 | 中島 實 | 昭和一三年 | 五・三 |
| 大 | 大阪市立堀川乳児院 (貧困者) | 廣島 英夫 | 昭和一二、一三年 | 四・一 |
| 兵 | 神戸三菱病院外科 (梅毒患者二六四を含む) | 石天之樞 | 昭和一三年 | 一九・五 |
| 岡 | 濱田簡易保険健康相談所 | 矢ヶ崎 德藏 | 昭和三一、一五年 | 二・一 |
| 愛 | 宇和島保健所 (健康相談受診者) | 昭 和 十四年 | 村 田 氏 | 一八・四 |
| | 媛 同 (希望者検査) | 上 | | 一七・六 |

厚生省豫防局優生課では昨年全國各府縣をして殷賑産業其他の工業の勞務者の微毒血清反應を調査せしめたが、此の内の一〇二一府縣の成績を優生課の好意で拜借する事を得たので之を整理して第六表(1)(2)に掲げた。之を見ると最も高い陽性率を示してゐるのは北海道の一九・三%で、佐賀の一二・八%、秋田の一二・七%、千葉の一二・〇%、奈良の一一・七%、福岡の一一・六%等が之に次いで高い。男子のみで見ると北海道・奈良・秋田・佐賀・福岡・千葉等の順である。但し第六表(1)の採血率の欄を見ると千葉・岐阜・兵庫・奈良・岡山・佐賀等の採血率は非常に低くから更に徹底的に調査すれば之等の府縣に就ては恐らくもつと高い陽性率を得るであらう。勿論、前述の從來の文獻に於けると同様本調査も各府縣の特殊な職業群の一部に

第六表 (1) 厚生省豫防局優生課調査

| 府 縣 | 實施工場數 | 從業員數 | 採 血 數 | 採血率(%) | 使用血清反應(註) | 陽 性 數 | 陽性率(%) | 順 位 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-----------|-------|--------|-----|
| 北 海 道 | 六 | 三、四三七 | 三、二四四 | 九四・四 | 村田氏、ワ氏 | 六二七 | 一九・三 | 一 |
| 宮 城 | 二四 | 二、五三〇 | 九八七 | 三九・〇 | ワ 氏 | 五三 | 五・四 | |
| 秋 田 | 五 | 三、五四 | 三、一五 | 八九・〇 | 井出氏 | 四〇 | 一二・七 | 三 |
| 茨 城 | 二 | 六八一 | 五三六 | 七八・七 | ワ氏、其他 | 八 | 一・五 | |
| 群 馬 | 一 | 一、一〇〇 | 五二五 | 四六・八 | ワ 氏 | 四〇 | 七・八 | |

微毒蔓延状況の地方別觀察

就て施行したものであるから之を以て各府縣の全般を推測する事は無理であるが一應の参考となるであらう。さて以上の大塚協氏の報告より厚生省調査に至る諸資料を綜合して考へると次の様な事が言ひ得られるのではなからうか。

即ち「沖繩、九州の佐賀・福岡・宮崎・長崎・近畿の大阪・兵庫・奈良、關東の千葉、東北の宮城・秋田、及び北海道は他の府縣に比し相當高度に微毒が蔓延してゐるのであらう。又東京では一般人の間に於ける微毒蔓延度は他の府縣に比し案外高くないが下層階級の間にはやはり相當に廣がつてゐるものであらう。關東地方は千葉を除いて一般に微毒浸潤度が低い様である。」

| 地名 | 陽性率(%) | 陽性率(%) | 男子 | 年齡 | 別 | 陽性率 | (註) |
|-----|--------|--------|-------|-------|----------|------|------|
| 埼玉 | 一 | 四一七 | 三三三 | 七九・九 | ワ氏 | 一一 | 三・三 |
| 千葉 | 七 | 二、九〇四 | 四三二 | 一四・九 | ワ氏、其他 | 五二 | 一一・〇 |
| 東京 | 六 | 七、一二五 | 六、二七四 | 八八・一 | ワ氏 | 二九〇 | 四・六 |
| 山梨 | 六 | 四九九 | 三一五 | 六三・一 | ワ氏、其他 | 二四 | 七・六 |
| 長野 | 一 | 三三二 | 三三一 | 一〇〇・〇 | ワ氏、村田氏 | 三〇 | 九・四 |
| 岐阜 | 一 | 四、三〇〇 | 三五〇 | 八一 | ワ氏 | 八 | 二・三 |
| 靜岡 | 一 | 一、一二〇 | 四七三 | 四二・二 | ワ氏、村田氏 | 四五 | 一〇・八 |
| 京都 | 一 | 四一九 | 三七六 | 八九・七 | ワ氏、ザ・ゲ・氏 | 二七 | 七・二 |
| 兵庫 | 一〇 | 四六、七三六 | 二、七四六 | 五・九 | ワ氏、村田氏 | 二三八 | 八・七 |
| 奈良 | 五 | 一、二八九 | 二二三 | 一七・三 | ワ氏、其他 | 二六 | 一一・七 |
| 鳥取 | 一 | 一、二〇〇 | 七五一 | 六二・六 | 村田氏 | 七一 | 九・五 |
| 岡山 | 一 | 六、五六八 | 一、〇一四 | 一五・四 | ワ氏 | 四八 | 四・七 |
| 高知 | 三 | 四一一 | 三〇八 | 七四・九 | ワ氏、其他 | 一八 | 五・八 |
| 福岡 | 一 | 一、三六〇 | 一、二九七 | 九五・四 | ワ氏 | 一五〇 | 一一・六 |
| 佐賀 | 三 | 七、三三五 | 九九四 | 一三・六 | ワ氏、村田氏 | 一二七 | 一一・八 |
| 熊本 | 二 | 一、一三九 | 八二七 | 七二・六 | ワ氏 | 二二 | 二・七 |
| 鹿兒島 | 一〇 | 七〇六 | 六〇六 | 八五・八 | ワ氏、村田氏 | 三八 | 六・三 |
| 總計 | 九八 | 九一、九四一 | 二、三三三 | 二五・三 | ワ氏、村田氏 | 一九九三 | 八・六 |

第六表 (2) 男女別及男子年齡別陽性率

| 地名 | 陽性率(%) | 陽性率(%) | 男子 | 年齡 | 別 | 陽性率 | (註) |
|-----|--------|--------|------|-------|-------|-------|-------|
| 北海道 | 一九・三 | 一九・四 | 一六・二 | 二一・二五 | 二六・三〇 | 三一・三五 | 三六・四〇 |
| 宮城 | 四・八 | 七・五 | 一・三 | 一六・六 | 二三・七 | 二四・一 | 二四・八 |
| 秋田 | 一三・六 | 一〇・五 | 七・五 | 三一・六 | 六・〇 | 八・三 | 四・八 |
| 茨城 | 一三・六 | 一〇・五 | 七・五 | 一一・五 | 八・三 | 二五・一 | 一〇・六 |
| 群馬 | 七・九 | 一 | 二・七 | 七・七 | 六・三 | 九・八 | 一九・一 |
| 埼玉 | 三・三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二・八 |

(註) 使用血清反應、村田氏、村田氏反應、ワ氏、ワツセルマン氏反應、ザ・ゲ・氏、ザツクス・ゲオルギー氏反應

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|-----|------|---|
| 千 | 二 | 東 | 山 | 長 | 岐 | 靜 | 京 | 兵 | 奈 | 鳥 | 岡 | 高 | 福 | 佐 | 熊 | 鹿 |
| 葉 | 京 | 梨 | 野 | 阜 | 岡 | 都 | 庫 | 良 | 取 | 山 | 知 | 岡 | 賀 | 本 | 島 | 兒 |
| 一・二・〇 | 四・五 | 一〇・三 | 九・八 | 二・三 | 九・五 | 六・六 | 八・九 | 一四・八 | 九・五 | 四・七 | 五・七 | 二・一 | 一三・一 | 二・七 | 六・七 | |
| 一・二・五 | 四・九 | 二・四 | 五・九 | | | 一三・八 | 三・七 | 七・〇 | | | 八・二 | 四・一 | 二・七 | 一・六 | | |
| 一・二・三 | 一・六 | 二・九 | 四・四 | | | 三・三 | 八・二 | 一四・一 | | 〇・〇 | 一・九 | 二・〇 | 五・八 | 一・九 | 四・五 | |
| 二・二・七 | 二・四 | 八・八 | 〇・〇 | 一・三 | 二・九 | 一・八 | 五・五 | 一・〇 | | 三・〇 | 〇・〇 | 七・五 | 九・三 | 二・一 | 四・三 | |
| 一・三・五 | 五・四 | 二・〇 | 一三・一 | 二・六 | 八・一 | 六・六 | 一〇・三 | 一四・〇 | | 四・〇 | 一・八 | 一三・一 | 一四・一 | 一・九 | 八・一 | |
| 九・二 | 八・二 | 一二・九 | 一三・七 | 〇・〇 | 一一・六 | 一〇・九 | 九・〇 | 一八・〇 | | 七・二 | 八・一 | 一二・四 | 一八・七 | 四・一 | 一一・〇 | |
| 一二・八 | 八・三 | 四・八 | 四・八 | 一〇・〇 | | 一四・三 | 一二・五 | 一九・〇 | | 六・二 | 二・九 | 一三・七 | 一五・六 | 三・六 | 一六・七 | |
| 七・一 | 八・八 | 六・七 | 一四・七 | | | 二〇・〇 | 一一・三 | 一〇・〇 | | | 一三・九 | 一七・一 | 一四・九 | 四・九 | 九・一 | |

(註) 原調査には此の他一三乃至一五歳、五一乃至六〇歳、六〇歳以上の三階級があるが何れも採血数が非常に僅かな爲陽性率が確實でないから茲には省略した。
 女子は年齢別に分ける程の数がないので記載しなかつた。

三

次に内閣統計局の死因統計により考察を加へて見よう。

死因統計に於て微毒性疾患として擧げられてゐるものは微毒、脊髄癆、麻痺性癡呆、動脈瘤である。之等の微毒性疾患による死亡は統計に現れた數は何れも甚だしく、従つて種々の事情(例へば醫師が患者に依頼されて故意に死因名を變更すること、都會の病院に麻痺性癡呆、脊髄癆等の難治なる疾患が集る結果都會に於ける之等の疾患による死亡が増加すること、之等の疾患は都會に於ては郡部に於けるよりも診断が明確につけられること、之等の疾患に特に興味を有する醫師が存在する場合之等の疾患の届出

の増加が考へられること等)により相當左右される危険があり、統計に現れた數字を其の儘信用し難い缺點がある。然しながら之等の死因の中でも微毒の内の「先天性微毒」は府縣別に分けても其の實數は大數觀察には差支へない位であるし、又此の疾患は特に都會に集る危険は非常に少ないと思はれるので(勿論隠蔽による減少は相當存在するであらうが、此の條件は各府縣とも大體同じ傾向であらうから)之に就て觀察することとした。尙、死因統計に現れた死亡者數を以てしては各地方に於ける微毒蔓延率を推定し得ざる事は勿論であるが、之を以て各府縣相互間の微毒蔓延度の強度を比較し得ると思ふ。第七表は昭和八年より十三年に至る六ヶ年間の先天性微

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 |
| 岡山 | 島根 | 鳥取 | 和歌山 | 奈良 | 兵庫 | 大阪 | 京都 | 滋賀 | 三重 | 愛知 | 静岡 | 岐阜 | 長野 | 山梨 | 福島 | 石川 | 富山 | 新潟 | 神奈川 | 東京 | 千葉 | 埼玉 | 群馬 | 栃木 | 茨城 | 福島 | 山形 | 秋田 |
| 〇・九 | 一・三 | 一・八 | 〇・四 | 一・七 | 〇・八 | 一・六 | 一・〇 | 〇・六 | 一・八 | 一・一 | 一・七 | 〇・六 | 〇・六 | 一・〇 | 〇・三 | 〇・九 | 〇・四 | 一・〇 | 一・三 | 一・一 | 二・一 | 〇・六 | 一・〇 | 一・二 | 一・四 | 一・三 | 一・四 | 二・九 |
| 〇・八 | 二・六 | 一・七 | 一・〇 | 一・八 | 〇・九 | 一・八 | 一・〇 | 〇・四 | 一・七 | 一・二 | 一・八 | 〇・五 | 〇・五 | 〇・七 | 〇・七 | 〇・四 | 〇・六 | 一・〇 | 一・一 | 一・〇 | 二・〇 | 〇・六 | 〇・九 | 一・〇 | 一・三 | 一・一 | 一・七 | 三・三 |
| 〇・八 | 二・一 | 一・七 | 〇・七 | 一・四 | 〇・七 | 一・二 | 〇・九 | 〇・四 | 一・七 | 一・一 | 一・七 | 〇・五 | 〇・六 | 〇・七 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・五 | 〇・八 | 一・一 | 〇・九 | 二・〇 | 〇・七 | 一・〇 | 一・一 | 一・二 | 一・一 | 一・三 | 二・九 |
| 〇・七 | 三・〇 | 一・八 | 〇・九 | 一・〇 | 〇・八 | 一・五 | 一・一 | 〇・九 | 一・四 | 一・〇 | 一・四 | 〇・八 | 〇・五 | 〇・八 | 〇・六 | 〇・六 | 〇・五 | 〇・七 | 一・一 | 〇・九 | 二・〇 | 〇・七 | 一・〇 | 一・三 | 一・四 | 一・三 | 一・六 | 二・八 |
| 〇・六 | 二・一 | 二・二 | 〇・六 | 一・四 | 〇・七 | 一・四 | 一・〇 | 〇・六 | 一・三 | 〇・八 | 一・五 | 〇・八 | 〇・五 | 〇・五 | 〇・五 | 〇・四 | 〇・六 | 一・〇 | 〇・九 | 二・一 | 〇・四 | 〇・九 | 一・二 | 一・一 | 一・一 | 一・一 | 一・二 | 二・二 |
| 〇・七 | 一・四 | 一・五 | 〇・六 | 一・〇 | 〇・六 | 一・一 | 〇・五 | 〇・八 | 〇・六 | 一・三 | 一・三 | 〇・五 | 〇・四 | 〇・四 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・六 | 〇・九 | 〇・七 | 一・七 | 〇・六 | 〇・七 | 〇・八 | 一・一 | 〇・九 | 一・一 | 一・一 | 一・九 |
| 〇・八 | 二・一 | 一・八 | 〇・七 | 一・四 | 〇・七 | 一・四 | 一・〇 | 〇・六 | 一・五 | 一・〇 | 一・六 | 〇・六 | 〇・五 | 〇・八 | 〇・四 | 〇・五 | 〇・八 | 一・一 | 〇・九 | 二・〇 | 〇・六 | 〇・九 | 一・一 | 一・三 | 一・一 | 一・四 | 二・七 | |

微毒蔓延状況の地方別観察

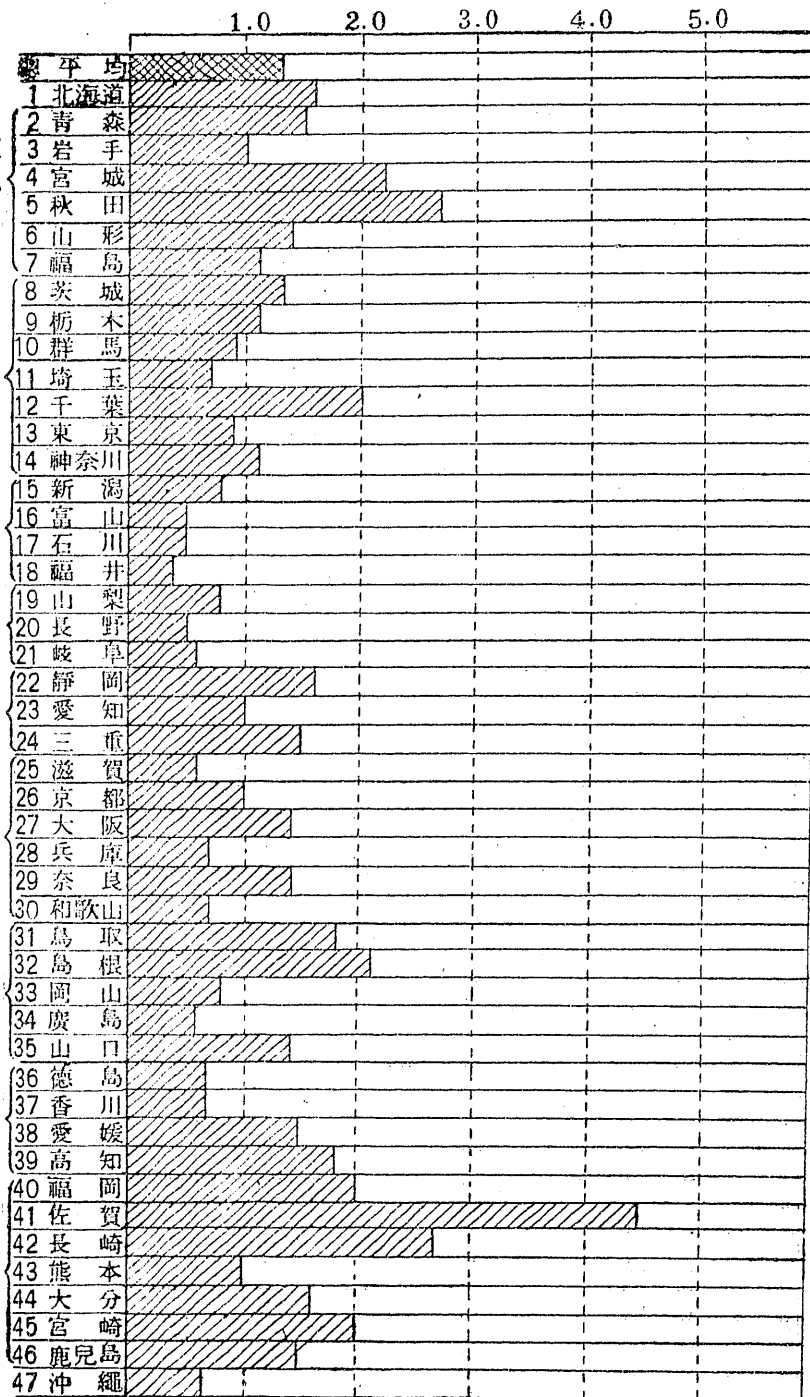
| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 |
| 沖繩 | 鹿児島 | 宮崎 | 大分 | 熊本 | 長崎 | 佐賀 | 福岡 | 高知 | 愛媛 | 香川 | 徳島 | 山口 | 広島 |
| 〇・七 | 一・六 | 二・七 | 一・七 | 一・六 | 二・六 | 五・〇 | 二・一 | 一・七 | 一・七 | 〇・八 | 〇・九 | 一・四 | 〇・八 |
| 一・一 | 一・四 | 一・七 | 二・〇 | 〇・九 | 二・九 | 四・六 | 二・四 | 一・六 | 一・八 | 〇・九 | 〇・九 | 二・〇 | 〇・五 |
| 〇・七 | 一・七 | 一・八 | 一・四 | 一・〇 | 三・二 | 四・四 | 二・一 | 一・八 | 一・九 | 〇・七 | 〇・六 | 一・一 | 〇・七 |
| 〇・四 | 一・四 | 二・一 | 一・六 | 〇・九 | 三・三 | 四・七 | 二・〇 | 二・三 | 一・五 | 〇・五 | 〇・八 | 一・三 | 〇・六 |
| 〇・五 | 一・四 | 一・七 | 一・四 | 〇・八 | 二・四 | 三・六 | 一・八 | 一・六 | 一・一 | 〇・八 | 〇・五 | 一・四 | 〇・六 |
| 〇・五 | 一・二 | 二・〇 | 一・三 | 〇・六 | 一・九 | 四・五 | 一・七 | 一・七 | 〇・八 | 〇・三 | 〇・八 | 〇・九 | 〇・五 |
| 〇・七 | 一・五 | 二・〇 | 一・六 | 一・〇 | 二・七 | 四・五 | 二・〇 | 一・八 | 一・五 | 〇・七 | 〇・七 | 一・四 | 〇・六 |

毒による死亡の府縣別實數で、第八表は其の出生千に對する率で最後の欄に六ヶ年平均の死亡率を掲げておいた。第七表及び第八表何れに於ても各府縣とも毎年の數字を見るに特に著しい變動を示してゐるものはなく大體に於て信用出来る數字と思ふ。第八表の全國平均を見るに先天性微毒による死亡率は毎年漸減の傾向を示してゐるが之は果して微毒が全國的に減少の傾向にあることを示すものか、或は隱蔽率が増加した爲か、或は又顯性微毒(潛狀微毒に對し)としての先天性微毒が特に減少の傾向にある爲か之のみでは判斷する事は出来ない。全國平均と同じく各府縣とも毎年漸減の傾向を示してゐる。

さて第八表の六ヶ年平均及び第一圖に就て府縣別に觀察しよう。先づ佐賀縣が群を抜いて高率なのが眼につく。平均以上の率を示す府縣は佐賀(四・五)・長崎(二・七)・秋田(二・七)・宮城(二・二)・島根(二・一)・福岡

(二・〇)・宮崎(二・〇)・千葉(二・〇)・高知(一・八)・鳥取(一・八)・北海道(一・六)・静岡(一・六)・大分(一・六)・青森(一・五)・三重(一・五)・愛媛(一・五)・鹿田・宮城を始め青森・岩手・山形何れも平均以上であり、關東地方では千葉・茨城の二縣のみが平均以上である。北陸地方は一般に低率であり、東山地

方も同様である。東海地方では静岡、三重が稍高く、近畿では大阪、奈良が稍高い。中國では鳥取、島根、山口が相當に高い。四國では愛媛、高知が高率を示してゐる。九州を見ると熊本一縣を除き佐賀を始め何れも皆比較的高い先天性微毒死亡率を示してゐる。沖繩は低いが此の縣は人口統計上種々の疑問のある處であつて今は問題としないでおかう。



以上により北九州には最も微毒が浸潤してゐるかの如く考へられるが、

應の調査が行はれなければ確實な事は言ふ事は出来ない。

死因統計のみを以て微毒蔓延状態を推察せんとする事は甚だ危険であつて、九州諸縣は勿論其他の高率なる諸縣についても廣範圍に微毒血清反

次に参考の爲に脊髄癆及麻痺性癡呆の死亡率を掲げよう。第九表は兩者の人口萬對死亡率で最下欄に昭和十年に於ける同病の三十歳以上の者の

みの死亡率を掲げた。後者の方が眞實に近い死亡率を示すのであるが、
 (之等の疾患は三十歳以上が發病危険年齢である)昭和五年及び大正十四年
 に就ては、小分類の府縣別年齢別死因統計が無い爲算出する事が出来な
 かつた。最高率を示す府縣は東京・京都であつて奈良・大阪・石川・三重・宮城・
 神奈川・山形・佐賀等が之に次いでゐる。注目すべきは前述の先天性毒死亡

第九表 脊髓癱瘓及麻痺性癡呆死亡率(人口萬對)

| 總數 | 昭和八年 | | 昭和九年 | | 昭和十年 | | 昭和十一年 | | 昭和十二年 | | 昭和十三年 | | 昭和十三年以上人口萬對 | |
|----|------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|----|-------|----|-------------|----|
| | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 | 二一 |
| 1 | 〇・四九 | 〇・四九 | 〇・四七 | 〇・四九 | 〇・五二 | 〇・五五 | 一・二〇 | | | | | | | |
| 2 | 〇・三七 | 〇・四一 | 〇・四二 | 〇・四一 | 〇・五〇 | 〇・三三 | 〇・四四 | 一・二二 | | | | | | |
| 3 | 〇・四二 | 〇・三七 | 〇・三二 | 〇・三〇 | 〇・三四 | 〇・三七 | 〇・六四 | | | | | | | |
| 4 | 〇・四七 | 〇・四三 | 〇・四九 | 〇・七二 | 〇・五二 | 〇・五〇 | 一・四二 | | | | | | | |
| 5 | 〇・五一 | 〇・四九 | 〇・三三 | 〇・四六 | 〇・四九 | 〇・四八 | 〇・八七 | | | | | | | |
| 6 | 〇・五一 | 〇・六五 | 〇・五三 | 〇・六四 | 〇・四九 | 〇・六六 | 一・四〇 | | | | | | | |
| 7 | 〇・三一 | 〇・三八 | 〇・三五 | 〇・三二 | 〇・三八 | 〇・四二 | 〇・八六 | | | | | | | |
| 8 | 〇・五〇 | 〇・五八 | 〇・四五 | 〇・四七 | 〇・四五 | 〇・五五 | 一・一〇 | | | | | | | |
| 9 | 〇・四二 | 〇・四六 | 〇・五一 | 〇・四六 | 〇・五〇 | 〇・四六 | 一・三三 | | | | | | | |
| 10 | 〇・五六 | 〇・五一 | 〇・四九 | 〇・五四 | 〇・四六 | 〇・四九 | 一・二〇 | | | | | | | |
| 11 | 〇・三九 | 〇・五四 | 〇・四三 | 〇・四一 | 〇・五二 | 〇・八一 | 一・〇三 | | | | | | | |
| 12 | 〇・五四 | 〇・六一 | 〇・五三 | 〇・五二 | 〇・六二 | 〇・六六 | 一・二五 | | | | | | | |
| 13 | 〇・八一 | 〇・七五 | 〇・七五 | 〇・七七 | 〇・八二 | 〇・七七 | 二・一四 | | | | | | | |
| 14 | 〇・六四 | 〇・五六 | 〇・五二 | 〇・六三 | 〇・六八 | 〇・八二 | 一・四一 | | | | | | | |
| 15 | 〇・五六 | 〇・六九 | 〇・三九 | 〇・四六 | 〇・四九 | 〇・四四 | 〇・九九 | | | | | | | |
| 16 | 〇・三三 | 〇・三二 | 〇・三五 | 〇・二九 | 〇・四七 | 〇・四四 | 〇・八一 | | | | | | | |
| 17 | 〇・四三 | 〇・七一 | 〇・六五 | 〇・六九 | 〇・六五 | 〇・八三 | 一・五五 | | | | | | | |
| 18 | 〇・三三 | 〇・一六 | 〇・二〇 | 〇・三五 | 〇・五三 | 〇・六二 | 〇・四七 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | | | | | | | | | | | | | | |
| 40 | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | | | | | | | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | | | | | | | | | | | | | | |
| 46 | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | | | | | | | | | | | | | | |

率と異なる處が多いことである。殊に東京、京都、大阪、宮城等が高いのは脊髄癆・麻痺性癡呆等の疾患に罹患した者が都會の大學病院其他の醫師の診療を受けに来て死亡する爲かと思はれる。又、かゝる文化都市には文化人が多數集つて居り、文化人は何等かの原因によりかゝる疾病に罹患し易いのかも知れぬ。微毒の蔓延度と變性微毒(第四期微毒)たる麻痺性癡呆・脊髄癆の罹患率とは全く異なるのであつて、微毒の蔓延度の高い非文化諸國に於て變性微毒罹患率はかへつて低く、民族の相違によつても變性微毒に罹患する傾向が異なるのである。例へば京城帝大の久保、服部兩氏の調査によると同大學精神科患者の日本人七四八名中二五・五%の麻痺性癡呆があり、朝鮮人六〇八名中には九・三%しかなかつた。又同大學皮膚科植木氏の調査によると朝鮮人は一般に日本人よりも二期、三期の微毒(皮膚微毒其他の顯性微毒)が多く、之に反し日本人は朝鮮人よりも潜伏微毒が多いと云ふ。斯くの如く同じ微毒であつても民族の相違、文化の相違により病氣としての現れ方が異なるのであつて、従つて麻痺性癡呆、脊髄癆の死亡率を以て地方別に微毒全般の蔓延状態を比較する事は出来ない。茲では唯何故に東京、京都、大阪等に於て之等の疾病の死亡率が高いかと云ふ事を將來の研究問題として注意を喚起するに留めておく。

第十表 府縣別壯丁花柳病患者發見率(検査人員千對)

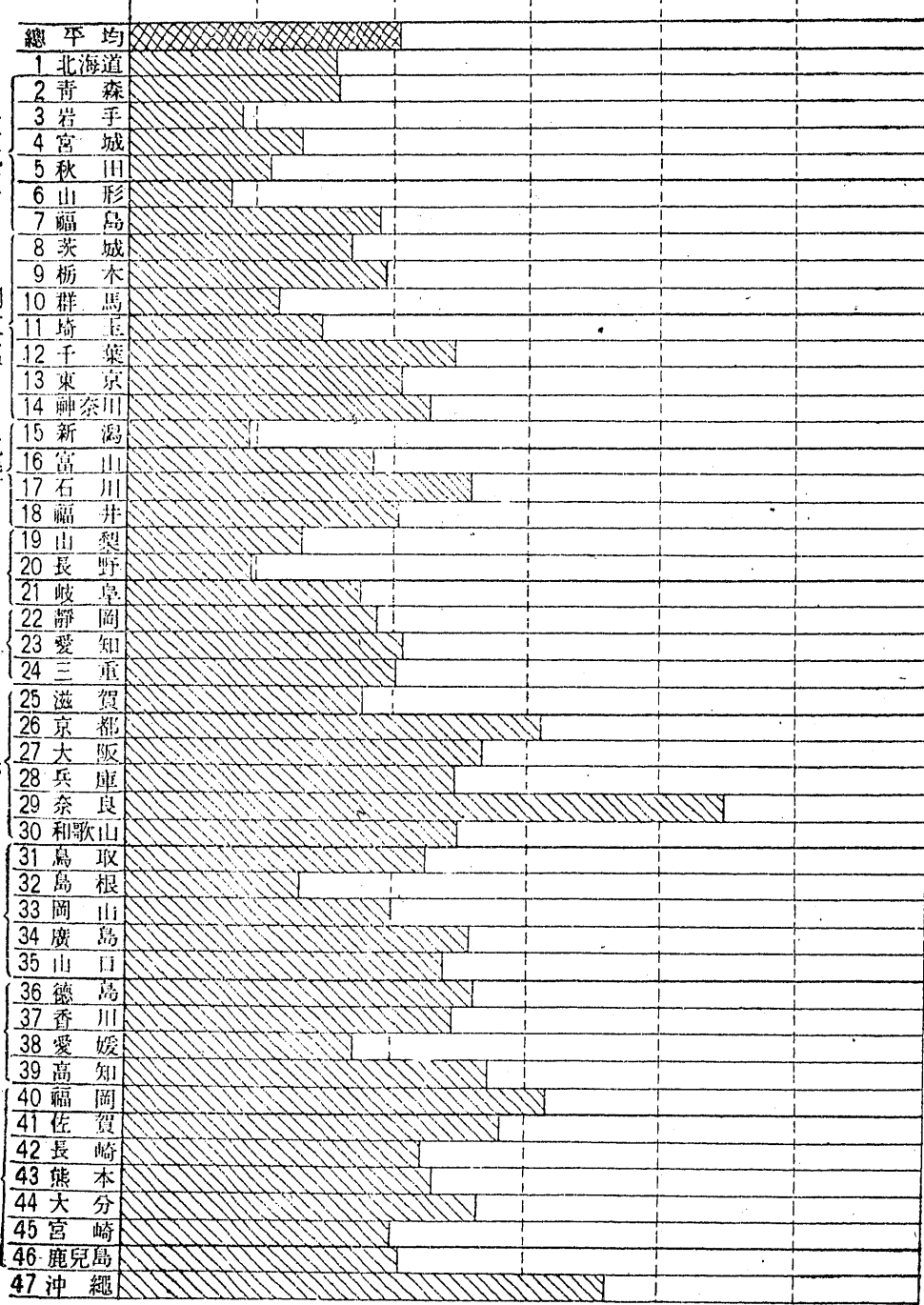
| 總平均 | 昭和 | | 昭和 | | 昭和 | | 昭和 | | 五ヶ年平均 |
|-------|------|------|------|------|------|------|-------|--|-------|
| | 一〇年 | 一一年 | 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 | | |
| 1 北海道 | 八・三一 | 六・五二 | 八・〇二 | 六・九七 | 八・五七 | 七・六七 | 一〇・一八 | | |
| 2 青森 | 七・五六 | 五・五九 | 九・四五 | 八・一八 | 七・七一 | 七・七〇 | 一〇・六三 | | |
| 3 岩手 | 四・九五 | 五・四六 | 三・七九 | 四・六〇 | 二・〇六 | 四・三四 | 一〇・一八 | | |
| 4 宮城 | 六・二九 | 六・四四 | 四・二九 | 八・一八 | 七・八五 | 六・四五 | 一〇・六三 | | |

| | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5 秋田 | 六・五一 | 六・二七 | 五・五八 | 二・八七 | 五・四三 | 五・三八 |
| 6 山形 | 三・五一 | 一・六一 | 四・七八 | 四・一六 | 五・三二 | 三・八四 |
| 7 福島 | 八・二〇 | 六・七二 | 八・五八 | 一〇・八一 | 一二・八五 | 九・三八 |
| 8 茨城 | 九・六二 | 四・七〇 | 九・〇八 | 八・七二 | 一一・一八 | 八・六三 |
| 9 栃木 | 八・三四 | 六・六八 | 一四・三三 | 八・〇八 | 一〇・九三 | 九・七〇 |
| 10 群馬 | 四・三三 | 四・一七 | 四・八一 | 七・三五 | 八・二二 | 五・七〇 |
| 11 埼玉 | 七・二六 | 五・三七 | 七・三二 | 五・五六 | 一一・一一 | 七・二八 |
| 12 千葉 | 八・四七 | 八・六二 | 九・八八 | 一三・五五 | 一二・七六 | 一二・二八 |
| 13 東京 | 一一・〇六 | 九・六〇 | 八・七八 | 九・〇四 | 一一・一五 | 一〇・三五 |
| 14 神奈川 | 一四・〇九 | 一一・九〇 | 一〇・四四 | 一〇・九八 | 九・九九 | 一一・五〇 |
| 15 新潟 | 四・八九 | 四・二六 | 五・六八 | 四・五六 | 三・六二 | 四・六一 |
| 16 富山 | 八・三一 | 一〇・八六 | 八・二七 | 一一・一八 | 七・四五 | 九・二〇 |
| 17 石川 | 一四・二九 | 七・七七 | 一一・二六 | 一四・九二 | 一七・四九 | 一二・八九 |
| 18 福井 | 八・一七 | 六・三七 | 一一・二五 | 一四・六九 | 九・九二 | 一〇・一〇 |
| 19 山梨 | 五・〇〇 | 六・〇〇 | 六・四四 | 七・一七 | 八・三六 | 六・五四 |
| 20 長野 | 三・九二 | 四・九〇 | 六・三二 | 四・六一 | 五・八九 | 四・八八 |
| 21 岐阜 | 九・四三 | 一一・三三 | 七・七〇 | 六・一〇 | 八・三九 | 八・八二 |
| 22 静岡 | 九・三八 | 一〇・二九 | 八・六九 | 七・七六 | 一一・〇七 | 九・四四 |
| 23 愛知 | 一一・三五 | 八・三一 | 一〇・〇五 | 九・六一 | 一一・四一 | 一〇・三七 |
| 24 三重 | 一一・二六 | 九・五九 | 一三・九八 | 八・八三 | 六・三七 | 一〇・〇九 |
| 25 滋賀 | 一一・二九 | 六・四九 | 八・一三 | 八・二五 | 九・四七 | 八・九五 |
| 26 京都 | 三六・六四 | 一五・五四 | 七・二三 | 一一・五〇 | 九・九三 | 一五・五一 |
| 27 大阪 | 一一・四六 | 一一・二〇 | 一〇・六二 | 二〇・六七 | 一一・六四 | 一三・四五 |
| 28 兵庫 | 一一・九三 | 一一・一六 | 一一・七三 | 一四・九五 | 一〇・八九 | 一一・三三 |
| 29 奈良 | 一一・三二 | 二四・四八 | 一四・三五 | 三三・五二 | 一九・六八 | 二二・三二 |
| 30 和歌山 | 一〇・二三 | 一五・七五 | 六・四四 | 一五・〇一 | 一七・四一 | 一一・四一 |
| 31 鳥取 | 八・〇五 | 一一・二二 | 一四・二二 | 一一・二四 | 一一・四三 | 一一・三八 |
| 32 島根 | 七・四三 | 六・八三 | 九・五四 | 五・八二 | 三・三〇 | 六・五九 |
| 33 岡山 | 八・五五 | 五・六八 | 一一・七六 | 一四・四五 | 八・九五 | 一〇・〇〇 |

40 39 38 37 36 35 34
 福高愛香德山廣
 岡知媛川島口島

一六・五四 一三・二二 六・〇二 一五・二九 一七・四六 八・六六 一七・九一
 一四・六六 二〇・六八 六・一〇 一〇・三九 一〇・九八 一〇・七三 一〇・三九
 一八・四二 一三・〇一 九・三一 九・三三 一〇・五一 九・五八 一一・五二
 一六・五四 一四・三五 六・一八 一三・二二 一四・五三 一八・七八 一五・六二
 一三・一四 八・七四 一六・二四 一三・五八 一〇・二四 一二・九五 八・九六
 一五・八六 一三・六六 八・六五 一二・三四 一三・二二 一二・〇二 一二・九〇
 47 46 45 44 43 42 41
 沖鹿宮大熊長佐
 繩兒崎分本崎賀
 一六・四三 一〇・五一 九・五三 一三・九三 一三・一九 一三・〇六 二二・七九
 二二・四七 八・三一 一〇・八二 一八・六七 九・一六 六・四六 七・八三
 九・八八 一一・〇六 一一・〇三 九・九八 七・七三 一六・六八 一四・二三
 一七・六四 一一・一七 一二・七九 一一・〇二 一一・九八 一三・二六 一一・二七
 二五・五三 一一・六三 一〇・七五 一三・一九 一二・〇八 六・七五 一四・七七
 一八・一八 一〇・五一 一〇・九九 一三・四二 一〇・八一 一一・二〇 一四・一三

5.0 10.0 15.0 20.0 25.0



東北區
 關東區
 北陸區
 東山區
 東海區
 近畿區
 中國區
 四國區
 九州區

梅毒蔓延狀況の地方別觀察

四

最後に壯丁検査時に於ける花柳病患者發見率を府縣別に觀察しよう。壯丁検査時の花柳病検査は主として視診、觸診によるものであり、細菌學的検査や血液検査は行はない爲精密とは言ひ得ない。又花柳病として梅毒、横痃、淋疾を擧げてゐるが之等の疾患個々の數は大數觀察には少なすぎるので、花柳病患者合計に就て觀察する事とした。第十表を見ても判るやうに昭和十年乃至十四年の發見率を府縣別に見ると大體に於て各府縣夫々一定の傾向が見られるが、中には年毎に非常な變動を示すものがあり、從つて此の統計に完全なる信頼をおく事は出來ぬが、兎に角全壯丁に就ての検査結果であるから一つの重要な參考資料となり得るであらう。さて第十表の五ヶ年平均と第二圖により觀察しよう。一見して氣付く事は近畿・中國・四國・九州・沖繩の諸地方の大部分の府縣が東北・東山の地方に比較して高率を示してゐる事である。先づ北海道及び東北六縣は何れも平均以下で低い。關東では千葉、神奈川が稍高い。北陸地方では新潟が低く、石川が稍高い。東山は何れも低く東海三縣は平均率と同じである。次に近畿地方に至ると奈良が全國で最高率(二二・三三%)を示してゐる他滋賀を除き何れも高率である。中國では鳥取・廣島・山口稍高く、四國では愛媛を除く他の三縣何れも高率である。九州も福岡を始め一般に高率なる地方と言へよう。沖繩は奈良に次で甚だ高い。高率なる府縣を順に擧げると奈良(二二・三三)・沖繩(一八・一八)・福岡(一五・八六)・京都(一五・五一)・佐賀(一四・一三)・高知(一三・六六)・大阪(一三・四五)・大分(一三・四二)・徳島(一三・二二)・廣島(一一・九〇)・石川(一一・八九)・和歌山(一一・四一)・香川(一一・三四)・兵庫(一一・三三)・千葉(一一・二八)・山口(一一・〇二)等である。

壯丁検査の成績のみによつて考へると關西、九州、四國、中國に於ては如何にも性病が蔓延してゐる如く思はれるが、之が果して事實なりや否やは度々繰返した如く一般人の血液検査を廣範圍に施行しなければ明かな事は言へない。又、關西其他の比較的南方の地方に於ては東北其他に比して一般に早熟なる爲に斯くの如く壯丁検査時に比較的多數の性病患者を出すのかも知れない。更に追究を要する問題である。

五

以上述べ來つた處を綜合しても確實なる結論に達し得ないのは其だ遺憾である。然しながら推測し得る大體の傾向を羅列すれば、

- 一、梅毒血清反應に關する文獻により直接又は間接に相當高率なる陽性率を有すると認められる府縣は、沖繩・佐賀・兵庫・大阪・北海道・秋田・宮城・千葉・奈良・福岡・長崎・宮崎・静岡等である。
- 二、先天性梅毒死亡率の高率なる府縣は佐賀・長崎・秋田・宮城・福岡・宮崎・千葉・鳥取・北海道・静岡・大分等である。
- 三、壯丁花柳病發見率の高き府縣は奈良・沖繩・福岡・京都・佐賀・高知・大阪・大分・徳島・廣島・石川・和歌山・香川・兵庫・千葉・山口等である。

☆ ☆ ☆

☆ ☆ ☆

紹介

李景漢著 能久屋徳美譯

「農村家庭人口の統計的分析」

民國十八年北支那に於ける定縣實驗縣の社會調査である「河北省定縣社會概況調査」が發表され、支那に於ける從來の同種報告書に比較して極めて優れた正確なる資料として定評のある所である。その著者は燕京大學教授にして農村社會學者として令名ある李景漢氏が、同地域に於ける農村家族に就いて人口統計的な觀察をなして發表したのがこの資料である。

譯者も云ふ如く彼の手法は必ずしも十全ではなく、包括的に過ぎて平面的解明に終る憾みがあるといふ。素よりこの小論では彼の社會調査の方法論の一端すらも窺知することは困難であるが、從來の支那に於けるあらゆる報告書の「たよりなき統計數字」が、彼に於てより確實化されようとし、その努力に非常な注意を拂ひつゝあるのは多とすべきである。

自ら言ふ如く「支那の農民は人口調査に對してすべて疑を懷き、從つて可能なる範圍内でことごとく虚報する。彼等はそれが上税加捐と關係あらんことを恐れ、徴兵拉夫と關係あらんことを怕れる。この外にも尙幾多の色々な不思議な懷疑があつて、調査を缺陷不備あらしめ、或は表面完全のやうでも内容を不確實ならしめる。」ことが、既存の調査資料をして信憑なからしむる重大な原因である。とすれば、支那の如き不安定な農村社會に

李景漢著能久屋徳美譯「農村家庭人口の統計的分析」

於ける資料蒐集の困難さは思ふべく、そのために、一、農民の信頼を得ること、二、調査員を正しく選擇訓練することにより種々の障害を克服して民國十九年に實施したものである。調査村七十二箇村中七箇村が材料不整備のため六十五箇村五千二百五十五家三〇、六四二人を取扱つてゐる。定縣は純粹な農村社會であつて北支那の常態的な農村家族を知るには洵に好個の資料といふべきである。

先づ家族構成員の數によつて家族の大小を計ると平均一家族五・八人となる。これは大家族制度論者の主張と必ずしも一致してゐない。こゝに云ふ家族の意味は「一切の共同生活をなしてゐる人口を包括して云ふ。但し傭工及び同居人は計算の内に入れない。凡て本家と密接な經濟關係を有し、而して親屬關係ある者は、たとへ家に在らずとも計算する時にはその内に包括する。」のであつて、血縁關係者にして、經濟を共にするものだけを家族員と見做し、使用人を含めないの、問題は血縁關係者の大家族の有無といふことになるが、かゝる例は全戸數の〇・九二%に過ぎず一家族四人をモードとしてゐる點に注意したい。

五、二五五家、家庭の大小

民國十九年

| 全家人口數 | 家數 | 家數百分比 | 人口總數 |
|-------|-----|-------|-------|
| 一 | 一九四 | 三・六九 | 一九四 |
| 二 | 四〇二 | 七・六五 | 八〇四 |
| 三 | 六七五 | 一一・八四 | 二、〇二五 |
| 四 | 八五二 | 一六・二一 | 三、四〇八 |
| 五 | 七七八 | 一四・八〇 | 三、八九〇 |
| 六 | 六六六 | 一二・六七 | 三、九九六 |
| 七 | 五三四 | 一〇・一六 | 三、七三八 |
| 八 | 三二九 | 六・二六 | 二、六三二 |
| | | 五九 | |

| | | | |
|------|-------|--------|--------|
| 九 | 二一四 | 四・〇七 | 一、九二六 |
| 一〇 | 一五九 | 三・〇三 | 一、五九〇 |
| 一一 | 一三〇 | 二・四七 | 一、四三〇 |
| 一二 | 八五 | 一・六二 | 一、〇二〇 |
| 一三 | 六三 | 一・二〇 | 八一九 |
| 一四 | 四三 | 〇・八二 | 六〇二 |
| 一五 | 二六 | 〇・四九 | 三九〇 |
| 一六 | 一六 | 〇・三〇 | 二五六 |
| 一七 | 一六 | 〇・三〇 | 二七二 |
| 一八 | 一一 | 〇・二一 | 一九八 |
| 一九 | 一四 | 〇・二七 | 二六六 |
| 二〇 | 一一 | 〇・二一 | 二二〇 |
| 二一 | 七 | 〇・一三 | 一四七 |
| 二二 | 六 | 〇・一一 | 一三二 |
| 二三 | 八 | 〇・一五 | 一八四 |
| 二四 | 一 | 〇・〇二 | 二四 |
| 二五 | 二 | 〇・〇四 | 五〇 |
| 二六 | 三 | 〇・〇六 | 七八 |
| 二七 | 三 | 〇・〇六 | 八一 |
| 二八 | 二 | 〇・〇四 | 五六 |
| 三〇 | 一 | 〇・〇二 | 三〇 |
| 三一 | 一 | 〇・〇二 | 三七 |
| 三六 | 一 | 〇・〇二 | 三九 |
| 四三 | 一 | 〇・〇二 | 四三 |
| 六五 | 一 | 〇・〇二 | 六五 |
| 總 合 | 五、二五五 | 一〇〇・〇〇 | 三〇、六四二 |
| 平均每家 | ... | ... | 五・八 |

然し家族内に含まれる親屬關係には可成り複雑なものもある。總人口三

〇、六四二人中男家主及其の妻、女家主、未婚の男子及女子を合して一六、四二三人で總人數の五四%を占めこれは一戸當り三・一人となり所謂歐洲の小家族的性質を示すもので、この外四六%が、その他の親屬關係者である。その親屬關係者中には既婚男子二、四三〇人、その妻二、三九三人となり兩者が一六%を占めてゐる。親屬關係を示す名稱は五十六種ありその複雑性を表す。

次に家族内の性別の割合は既存の報告によると種々高低があるのは調査の不確實さに因るのであり、李景漢は「農村人民が年頃の婦女を瞞つて眞實を報告するのを肯じなかつた」のに原因するといふ。

この調査に於ては性比率女子一〇〇に對して男子一〇六・二であり、男子五一に對して女子四九となり、その割合の差はそれほど顯著ではない。年齢構成は調査地域が比較的安定せる農村であるので、年齢別階級は下より上へ漸次縮小してゐる。即ち人口移動による生産年齢層の他出の少ないことを示してゐるといふべきである。彼は年齢構成より人口の増減趨勢を推定して、十五歳未満と一五歳以上四九歳五〇歳以上の三類の割合を比較して一五―四九歳が五〇%を占め、一五歳未満三三%、五〇歳以上一七%となつてゐるのは、この地域に於ける人口の停滞性を示すものであるとしてゐる。

婚姻の状況については全人口の既婚未婚の年齢別をみると男子は二十歳未満と、二十歳以上七十七歳までの男子に未婚者の多いのは注目すべく、女子は二十二歳以後に於ての未婚者は極めて少く、これは女子は大體嫁出するが、男子は經濟的な理由で配偶者を娶る餘裕なく、了るものが多いためであるといふ。

婚姻は可成り早婚のものもあり、九歳の男子、十二歳の女子が有配偶者と

なつてゐる。これは、よく支那の家族にみられる童養媳と稱して、子の嫁を早くから決定してゐる例ではなく正真正銘の正式結婚であると特に断つ

てゐるやうに、相當早婚の部に屬するものもあり、女子は男子に比較して遅いと云へる。

五、二五五家人口の年齢組に照した未婚及び既婚男女人数及びその百分比

民國十九年

| 年齢組 | 未婚 | | 既婚 | | 未婚 | | 既婚 | | 百分比 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 五歳以下 | 一、九四二 | 一、八六〇 | 三、八〇二 | — | — | — | — | — | — |
| 五—九 | 一、七三三 | 一、五八五 | 三、三二八 | — | — | — | — | — | — |
| 一〇—一四 | 一、四二三 | 一、三九五 | 二、八一八 | 二 | 二 | 二 | 二 | 〇・〇 | 〇・〇 |
| 一五—一九 | 八一九 | 六二〇 | 一、四三九 | 二六七 | 二〇〇 | 一九四 | 二五・三 | 二・九 | 二・〇 |
| 二〇—二四 | 二五〇 | 五五 | 五七五 | 五六九 | 六〇五 | 一一一 | 一一・二 | 一一・二 | 六・七 |
| 二五—二九 | 三〇一 | — | 三〇二 | 八八五 | 一、〇七三 | 七・一 | 四・五 | 九・九 | 一一・四 |
| 三〇—三九 | 三一四 | 二 | 三二六 | 一、八三一 | 一、九六六 | 四・三 | 二・五 | 一〇・五 | 一一・〇 |
| 四〇—四九 | 一六六 | — | 一六六 | 一、七九八 | 一、八四五 | 二・三 | 一・三 | 二・三 | 一一・〇 |
| 五〇—五九 | 六七 | — | 六七 | 一、二一〇 | 一、二六五 | 〇・九 | 〇・五 | 一・三 | 一一・〇 |
| 六〇—六九 | 四二 | — | 四二 | 七八〇 | 一、六四一 | 〇・六 | 〇・三 | 一・三 | 一一・〇 |
| 七〇—七九 | 九 | — | 九 | 三二〇 | 四四四 | 〇・一 | 九・一 | 九・二 | 九・二 |
| 八〇—八九 | — | — | — | 四二 | 七六四 | — | — | 三・八 | 四・三 |
| 九〇—九九 | — | — | — | — | 一三二 | — | — | 〇・五 | 〇・七 |
| 總 合 | 一、三三六 | 五、五一八 | 八、八五四 | 九、三四四 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |

初婚年齢は全家族について調査不可能であつたため五一五家七六六組の夫婦を選んで集計した結果は男子は十歳未満のもの一・三%一〇、一四歳が極めて普通の年齢として四〇%を占めてゐるのは注意すべき點である。女子の嫁出年齢は一〇—一四歳が八%一五—一九歳が二%で、これを見ても早婚の風習が強く、殊に男子に於てその割合が強いと云へる。この外に三箇所の大村鎮を選んで三九〇二人について調査した結果によつても、ほど同様のことが云へる。

夫婦年齢差をこの五一五農家でみると、夫が妻より小なるもの六九%、同年齢五・八%であり、妻が夫より年長者の場合はその年齢差少く平均四歳であり、逆に夫が妻より年長者の時の年齢差は非常な差があり平均八歳である。貧農の農家では大體夫が年長者であり、これは多くの男子が婚姻すべき資力を持合せぬためであり、富裕の家族は妻が年長者の場合多いのは、早く娶り得る経済力があるから男子は己よりも年長者の女子を妻とするからである。

次に職業を極めて詳細に分析してゐるが、十四歳以上の男子中農を正業となすものが八四％を占めて絶對多數であり、家内工業的な副業には織布、柳罐編、木廠類工等がある。純粹な工業一・九％その中木匠の多いのは農村的な色彩の強いものと云へる。商も三・九％、その外は極めて複雑多種にしてその分類表が丹念に掲げてゐる。女子はその大半が男子と同様に農業にたづさはり七六・八％を占め、副業には紡線織布等二十餘種あり、外に家内工業の従事者が多い。

離村人口は七二〇人にして總人口の二・三％に過ぎず男子が殆ど全部である。それらは定縣外居住者が多く、年齢層は二〇—三九歳で占められる。

人口の自然動態中出生については出産に經驗ある有配偶者數九九二組の結果表をみると平均出生兒數は三人、平均婚姻繼續期間一一、九年、一兒の出産期間は平均三・九年となつてゐるけれども、この算出方法は全組の總和をもつて割出してゐるので直ちに信憑することはできないが、別表に婚姻繼續期間別夫婦の出生兒數表があり、それによれば婚姻後二年乃至六年の間に第一子出生するものが絶對多數でその中でも婚姻後三年が最高である。

五、二五五家内の結婚年限別九九二匹偶の所生子女數

民國十九年

| 結婚年限 | 生一子女 | 生二子女 | 生三子女 | 生四子女 | 生五子女 | 生六子女 | 生七子女 | 生八子女 | 生九子女 | 生十子女 | 共計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 四 | 三 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 | 二一 | 二二 | 二三 | 二四 | 二五 | 二六 | 二七 | 二八 | 二九 | 三〇 | 三一 | 三二 | 三三 | 三四 | 三五 | 三六 | 三七 | 三八 | 三九 | 四〇 | 四一 | 四二 | 四三 | 四四 | 四五 | 四六 | 四七 | 四八 | 四九 | 五〇 | 五一 | 五二 | 五三 | 五四 | 五五 | 五六 | 五七 | 五八 | 五九 | 六〇 | 六一 | 六二 | 六三 | 六四 | 六五 | 六六 | 六七 | 六八 | 六九 | 七〇 | 七一 | 七二 | 七三 | 七四 | 七五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 四 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 總合 | 三三 | 三〇 | 一九 | 三六 | 九〇 | 五八 | 三三 | 一八 | 四 |
| | | | | | | | | | 五九 |

第二子の出生は婚姻後六年以後—九年までに高い。

別に五一五家族九八一人の母について、一四—二九歳、三〇—四五歳の妊孕可能年齢層と、四六歳以上の妊孕年齢経過後の三階級に分ち、その子女の出生數、死亡數、現生存數を示してゐる。これら三組を平均すると母一人當り三・五四人を出産し、一・一八人死亡し、現生存二・四六人となる譯である。

前記の五、二五五家族調査の場合と多少の差異を免れまいが、著者自らもその結論に於て資料としての不完全さを認めてゐる。然し從來の人口資料の不整備に對する試みとしての著者の意圖する所は今後のこの種調査に於てより完全性を示さるべきであらう。

五一五家内、年齢組に照した九八一個の婦女の出産、死亡及び現存子女數と平均毎婦の出産、死亡及現存子女數

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|------|-------|---------|---------|---------|
| 婦年齢 | 總數 | 出生數 | 死亡數 | 現存數 | 平均毎婦出生數 | 平均毎婦死亡數 | 平均毎婦現存數 |
| 一四—元 | 三〇一 | 三六三 | 一〇七 | 二七六 | 一・二七 | 〇・三六 | 〇・九三 |
| 三〇—四 | 三四 | 一、四四一 | 四四四 | 九〇八 | 四・三七 | 一・三六 | 二・九九 |
| 四以上 | 三六 | 一、七四八 | 六六 | 一、三三 | 四・七六 | 一・六八 | 三・〇九 |
| 總合 | 九八 | 三、四七三 | 一、五七 | 二、三二六 | 三・五五 | 一・二八 | 二・四六 |

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

Friedrich Burgdörfer, Bevölkerungsentwicklung im Dritten Reich, Tatsachen und Kritik 1938

「一國民が其の姿勢をかへも急速に轉換することが可能であるとは私は未だ考へ及ばなかつた」とはナチス政權樹立後の獨逸人口現象の好轉について嘗て米國農務省著名の高等農業經濟官 O. E. Baker が本冊子の著者獨逸統計局長ブルグドエルファア博士の報告を手にして語つた讚嘆の言葉であるが、本冊子はこの海外の識者にも感嘆と共に抄からざる希望をも與へた政變直後の獨逸人口現象好轉の跡を更に詳細に紹介したもので、もと著者の舊著『青年なき國民』第三版の附録として執筆せるものを別冊單行本として出版せるもの、筆者が茲に本誌上に紹介せる同著者の別著『白色民族は滅亡するか』にとつても同様追加附録として茲に紹介するに足らうと思ふ。尤も本冊子に取り扱はれてゐる内容は主として三三、四年と三五年の一部で聊か舊聞に屬するものではあるが、人口問題研究上モヌメンタルな一個の古典的事實としてその報告を邦語文獻の一部に止めてをくのも強ち無駄ではなからうと思ふ。

著者は本著主題に立入るに先立ち簡勁達意の筆を以てナチス政權樹立當時の獨逸人口現象の國民的危機について語つてゐるが、いまその中から特に標本的な數字を擧げてみると獨逸全國の出生總數は次の如くで、

| | |
|----------------------------|----------------|
| 一九〇一年 (當時の領域内) | 1,103,170,000人 |
| 一九〇一年 (人口五千六百萬) | 1,103,170,000人 |
| 一九三二年 (大戰後の領域内、但し人口は六千五百萬) | 1,033,100,000 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 四 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 總合 | 三三 | 三〇 | 一九 | 三六 | 九〇 | 五八 | 三三 | 一八 | 四 |
| | | | | | | | | | 五九 |

第二子の出生は婚姻後六年以後—九年までに高い。

別に五一五家族九八一人の母について、一四—二九歳、三〇—四五歳の妊孕可能年齢層と、四六歳以上の妊孕年齢経過後の三階級に分ち、その子女の出生数、死亡数、現生存数を示してゐる。これら三組を平均すると母一人當り三・五四人を出産し、一・一八人死亡し、現生存二・四六人となる譯である。

前記の五、二五五家族調査の場合と多少の差異を免れまいが、著者自らもその結論に於て資料としての不完全さを認めてゐる。然し從來の人口資料の不整備に對する試みとしての著者の意圖する所は今後のこの種調査に於てより完全性を示さるべきであらう。

五一五家内、年齢組に照した九八一個の婦女の出産、死亡及び現存子女数と平均毎婦の出産、死亡及現存子女数

| | | | | | | | |
|------|-----|------|------|------|---------|---------|---------|
| 婦年齢 | 總數 | 出生数 | 死亡数 | 現存数 | 平均毎婦出生数 | 平均毎婦死亡数 | 平均毎婦現存数 |
| 一四—元 | 三〇一 | 三六三 | 一〇七 | 二七六 | 一・二七 | 〇・三六 | 〇・九三 |
| 一五—二 | 三三 | 一、四三 | 四三 | 九八 | 四・三〇 | 一・三六 | 二・九四 |
| 三以上 | 三六 | 一、七四 | 六六 | 一、三三 | 四・七六 | 一・六八 | 三・〇九 |
| 總合 | 九八 | 三、四七 | 一、七五 | 二、三六 | 三・四〇 | 一・二八 | 二・四六 |

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

Friedrich Burgdörfer, Bevölkerungsentwicklung im Dritten Reich, Tatsachen und Kritik 1938

「一國民が其の姿勢をかゝるも急速に轉換することが可能であるとは私は未だ考へ及ばなかつた」とはナチス政權樹立後の獨逸人口現象の好轉について嘗て米國農務省著名の高等農業經濟官 O. E. Baker が本冊子の著者獨逸統計局長ブルグドエルファア博士の報告を手にして語つた讚嘆の言葉であるが、本冊子はこの海外の識者にも感嘆と共に抄からざる希望をも與へた政變直後の獨逸人口現象好轉の跡を更に詳細に紹介したもので、もと著者の舊著『青年なき國民』第三版の附録として執筆せるものを別冊單行本として出版せるもの、筆者が茲に本誌上に紹介せる同著者の別著『白色民族は滅亡するか』にとつても同様追加附録として茲に紹介するに足らうと思ふ。尤も本冊子に取り扱はれてゐる内容は主として三三、四年と三五年の一部で聊か舊聞に屬するものではあるが、人口問題研究上モヌメンタルな一個の古典的事實としてその報告を邦語文獻の一部に止めてをくのも強ち無駄ではなからうと思ふ。

著者は本著主題に立入るに先立ち簡勁達意の筆を以てナチス政權樹立當時の獨逸人口現象の國民的危機について語つてゐるが、いまその中から特に標本的な數字を擧げてみると獨逸全國の出生總數は次の如くで、

| | |
|----------------------------|---------------|
| 一九〇一年 (當時の領域内、人口五千六百萬) | 1,103,100,000 |
| 一九三二年 (大戰後の領域内、但し人口は六千五百萬) | 1,031,000,000 |

一九三二年 九七八、〇〇〇
一九三三年 九五七、〇〇〇

過去三十年間に總人口の増加、有配偶者數、特に妊孕年齢有配偶女子數の増加にも拘らず出生總數は嘗ての半數にも及ばない。その原因が女子妊孕率の著減にあることは勿論で、世紀の變り目の妊孕率（妊孕年齢女子千人に付）年約三〇〇（公生子女）の數値は一九三三年には辛じて一〇〇、ベルリン市に於ては僅かに四五を算ふるに過ぎぬ。また一九〇〇年には妊孕年齢にある妻は三年に一人の出産をしてゐたわけだが、この平均出産速度は三三年には約十年に一人の割合となり、ベルリン市の如きは二十年に一人といふ状態になつて了つた。二十年に一人といへば實際には一夫婦は生涯唯一人しか子を生まないことになる。

三三年の統計數字はそれでも僅かながらの出生超過（人口千に付出生一四・七、死亡一一・二、従つて自然増加三・五）を示してゐるが、之は獨逸特有の年齢構成の然らしめる所で、之を著名な著者獨得の換算法（本誌第一卷第四號四六頁註参照）により年齢構成に於ける異常性を取り除いた場合の數字に訂正してみると三・五の出生超過は逆に五・四の死亡超過に替る。同じく右靜止人口に正常化せる場合の三三年の出生過不足は次の如くで、

農 村(人口二千以下の町村) (一) 一〇%
中小市町村(人口二千乃至十萬) (一) 三二%
大都 市(人口十萬以上の都市) (一) 五〇%
全國平均 (一) 三二%

著者が一九二七年について試みた同様の計算によると當時なほ一三%の出生過剩をみせてゐた農村地方までも遂に一〇%の不足を告げてゐる状態で、全國平均では一九二六年以降に指摘せられるといふ此の出生不足は遂

に三一%といふ數値を見せるに到つた。つまり必要な第三子の出生が總じて陽の目を見ずに葬られてゐるといふ勘定になる。

此の情勢を續けてゆく場合の獨逸人口の著減は明瞭で、嘗て獨逸統計局が行つた獨逸將來人口の推定に於いてその特に悲觀的な第二計算の假定（一九二七年の妊孕率が爾後年約一%の割合で更に二五%だけ低下するといふ假定）は既に六年にして實現されて了つたことになる。そして出産減退は假りにこゝで停止したとしても人口は最早や増加せず以後五十年の後獨逸總人口は約二千五百萬、即ち一八一六年ナポレオン戦争終熄當時の状態に萎縮して了ふことになる。

之に伴ひ年齢構成の惡化、國民的衰老、所謂『青年なき國民』の慘狀を招來することは必至で、一九一〇年には現人口の維持になほ四〇%の出生餘剩を示し猶ほ生長しつゝある國民として所謂ピラミッド型の年齢構成をもつてゐた獨逸國民は、停止人口の状態に近い現フランス國民に見るやうな釣鐘型の年齢構成を一足飛びに跳び越えて、底の狭まつた壺型のそれに變りかけてゐる。いひ換へれば極端に老齡化し萎縮しつゝある國民の年齢構成状態を實現しかけてゐることになる。三三年の年齢階級別人口を一九一〇年と對比してみると次の如くで、

一四歳未満 (一) 三・四% 即ち (一) 一八%
一四―六五歳 (一) 九・一% (一) 二五%
六五歳以上 (一) 一・七% (一) 六一% (一) 三〇%

若し嘗てのピラミッド型年齢構成を飽くまで堅持する爲には一四歳以上成年人口の増加に伴ひ一四歳未満子供數の不足は約九百萬人に達するといふ。

右の如き状態の中で一九三三年一月所謂『第三國家』は誕生したものであるが、ナチス最初の人口政策的立法である『婚姻助成法』即ち結婚資金貸付制度は早く三三年六月一日に公布をみ同年八月一日より實施されてゐる。政變後に表はれた婚姻及び出産の著増の理由を何處までこの立法的效果に歸すべきかを檢證することも本冊子著者の一目的といつてゐるが、根本は固より新國家の政治的指導竝に今後の經濟的發展に對する國民の信頼に歸すべきもので、かゝる國民的信頼の表現される最初の人口現象が婚姻の増大であることはいふ迄もない。三三、四兩年獨逸の婚姻統計は次の如く、前大戰後にみる例外的前例を除いてその増加比率は著者のいふ通り確かに世界記録を實現せるものとすべし。

婚姻總數

對前年増

| | | |
|-------|---------|--------------|
| 一九三三年 | 六三〇、八二六 | 一二二、二三五(二四%) |
| 一九三四年 | 七三一、四三二 | 一〇〇、六〇五(一六%) |

この數字を理解するには先立つ數ヶ年間の經濟危機と特に大量失業、之に伴ふ一般の經濟的及び政治的絶望状態が大量の婚姻人口を滯溜せしめてゐたことを考へねばならないのは勿論で、一九二八、九年の婚姻總數年約五十九萬は三二年に約五十一萬に低下してゐるが、著者は婚姻年齢人口の増大を考慮に入れば通常の婚姻率を基として年約六十萬の婚姻を期待し得る所であるとして、三〇乃至三二年の恐慌が惹起した婚姻の滯溜は總計約三十三萬と見てよいと推定してゐる。人間二人樂に暮してゆけさへすればすぐに結婚するものだといふモンテスキューの言葉通り此の滯溜してゐた婚姻はナチス治下に入ると共に續々と實現されたわけで、著者はこの事實を以て獨逸國民のナチス政府に對する自發的な國民投票に外ならずといつてゐる。この婚姻増加を更に四半季別に夫々對前年同期との増減比に於

いて示すと次の如くで、

| | | | |
|-------|------------|-----------|-------------|
| 一九三三年 | | | |
| 第一四半季 | (-) 五、二〇五 | (-) 五・二% | |
| 第二四半季 | (+) 二二、七〇四 | (+) 一六・八% | (+) 一二一、二三五 |
| 第三四半季 | (+) 三七、九五四 | (+) 三一・七% | |
| 第四四半季 | (+) 六五、七八二 | (+) 四二・五% | |
| 一九三四年 | | | |
| 第一四半季 | (+) 四三、七五二 | (+) 四六・二% | (+) 一〇〇、六〇五 |
| 第二四半季 | (+) 三八、二二六 | (+) 二四・二% | |
| 第三四半季 | (+) 二〇、九二三 | (+) 一三・八% | (+) 一六% |
| 第四四半季 | (-) 二、二九六 | (-) 一・〇% | |

三四年の婚姻數を前々三二年に對して比較するならば其の増勢は總數で約二十二萬一千件、四三・五%といふ驚くべき數字を示すことになる。

今この婚姻増加のうち所謂結婚資金貸付制度によつて助成されたと考へられるものがどの位あるかを檢べてみると、三四年の婚姻總數約七十三萬一千件のうち約二十二萬五千件は本制度の恩恵に浴してゐて、丁度三二年に對する増加件數と略々同數になつてゐる。この事實は本制度の極めて時宜に適せるものであつたことを證明するものであるはいふまでもないが、とはいへ五百乃至一千マルクの貸付金は結婚への意志と未來への信頼を伴ふことなしには單にそれだけで當事者をして結婚を決心せしめる原因となるわけではないとして著者はこの婚姻著増の原因として寧ろ國民的生活意欲の回復とナチス政權に對する信頼とをより高く買つてゐる。その證據として著者は三三年七月公布八月實施の本制度とは無關係に既に同年第二四半季に對前年同期の婚姻増加が見られることを擧げ、なほ法律的助成に俟たざる此の時期の對前年同期約一七%増の數字が一般的經濟回復に伴ひ同

じく諸他の歐洲諸國にも認められる増率に較べて三乃至四倍の値をもつてゐることを告げてゐる。その後の増勢は貸付金制度にも助成されて更に顯著なことは前掲表の通りだが、滯留婚姻資源の涸渇と大戦時生まれの不足人口が結婚適齡期に入り來るに従ひ三五年以後には此の異常な姻婚増加の退潮が來たことは著者のすでに茲に豫告してゐるが如くである。

三

轉じて政變後の出産増加をみるにその好轉傾向は種々の徴候に於て既に三三年後半期に見られ、全國的によりも寧ろ地域的に、特に都市に於て認められる。

その増勢を四半年季別に夫々對前年同季の増減比に於てみると次の如くで、

| | | | | |
|-------|------------|-----------|-------------|--|
| 一九三三年 | | | | |
| 第一四半季 | (-) 一五、一五六 | (-) 五・八% | | |
| 第二四半季 | (-) 六、三八三 | (-) 二・六% | | |
| 第三四半季 | (+) 三九八 | (+) 〇・二% | (-) 二二、二四六 | |
| 第四四半季 | (-) 一〇五 | (-) 〇・〇五% | (-) 二二、二二% | |
| 一九三四年 | | | | |
| 第一四半季 | (+) 三四、一〇九 | (-) 一三・八% | | |
| 第二四半季 | (+) 五二、三九四 | (+) 二一・五% | (+) 二二四、二六四 | |
| 第三四半季 | (+) 六一、九四七 | (+) 二六・一% | (+) 二二三% | |
| 第四四半季 | (+) 七五、八一四 | (+) 三三・一% | | |

三三年の第二四半季には出生減の停止傾向を見、第三四半季には僅かながら初めて増勢を示すに到つてゐる。第四四半季の再度の弱勢は同年初頭の流行性感冒の結果と見られる。婚姻著増に伴ふ大幅の出生増加は三四年に初めて見られる所で同年の出生總數二、二八一、一七九人は三年ぶりに百

萬臺を回復、出生率を前年の(人口千に付)一四・七から一躍一八・〇に引き擧げて嘗て一九二八年當時の數字(出生總數二、二八二、八一五、出生率一八・六)を略々再現するに到つた。

結婚資金貸付制度が同時に出産助成制度としてこの出生増加に影響したことは明瞭で、三三年八月から三五年三月までの本資金貸付件數は約四十萬一千、此の期間の婚姻總數の約三分の一に當つてゐるが、この四十萬一千の貸付件數に對し出生による貸付金の一部返済免除を受けたる件數は同じく右期間内に約十八萬二千となつてゐる。併し一婚姻當りの出生割合を見るには最後の九ヶ月間の婚姻は度外視すべきが正當で、さうすると三三年八月より三四年六月までの本資金貸付件數は約二十七萬六千となり、婚姻一〇〇に對し六六の出生(返済免除があつた勘定となり、著者は之を以て極めて喜ぶべき數値なりとしてゐる)。

また三四年中の返済免除(出生)件數約十三萬を同年中の對前年出生増約二十二萬四千と對比してみると、この出生増の五八%即ち約五分の三は本制度の恩恵を受けた夫婦の生んだものであることになる。これは勿論ナチス人口政策の効果を如實に實證するものであるが、とはいへ残りの九萬四千、四二%はかゝる外部的助成なしに増加したものであるわけで、著者はこの數字をも亦前者に劣らず喜ぶべきもの、或は國民的志向の好轉、既存の夫婦の子供に對する欲求の再燃に歸すべきものとしては寧ろ一層よろこぶべきものとしてゐる。

なほ右出生増加が殆んど公生兒出生の増加によつて實現されたことも特記すべきで、人口一萬五千以上市町村の三四年に於ける對前年出産増約十一萬、三四%の内、私生兒の増加は僅かに八百、二%に過ぎない。従つて有配偶女子の妊孕率は三四年に初めてその累年著減の傾向を逆轉するに到

つたことは次表に見るが如くである。

四五歳以下有配偶女子千人に付き出生

| | |
|----------|-------|
| 一九〇〇年 | 約 三〇〇 |
| 一九一三年(1) | 二〇二・三 |
| 一九二八年(2) | 二二七・九 |
| 一九二九年 | 二二二・二 |
| 一九三〇年 | 一一八・三 |
| 一九三一年 | 一〇七・三 |
| 一九三二年(2) | 一〇〇・六 |
| 一九三三年 | 九九・五 |
| 一九三四年(3) | 一一一・五 |

(1)大戦後の領域内、(2)三六五日に換算、(3)推定数

更に叙上の如き出産好轉の跡を都鄙別に辿つてみると其の回復歩調は都市に於て先づ表はれ、その程度も従前低出生率に停滞してゐただけに亦大きい。之を出生率の數字に見ると次の如くであるが、

| | | | | |
|----------|-------|------|------|------|
| 人口十萬以上 | 一九三四年 | 三三年 | 三二年 | 三一年 |
| 十萬乃至五萬 | 一四・五 | 一〇・九 | 一〇・九 | 一一・七 |
| 五萬乃至三萬 | 一六・二 | 一二・六 | 一二・九 | 一三・七 |
| 三萬乃至一萬五千 | 一六・一 | 一三・二 | 一三・〇 | 一三・七 |
| 一萬五千以下 | 一六・五 | 一二・八 | 一二・九 | 一三・五 |
| 全國平均 | 二〇・四 | 一七・三 | 一八・〇 | 一八・九 |

特に著しいのは大都市に於ける出産好轉で、之を毎月出生數の對三二年同月比に見ると三三年五月以降略々一貫して累増の跡を示してゐること次表の示すが如くである。

ブルグドエルファー著「第三帝國に於ける人口發展」

| | | | |
|-----|----------|-----------|-----------|
| 一月 | 一九三三年 | 三四年 | 三五年 |
| 二月 | (-) 三・四% | (+) 一二・九% | (+) 四七・四% |
| 三月 | (-) 八・四 | (+) 九・七 | (+) 四七・二 |
| 四月 | (-) 二・四 | (-) 二五・四 | (+) 四五・七 |
| 五月 | (+) 二・五 | (+) 二八・三 | (+) 四八・六 |
| 六月 | (+) 一・二 | (+) 三四・〇 | |
| 七月 | (+) 一・二 | (+) 三八・五 | |
| 八月 | (+) 一・四 | (+) 四二・〇 | |
| 九月 | (+) 四・五 | (+) 四二・九 | |
| 十月 | (+) 七・〇 | (+) 四九・一 | |
| 十一月 | (+) 一・八 | (+) 四七・〇 | |
| 十二月 | (+) 三・三 | (+) 五三・九 | |
| | (+) 一一・八 | (+) 四七・一 | |

早く三三年五月即ち政變後四ヶ月にして大都市に出生好轉の跡が見られるのは一見背理のやうであるが、之は出産の増加といふよりも寧ろ墮胎の減少の影響で、著者はこの事實をも亦ナチス政權に對する國民的信頼の證據に外ならぬとしてゐる。尤も國家的權力による墮胎禁止の強化も寄與するところ尠くなくからう。墮胎減少の事實は伯林の疾病積立金庫の公表數字にも確證される所で、嘗て一九二九年には正常出産一〇〇に對し流産一〇三であつたものは三四年九月以降正常出産に對する流産の割合は二〇%臺に、三五年一月以降には一〇%臺に著減するに到つてゐる。

とはいへ大都市に於けるその後の出生著増が主として出産意欲の回復に歸すべきものであるは勿論で、問題は婚姻の増加による第一子出生の外に、どの程度まで第二、第三、四子の出生が含まれてゐるかといふ點で、著者は次の如きハンブルグ市の統計を掲げて第二、第三子の出生が第一子同様、或は寧ろそれ以上に増加せる喜ぶべき現象を示してゐる。

| 項目 | 公出生産總數 (死産を含む) | | 各項百分比 | | 三四年の三年に對する増加率 |
|--------|-------------------|--------|--------|--------|---------------|
| | 三三年 | 三四年 | 三三年 | 三四年 | |
| 第一子 | 六、九一八 | 九、六〇〇 | 五三・九六% | 五三・五六% | 三八・七七% |
| 第二子 | 三、三七六 | 四、七九六 | 二六・三三% | 二六・七六% | 四二・〇六% |
| 第三子 | 一、三二三 | 一、九五〇 | 一〇・三二% | 一〇・八八% | 四七・三九% |
| 第四子 | 五六五 | 七六九 | 四・四一% | 四・二九% | 三六・一一% |
| 第五子 | 二九七 | 三八〇 | 二・三三% | 二・二二% | 二七・九五% |
| 第六子及以上 | 三四一 | 六二八 | 二・六〇% | 二・三九% | 二五・一五% |
| 計 | 一二、八二一 | 一七、九三三 | 一〇〇 | 一〇〇 | 三九・七九% |

之に對し農村地方の出産好轉の跡をみるに、前掲表にも認められる通り都市ほどに著しくないのは農村人口が都市に較べて外的状態に影響さるゝ所輕いといふこともあり、又墮胎の事實が都市ほど蔓延してゐなかつたといふ點もあらう、とはいへ其の出生率の絶對値は地域的に多少の例外はあれ概して依然として都市より高く、農村人口の三四年度出生率は僅かながら初めて現人口維持に必要な要出生数を超過するに到つたこと次表に見るが如くである。

| 項目 | 出生率 (人口千に付) | 出生過不足(1) | 要向上率 | 粗出生率の(2) | | 出生過不足(1) |
|--------------|----------------|----------|------|----------|----------------|--------------|
| | | | | 實向上率 | 出生率 (人口千に付) | |
| 農村(人口二千以上町村) | 一八・〇 | (-) 一〇% | 一一% | 約二〇 | 一六% | 二〇・九 (+) 二% |
| 都市(人口十萬以上) | 一四・五 | (-) 三三% | 四五% | 約三三 | 二五% | 一八・一 (-) 一% |
| 大都市(人口十萬以上) | 一一・二 | (-) 五〇% | 一〇〇% | 約三三 | 三三% | 一四・九 (-) 四〇% |
| 全國平均 | 一四・七 | (-) 三一% | 四五% | 約二二 | 二二% | 一八・〇 (-) 一五% |

(1) 現人口維持に必要な出生數に對する過不足の謂ひ。年齢構成上の異常性を除去せるもの。
 (2) 右の出生不足を再び現在の年齢構成の場合に換算し普通の人口千に對する出生數とせるもの。

都市、特に大都市に於ける出生不足は減じたりとはいへ猶ほ大きいが、農村人口に於ける出生不足の克服は確かに未來を樂觀せしむるに足る前奏曲といつてよく、その後の獨逸人口統計の結果は事實に於てこの前奏曲の無駄ではなかつたことを證據立ててゐる。

尙、最後に著者は敘上の獨逸人口動勢の好轉を以て直ちに今後を樂觀するの早計を専門學者の立場から戒めてゐるが、婚姻資源の滯溜、第一子出生の著増等當時の出産好轉に特に好都合な特殊の諸事情を除いても、前大

戦時及び戦後生まれの者の生長に伴ふ結婚適齡人口の減少、従つて又之に伴ふ全體的な妊孕力の減退は著者の特に忠告する所で妊孕率の向上を措いては之が根本的對策なきことを力説してゐるが、ナチス治下獨逸の其の後の人口發展は着々としてこの著者の念願を實現しつゝあるわけをそれだけにいよゝ識者をして感嘆せしむるに足るものがあるといへよう。

(本多龍雄)

從業者移動防止令及施行規則の公布

今次支那事變發生以來軍需産業その他時局關係産業の勞務資源不足による弊害を防止する目的を以て一昨昭和十四年三月國家總動員法第六條に基き從業者雇入制限令の公布を見たが、舊令は今般更めて廢止せられ新しく從業者移動防止令が公布施行せらるゝこととなつた。同令並に同令施行規則を掲ぐれば以下の如くである。

從業者移動防止令 (勅令第七百五十號) (昭和十五年十一月八日)

第一條 從業者移動防止ノ爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基キ從業者ノ雇入及使用ノ制限並ニ解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者(以下指定勞務者ト稱ス)トシテ使用セラルル者
- 二 前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ

於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

三 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者(以下指定技術者ト稱ス)トシテ使用セラルル者

四 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

第三條 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第二號ノ指定從業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被

傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同ジ

第四條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントストキハ豫メ其ノ者が指定從業者ナルヤ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定從業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル爲又ハ指定技術者トシテ使用セラルル爲雇入レラレントストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ關スル事項ヲ職業紹介所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レラレントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者が指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 何人ト雖モ勞務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定從業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定從業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定從業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第九條 地方長官從業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ指定從業者以外ノ從業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要

アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關

シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏

シテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ

使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他

ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシ

ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル

場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十

一條ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ

指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ准用ス

第十四條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル従業者ノ雇入

又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令ハ學校卒業者使用制限令及青少年雇入

制限令ノ適用ヲ妨ゲズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝

鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ

樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地

方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リ

テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、

南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長ト

アルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ

在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺

太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳支廳長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ

國トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在

リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方

本令中職業紹介所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ
在リテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝

鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二

月五日ヨリ之ヲ施行ス

従業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シ

タル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖

モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ従業者雇入制限令第一條第二號又ハ

第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇備

ヲ終了シタルモノハ其ノ雇備セラレタル場所ガ第二條

第一號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當

スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該當スル場合ニ於

テハ従業者雇入制限令第二條第二號ノ學校卒業者ニ該

當スル者ニ在リテハ其ノ雇備終了後一年間、其ノ他ノ

者ニ在リテハ其ノ雇備終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ

依ル指定従業者ト見做ス

従業者移動防止令施行規則

(厚生省令第五十一號
昭和十五年十一月十五日)

第一條 従業者移動防止令(以下令ト稱ス)第四條第二

項ノ前歴ニ關スル報告ハ雇入ニ依リ當該指定従業者

ノ使用セラルベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在

地(當該指定従業者ノ使用セラルベキ場所ガ本則施

行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ現在地)ノ所

轄職業紹介所長ニ對シ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベ

シ

第二條 指定従業者第四條第二號ノ雇入同意書ニ依リ

雇入レラルル場合ハ令第四條第二項ノ前歴ニ關スル
報告ヲ爲サザルコトヲ得

第三條 令第五條ノ認可ノ申請ハ指定従業者ヲ雇入レ

ントスル者様式第二號ニ依リ令第二條第一號又ハ第

三號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業

スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業

紹介所長ニ對シ、同條第二號又ハ第四號ノ指定従業

者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ從前就業シタル工場、事

業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ對

シ之ヲ爲スベシ

前項ノ認可申請書ニハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ

受理シタル第一條ノ前歴ニ關スル報告書アルトキハ

之ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル申請ニ當該指定従業者ヲ使用セ

ントスル工場事業場其ノ他ノ場所別ニ之ヲ爲シ且

其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地(當該指定

従業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所

ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ現

在地)ノ所轄職業紹介所長ヲ經由スベシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ指定従業者ノ

雇入ニ付職業紹介所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 前條第一項ノ規定ニ依リ雇入ニ付認可ヲ受クベ

キ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合

二 令第二條第一號又ハ第三號ノ指定従業者ノ雇入

ニ付テハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ

指定従業者ノ雇入ニ付テハ從前ノ使用者當該指定

従業者又ハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ

者ノ雇入前豫メ様式第三號ニ依ル雇入同意書ヲ交

付セル場合

第五條 指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定従業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定従業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業紹介所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附則

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年^四厚生省令第四號従業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

(備考) 様式第一號乃至第五號の別掲省略

朝鮮總督府の臨時家族手当支給規則の公布

朝鮮總督府に於ては昭和十五年十月十日府令を以て判任官以下官廳職員に對する臨時家族手当の支給規則を公布したが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手当支給規則

(朝鮮總督府令第二百十五號
昭和十五年十月十日)

第一條 臨時家族手当ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ判任官、同待遇者、囑託員(毎月一定ノ手当ヲ受ケ且常

時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザル者ニ限ル)雇員又ハ傭人ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 實收月額二百圓ヲ超ユル者
 - 二 俸給、給料又ハ手当ノ支給ヲ受ケザル者
 - 三 休職中ノ者(陸海軍ニ應召ノ爲休職ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク)
 - 四 臨時ノ囑託員、雇員又ハ傭人(囑託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク)
 - 五 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ従事スル者
 - 六 朝鮮總督府地方官官制第四條及第二十條ノ規定ニ依リ定員外タル者又ハ主トシテ公共團體ヨリ受クル給料若ハ手当ニ依リ生計ヲ維持スル者
 - 七 醫師其ノ他ノ囑託員ニシテ別ニ本業ヲ有スル者
 - 第二條 本令ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員(前條ニ規定スル者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
 - 一 配偶者
 - 二 滿六十歳以上ノ父母
 - 三 滿十八歳未滿ノ子
 - 四 不具癡疾者
- 雇出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ前項ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス
- 第三條 臨時家族手当ノ額ハ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ月額十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 臨時家族手当ノ支給ヲ受クル者其ノ實收月額二百圓ヲ超ユルニ至リタル場合ニ於テ其ノ實收月額ガ従前ノ實收月額ト臨時家族手当トノ合算額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ臨時家族手当ヲ支給スルコトヲ得

- 第五條 本令ニ於テ實收月額ト稱スルハ俸給、給料又ハ手当ノ月額(二以上ノ俸給、給料又ハ手当ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額)ト左ノ各號ニ掲グル給與ノ月額(一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ)トノ合算額ヲ謂フ
- 一 年功ニ依リ加給
 - 二 功勞加俸
 - 三 精勤加俸
 - 四 在勤加俸
 - 五 國境地方在勤者臨時特別手当
 - 六 交通至難地在勤手当
 - 七 航空加俸(月額ヲ以テ支給スルモノヲ除ク)
 - 八 特別手当
 - 九 朝鮮語獎勵手当
 - 十 舍監手当
 - 十一 航海日當
 - 十二 勤勉手当
 - 十三 普通恩給
 - 十四 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ(實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク)
- 前項ノ場合ニ於テ普通恩給ニ在リテハ其ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ以テ、定額ニ依リ支給スル日給ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ、航海日當、勤勉手当及功程拂ニ依リ支給スルモノニ在リテハ左ノ各號

ニ依ル額ヲ以テ給料又ハ給與ノ月額ト看做ス

一 一月乃至六月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期間

ニ支給シタル額ノ月平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スベキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又ハ月換算額トス

二 七月乃至十二月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期

間ニ支給シタル額ノ月平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スベキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又ハ月換算額トス

第六條 明治三十七年勅令第二百六號ノ適用ヲ受クル

者又ハ私事ノ故障、病氣缺勤等ニ依リ俸給ノ減額支

給ヲ受クル者ノ實收月額ハ當該文官ノ俸給額ヲ基準

トシテ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ囑託員、雇員又ハ傭人ノ實收月額ノ計

算ニ之ヲ準用ス

第七條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記

様式ニ依ル總家族及扶養家族届(不具發疾者ニ付テ

ハ醫師ノ診断書又ハ證明資料ヲ添附スルヲ要ス)ヲ

官署ノ長(第九條ノ場合ニ於テハ支給廳ノ長トス以

下之ニ同ジ)ニ提出スベシ

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者總家族及扶養家族ニ

異動ヲ生ジタルトキハ其ノ事實ノ生ジタル日ヨリ十

日以内ニ其ノ旨ヲ官署ノ長ニ届出ヅベシ

第一項ノ規定ハ轉任、轉勤等ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ官署ノ長ハ

其ノ事實ヲ確メタル上經費ヲ支拂フ爲ス官吏ニ通知

スベシ

第八條 臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具フル

ニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ

缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給セズ

扶養家族數増加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ、扶養

家族數減少シタル場合及第一條ニ依リ臨時家族手當

ノ支給ヲ受クル者第四條ニ該當スルニ至リタル場合

ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給額ヲ改正ス

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル職員ニシテ轉任者、轉

勤者又ハ退職者ハ解職當日他職ニ任用者ハ採用セラ

レタル者ノ臨時家族手當ハ發令ノ當日迄ヲ甲應ノ負

擔トシ翌日以降ノ分ハ乙應ニ於テ之ヲ支給ス但シ前

條第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル場合ハ此ノ限

ニ在ラズ

第九條 救應ニ勤務シ救應ヨリ俸給、給料又ハ手當ノ

支給ヲ受クル職員ノ臨時家族手當ニ付テハ本務廳

(陸海軍ニ召集セラレタル者ハ職員トシテノ奉職官

應ヲ本務廳ト看做ス)ヲ支給廳トス

前項ノ場合ニ於テ本務廳ノ定ナキトキハ支給額最モ

多額ナル應ヲ支給廳トス但シ各廳ノ支給同額ナルト

キハ各廳ノ協議ニ依ル

第十條 扶養家族タル父母又ハ不具發疾者ヲ有スル職

員同一戸籍内ニ數人アル場合ニ於ケル父母又ハ不具

發疾者ヲ基本トスル臨時家族手當ハ左ノ順位ニ依リ

之ヲ支給ス

一 同居スル職員

二 同居職員數人アルトキ又ハ同居職員ナキトキハ

年長者タル職員

前項ノ規定ハ父母タル職員其ノ子ヲ扶養スル場合ニ

之ヲ準用ス但シ前項第二號中年長者タル職員トアル

ハ父タル職員トス

第十一條 特別ノ事情ニ因リ前二條ノ規定ニ依リ難キ

場合ニ於テハ關係各廳ニ於テ協議ノ上之ト異リタル

取扱ヲ爲スコトヲ得

第十二條 臨時家族手當ハ毎月俸給、給料又ハ手當ノ

支給日ニ其ノ月分ヲ支給ス但シ俸給、給料又ハ手當

ノ支給日前ニ廢官、退官、退職、解職、休職(陸海

軍ニ應召ノ爲休職ヲ命セラレタル者ヲ除ク)、休務又

ハ死亡ノトキハ其ノ際當月分ヲ支給ス此ノ場合ニ於

テハ第八條第三項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十三條 虚偽ノ届出又ハ届出ノ遅延ニ因リ不當ニ支

給ヲ受ケタル臨時家族手當ハ之ヲ返還スベシ但シ同

年度中ノ爾後ニ支給スル臨時家族手當ヨリ之ヲ差引

スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ爾後ノ臨時家族手當ハ之ヲ支給

セザルコトヲ得

第十四條 本令ニ定ムルモノノ外臨時家族手當ノ支給

ニ關シテハ俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

第十五條 本令ハ神社及公共團體ニ於テ俸給又ハ手當

ヲ支辨スル判任官及同待遇者ノ臨時家族手當ニ之ヲ

準用ス

附則

本令ハ昭和十五年十月分ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ在職スル者ニシテ臨時家族手當ノ支

給ヲ受クベキ要件ヲ具フル者ニ在リテハ十月一日現在

ニ依ル總家族及扶養家族届ヲ十月十五日迄ニ官署ノ長

ニ提出スベシ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對スル臨時家族

手當ハ第八條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月分ヨリ之

ヲ支給ス

(別記様式省略)

[参照]

明治三十七年九月十三日
勅令第二百六號ハ文官ニシテ陸
海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件ナリ

生活必需物資の統制に關する勅令要綱の決定

總動員法の一部發動による生活必需物資統制に關する勅令の要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。生活必需物資の種類については要綱第一に勅令を以て決定する旨規定されてゐるが、その對象となるものは家庭用燃料、食料、纖維製品等の外、醫藥品(醫療材料を含む)、嬰兒用品等をも包括するものと考へられる。

生活必需物資の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱を適用すべき生活必需物資の種類は勅令を以て之を定むること

第二 主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官以下同じ)は生活必需物資の生産者加工を爲す者を含む以下同じ)又其の團體に對し當該物資の生産(加工を含む以下同じ)に關し必要な事項を命じ又制限を爲し得ること

第三 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は業務に關し若し轉賣の目的を以て生活必需物資を所持する者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して之が讓

渡を命じ得ること

第四 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は其の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し數量、時期、方法、相手方又は配給區域に付必要な命令を爲し得ること

第五 主務大臣は生活必需物資の讓受に關し數量、時期、方法又は相手方に付必要な命令を爲し得ること

第六 主務大臣は生活必需物資の生産者販賣その他賣渡を爲す者、輸出業者、輸入業者又はその團體に對し生活必需物資の寄託、保有、質入その他の處分又は移動に關し必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲し得ること

第七 主務大臣は物品の保管を業とする者に對し生活必需物資の保管に關し必要な事項を命じ得ること

第八 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣その他配給を業とする者又はその團體に對し生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又はその變更を命じ得ること

第九 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他配給を業とする者、物品の保管を業とする者又は其の團體に對し生活必需物資の生産、販賣、購買又は保管に關し帳簿を備へ必要な事項の記載を爲さしめ得ること

第十 主務大臣は生活必需物資の使用又は消費を爲す者に對し生活必需物資の使用又は消費に關し必要な事項を命じ又は制限若し禁止を爲し得ること

第十一 補償すべき損失は左の各號の處分に因る通常生ずべき損失とすること

(一)第二に依る生産の命令 (二)第三に依る讓渡の命令 (三)第六に依る寄託、保有又は移動の命令

(四)第七に依る保管の命令

第十二 主務大臣は生活必需物資の統制に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫その他の場所に臨檢し業務の狀況若しくは生活必需物資、書類、帳簿等を檢査せしめ得ること

第十三 主務大臣は個人、法人その他の團體をして生活必需物資の統制上必要な業務に協力せしめ得ること

第十四 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること

[参照] 總動員法第八條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡ソノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

臨時農地價格の統制及臨時農地等の管理に關する兩勅令要綱の決定

總動員法の一部を發動して地價を抑制し又耕地の潰廢を防止するを目的とする臨時農地價格の統制に關する勅令及び臨時農地等の管理に關する勅令の兩要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるる

土地を謂ふこと

第二 農地の價格は當該農地の地租法に依る貸賃價格に農林大臣の定むる率を乗じたる額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領し得ざること但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること

第三 地方長官農林大臣の認可を受けたるときは區域を指定し第二の率に異なる率を定め得ること

地方長官前項に依り第二の率に異なる率を定めたとときはこれを告示すること

前項に依り告示ありたるときは告示せられたる率を以て第二の率と看做すこと

第四 地租法に依る貸賃價格なき農地が譲渡せらるゝ場合には其の價格に付地方長官の認可を受くべきこと

前項に依り認可を受けたるときは其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領し得ざること

第五 地方長官第二但書の許可又は第四第二項の認可に關する處分にして事業の重要なものは道府縣農地委員會の意見を徴することを要すること地方長官第三第一項に依り第二の率に異なる率を定めんとするときは亦同じきこと

第六 何等の名義を以てするを問はず第二又は第四に依る禁止を免るゝ行爲を爲し得ざること

第七 地方長官は農地の譲渡に關し報告を徴し又は當該官吏をして農地其の他必要な場所に臨檢し其の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第八 本制度は前各號に進じ各外地にも之を實施すること

〔參照〕 總動員法第十九條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

臨時農地等の管理に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるゝ土地を謂ふこと

第二 農地の所有者其の所有する農地を耕作以外の目的に使用せんとする時は地方長官（農林大臣特に定めたるときは農林大臣）の許可を受くべきこと農地の賃借人、永小作人其の他權利に基き農地を耕作する者（以下權利者と稱す）に付亦同じきこと

第三 第二は左の各號の一に該當する場合に於ては之を適用せざること

一 國又は道府縣が所有者又は權利者なる場合

二 主務大臣若は地方長官の命令若は決定に依り又は主務大臣若は地方長官の免許、許可若は認可を受けて爲す工事又は施設の爲に使用する場合

三 土地收用法其の他の法令に依り收用又は使用したる農地を其の目的に使用する場合

四 第四に依り許可を受けたる目的に使用する場合

五 其他農林大臣の定むる場合

第四 耕作以外の目的に使用する爲農地を讓受け又は賃借權、地上權、其の他の權利を取得せんとする者はその農地を耕作以外の目的に使用することに付地方長官（農林大臣特に定めたるときは農林大臣）の許可を受くべきこと

第五 第四は左の各號の一に該當する場合に於ては適用せざること

一 國又は道府縣が讓受け又は賃借權、地上權其の他の權利を取得せんとする場合

二 主務大臣若は地方長官の命令若は決定に依り又は主務大臣若は地方長官の免許、許可若は認可を受けて爲す工事又は施設の爲に使用する場合

三 其他農林大臣の定むる場合

第六 左の各號の一に該當する場合に於て其の面積五千坪を超ゆるときは其の事項の主務大臣は農林大臣に協議すべきこと但し軍機保護上支障ある場合は此の限に在らざること

一 第二號の場合を除くの外行政廳其の所管に屬する農地又は賃借權、地上權其の他の權利を有する農地を耕作以外の目的に使用せんとする場合

二 行政廳耕作以外の目的に使用する爲農地を讓受け又は賃借權、地上權其の他の權利を取得せんとする場合

三 行政官廳土地收用法其他の法令に依り農地若は之に關する賃借權、地上權其の他の權利の收用若は使用を許可し又は事業の認定を爲さんとする場合

四 前號に該當する場合を除くの外行政廳農地又は之に關する賃借權、地上權其の他の權利を收用又は使用せんとする場合

五 主務大臣又は地方長官第三第二號又は第五第二號の命令、決定（内閣の認可を受けたる場合を除く）免許、許可又は認可を爲さんとする場合

道府縣前項第一號又は第二號に該當する行爲を爲すこと

さんとするときは前項に準ずること

第七 地方長官は道府縣農地委員會又は市町村農地委員會をして農地の所有者又は権利者に對し其の農地を耕作せしむる爲勸告又は斡旋せしめ得ること

地方長官は農地の所有者又は権利者に對し當該農地を第三者をして耕作せしむる爲賃貸其の他必要なる措置を命じ得ること

前項の命令ありたる場合に於ては農地の所有者又は権利者は賃貸料其の他の事項に關し第三者と協議すべきこと、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは地方長官の裁定する所に依るべきこと

第八 第七の規定は農地以外の土地にして耕作に利用し得るものに付之を準用すること

第九 農林大臣又は地方長官は農作物の種類を指定して作付を命じ又は一般的に制限若し禁止し得ること

第十 地方長官は第二若し第四に依る許可に關する處分又は第七第二項(第八に於て準用する場合を含む)に依る命令にして事案の重要なものに付ては道府縣農地委員會の意見を聽くことを要すること第九に依る命令にして事案の重要なものに付ては農林大臣に在りては農林計畫委員會の、地方長官に在りては農林大臣の指定する機關の意見を聽くことを要すること

第十一 何等の名義を以てするを問はず第二又は第四の禁止を免るゝ行爲を爲し得ざること

第十二 補償すべき損失は第九に依る處分に因り通常生ずべき損失とすること

第十三 農林大臣又は地方長官は農地若し耕作に利用し得る土地又は之に關する賃借權、地上權其の他の

權利に關し報告を徹し又は當該官吏をして農地若し耕作に利用し得る土地其の他必要なる場所に臨檢し農地若し耕作に利用し得る土地の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第十四 第七乃至第九又は之に基きて發する命令に依り爲したる手續其の他の行爲は農地又は耕作に利用し得る土地の所有者又は権利者の承繼人に對しても其の效力を有すること

第十五 本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること

(參照) 總動員法第十三條(一部)
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

厚生科學研究所の創立

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を經た厚生科學研究所官制は昭和十五年十二月四日勅令第八百四十號を以て公布せられ、從來の公衆衛生院並に榮養研究所は新たに厚生科學研究所として時局の要望に隨ひ出發することとなつた。公布の厚生科學研究所官制及び之に附帶する勅令を掲ぐれば以下の如くである。

厚生科學研究所官制 (昭和十五年十二月四日勅令第八百四十號)

第一條 厚生科學研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ國民ノ保健衛生ニ關スル學理應用ノ調査研究及公衆衛生技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生科學研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師 專任 十八人 奏任(内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

教務主事 一人

教授 專任 七人 奏任(内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

助教 專任 四人 奏任

事務官 專任 一人 奏任

技師(助手) 專任 四十四人 判任

書記 專任 七人 判任

藥劑手 專任 一人 判任

前項定員ノ外十人以內ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第三條 厚生科學研究所ニ顧問五人以內ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ技師又ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受ケ所務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

第六條 教務主事ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 教授及助教ハ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第八條 事務官ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第九條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ教授及助教ノ職務ヲ助ケ

第十一條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

榮養研究所官制及公衆衛生院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ榮養研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ榮養研究所技師ハ厚生科學研究所技師ニ、榮養研究所書記ハ厚生科學研究所書記ニ、榮養研究所技師ハ厚生科學研究所技師ニ、榮養研究所藥劑手ハ厚生科學研究所藥劑手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ公衆衛生院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ公衆衛生院教授ハ厚生科學研究所教授ニ、公衆衛生院助教授ハ厚生科學研究所助教授ニ、公衆衛生院事務官ハ厚生科學研究所事務官ニ、公衆衛生院書記ハ厚生科學研究所書記ニ、公衆衛生院助手ハ厚生科學研究所助手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

高等官官等俸給令中改正 (昭和十五年十二月四日 勅令第八百四十一號)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第八條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十四條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十五條中「公衆衛生院助教授」ヲ「厚生科學研究所助教授」ニ改ム
「公衆衛生院事務官」ヲ「厚生科學研究所事務官」ニ改ム

別表第一表厚生省ノ部中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏任文官特別任用令中改正

(昭和十五年十二月四日 勅令第八百四十二號)

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「公衆衛生院事務官」ヲ「厚生科學研究所事務官」ニ改ム
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生科學研究所の概要

今回創立せられた厚生科學研究所の内部機構の概要について同研究所編纂になる「厚生科學研究所の概要」を掲ぐれば以下の如くである。

厚生科學研究所の概要

厚生科學研究所はもと公衆衛生院と稱し昭和十三年三月其事業が開始せられたものであるが昭和十五年十二月榮養研究所と合併し其組織を變更して厚生科學研究所と改稱せられたものである。

本機關は厚生省の所管する所であつて其の使命は各般の公衆衛生に關する學理應用の調査研究を行ひ、又衛生技術者若は衛生技術者たらんとする者の養成訓練を爲し斯くして國民保健の向上進展に資せんとするものである。

(一) 調査研究事業

本所には調査研究事業を行ふ爲左の七部及び三研究室を置いてゐる。

(1) 環境衛生部

(イ) 生理衛生科

この科では生活環境の諸條件即ち氣温 氣

濕 氣流、輻射、燠房、冷房、換氣、煤塵、衣服、採光、照明、音響等の發育及び體力に及ぼす影響とその對策を考究する。

(ロ) 建築衛生科

この科では建築衛生特に都市住宅、農山漁村住宅、工場、劇場、學校、事務所其他各種建築の衛生狀態調査並びに之が改善及び指導に關する事項を攻究する。

(ハ) 衛生工學科

この科に於ては上水、下水、汚物處分、埋火葬に關する衛生學的研究を行ふ。

(2) 國民榮養部

この部は從來の榮養研究所に相當するところであつて國民の榮養に關する各般の調査研究を爲すと共に附屬病院を設け榮養療法に依る諸疾患の診療、體質改善並に嗜好矯正を行ふ。

(3) 國民優生部

この部では優生學、民族衛生學に關する調査研究を行ふ。

(4) 小兒衛生部

この部では乳兒、幼兒及び學童を對象として、これが衛生全般の研究を行ふ。又小兒の保健は母體の健康に支配せらるゝ所大なるものあるに鑑み小兒衛生は母體衛生を包含する。

(5) 産業衛生部

この部では職業性疾患、産業衛生施設、産業醫局、職業指導に關する事項を攻究し、以て産業従事者の保健並にその能率の増進に關する研究を行ふ。

(6) 疫學統計部

(イ) 疫學科

この科では急性及び慢性の諸傳染病の流行と、多發性疾患の消長とに關する衛生學の原則を探究し、その所見に基いて之に對する合理的防遏豫防方法を講究する。

(ロ) 衛生統計科

この科では各般の衛生事業の効果を評價し、又これに指標を與へる衛生統計に關する理論と術式を講究する。人口問題の自然科學的研究は各部の協同研究を要するものであるが、その中心をこの科に置いてある。

(7) 衛生獸醫學部

この部では結核、波狀熱、鼻疽、狂犬病等の人畜共通の傳染病の獸類に於ける症狀、診斷、豫防法及び肉類、牛乳、乳製品の衛生、屠場、牛乳營業所等の衛生施設、乳製品並に肉類の生物學的検査方法を講究する。

尙化學研究室、心理學研究室及び體力問題研究室があつて、前述の七部と協力して夫々の専門的研究に従事するのである。

(二) 養成訓練事業

養成訓練事業には本科として長期の養成訓練と、短期講習とがある。前者は衛生技術者又は衛生技術者たらんとする者に對して授ける本格的の教育事業であり、後者は衛生技術者及びその補助員に對する補習教育である。

衛生技術者の資格には、醫師、藥劑師、獸醫師、榮養指導員及び保健婦があるので、厚生科學研究所

はこの五者に對して各自必要な教育を実施する必要がある。依つて養成訓練事業の實施につき醫學科、藥學科、獸醫學科、榮養學科及び看護學科の五學科を置き左の通りの教授課目を設けてゐる。

(1) 醫學科

衛生統計學、生理衛生、榮養學、遺傳衛生、體力、建築衛生、衛生工學、小兒衛生、産業衛生、疫學、細菌學、血清學、寄生蟲學、衛生獸醫學、飲食物及藥品検査法、衛生行政及び臨地訓練(都市實習地區、農村實習地區、結核療養所、傳染病院等)

(2) 藥學科

衛生化學(食品検査法、空氣検査法、水質検査法)、裁判化學、膠質化學、溫泉學、藥品鑑定(藥局方新藥、新製劑、臟器製劑、ビタミン製劑)、植物化學、生藥學、藥理學、榮養學、生理衛生、微生物學、建築衛生、衛生工學、衛生統計學、遺傳衛生、藥事行政、飲食物行政、傳染病學、産業衛生、衛生行政、防毒科學及び臨地訓練

(3) 獸醫學科

乳學、肉學、生理衛生、榮養學、小兒衛生、衛生化學、傳染病學、家畜寄生蟲學、家畜衛生學、疫學、衛生統計學、遺傳衛生、家畜水産製造學、水産病理學、衛生工學總論、建築衛生、冷凍衛生、衛生行政及臨地訓練

(4) 榮養學科

生理學概論、物理及化學、榮養學總論、食用動植物學、食品化學、新陳代謝學概論、榮養生理學、榮養病理學、榮養細菌學、食品衛生學、小兒榮養

妊産婦榮養、食品調理理論及獻立、患者榮養、食品加工學、榮養改善指導法、食糧政策、衛生行政、統計學概論、經營論、食品化學實驗、調理實習及臨地訓練

(5) 看護學科

生理學概論、榮養學及調理法、衛生行政、小兒及母性衛生、學校衛生及健康教育、疫學、精神衛生、産業衛生、環境衛生、食品衛生、體力及體育、農村衛生、衛生看護法、統計學概論、家政學概論、社會事業、教育學、心理學及臨地訓練
尙各學科の收容定員と養成訓練期間は、

醫學科

榮養學科

藥學科

看護學科

獸醫學科

入學資格は

醫學科

藥學科

獸醫學科

榮養學科

看護學科

ヲ有スル者

である。其他の者でも右入學資格と同等以上の學力あり、又は關係官公衛の長官より推薦せられた者は入學出来ることになつてゐる。又外國の衛生技術者でその國の政府より委嘱ある場合も厚生大臣の認可を受ければ留學生として入學せしめることになつてゐる。

上記科目中特別の科目を選択して之を修業する希望の者は本所選科生として入學せしめることができる。

又國民保健衛生に關する特別事項の研究希望者は研究生として入學せしめることになつてゐる。

以上本科生、選科生及び研究生の何れも授業料は徴收しない。又本所五階には醫學科、藥學科及獸醫學科生を收容する寄宿舎があつて、その定員は六十名である。尚本所には食堂を設けて實費で給食をしてゐる。

本科としての養成訓練事業の外に、公衆衛生に關する諸種の講習を時々行つてゐるが、毎年定期的に實施するものは保健所職員即ち保健所長、技師、技手、指導員及び保健婦に對する講習である。尙本年よりは工場醫の講習を開始した。

厚生科學研究所には東京市及び埼玉縣との協力のもとに都市及び農村實習地區を設けてあるが、前者は東京市京橋區民十五萬人、後者は埼玉縣所澤町附近四町二十七箇村の住民十三萬人を夫々對象としてゐる。この兩地區は各科の學生をして本所に於て教へられた學理の實地應用並にその實施方法を實習せしめるために設けたものであつて、恰も醫學校に於て治療醫學の實習のために外來診療所及び附屬病院を附置すると同様の趣旨である。上述の都市及び農村實習地區にはその中心機關として保健館が設けてあつて、前者は東京市京橋區明石町に、後者は埼玉縣所澤町に置かれてゐる。

厚生科學研究所國民優生部の研究事項

今般勅令を以て創立をみた厚生科學研究所の國民優

生部に於て研究せらるべき研究事項、並に昭和十五年度研究事項として公衆衛生院より引き續き研究せらるる家系調査の要目を掲ぐれば以下の如くである。

民族優生部研究事項

- (一) 基礎遺傳
 - (1) 遺傳様式
 - (2) 遺傳率
 - (3) 双胎人
- (二) 民族遺傳構成
 - (1) 正常遺傳
 - (2) 優良遺傳
 - (3) 病的遺傳
 - (4) 精神健康度
- (三) 民族生物學
 - (1) 環境
 - (2) 民族活力
 - (3) 民族混血
 - (4) 民族毒
- (四) 精神衛生
 - (1) 精神病
 - (2) 精神薄弱
 - (3) 病的性格
 - (4) 犯罪者
- (五) 記録保存

民族優生部研究事項説明

民族優生の事たるや直接國民の遺傳質の狀況に對應するものなるを以つて、人口構成を正常者、優良者

疾病者等遺傳質の觀點より調査し、其の日本民族に於ける遺傳構成の現狀と將來への動向を正確に把握し、之と併行して基礎遺傳學、民族生物學、精神衛生に付き充分の調査研究を行ひ、各種の遺傳家系及双胎人の記録を蒐集整理保存し、各般の民族優生方策の有効適切な實施に資せんとす。其の研究事項の概況を述べらるに

(一) 基礎遺傳

人類遺傳學に關する基礎的研究を行ふものにして(1)遺傳様式及(2)遺傳率は各種の病的遺傳又は正常或は優良遺傳等總べての遺傳形質につき其の根本となるべき重要研究事項なり。即ち前者は優生、劣性、伴性或は更に複雑なる遺傳様式の中如何なる様式をとるやの研究にして、後者は子供、孫、同胞、從同胞、甥姪等の血縁者に對し如何なる場合に如何なる程度の遺傳率を知ることとは直ちに其の遺傳形質の本態を鮮明ならしむるものなり。(3)双胎人の研究は人類遺傳の基礎的研究上極めて重要な方法にして絶対に缺く可からざるものなり。元來双胎人には一卵性、二卵性及多卵性の別ありてその内一卵性のものは元來一個體となる可きものが何等かの機轉によりて二個體に分れたるものなるを以て双胎人の兩者共合然同一の遺傳質を有するものなり。之に對し二卵性及多卵性のものは偶然二個體又は多個體が一緒に妊娠せるに過ぎず、従つてその遺傳質の關係は恰も兄弟姉妹に於ける如く全然同一にあらず。故に双胎人の組合せを多數に蒐集し其の一方が悪質遺傳病者、傳染病者或は犯罪者等なる場合に其の組合せの他方が如何なる運命にあるやを調査すれば、一卵性双胎人に於ては其の缺陷が遺傳性なりや否やを知

り、又遺傳性とすれば其の遺傳發現力の強弱の程度等極めて主要なる事項を知る鍵となるべし。二卵性及多卵性双胎人に於ては前述の如く遺傳質の關係は同胞と同一に見做さるゝを以て一卵性双胎人の如き主要性は認められざるも尙比較對照の意味に於て是亦研究調査の價值あり。依つて全國の双胎人につき出来るだけ多數の實例を以て之を精密に診査して一卵性、二卵性等を鑑定し、双胎人の記録を調査作成して整理保存し、其後定期的に調査を反復して彼等の運命を追及し、精神病院その他の病院、少年教護院、刑務所等に其の一方が收容せられたる時に其の他方の状態を知り、双方共同一運命にある率を調査研究せんとす。

以上は双胎人の記録作成により人類遺傳學の基礎的研究を爲さんとするものなるが、其の他にも個體或は種族發生學的方法、染色體に五線其の他の刺戟を興へて突然變異を起さしむる方法等幾多の方法を用ひて人類遺傳の根本につき徹底的の研究を行はんとす。

(一) 民族遺傳構成

日本國民が優秀健康なる遺傳質を有するもの、精神缺陷の遺傳質を有するもの、及び身體缺陷の遺傳質を有するものそれら幾何の割合より構成されるやを知らんとするものなり。就中遺傳性精神病たる精神分裂病、躁鬱病、遺傳性癲癇、遺傳性精神薄弱、遺傳性病性的性格たる分裂病質、循環病質、癲癇病質、ヒステリー、意志薄弱、病的性慾、衝動性人格、生來性犯罪者等を精密に調査し、その遺傳質の國民に對する率を計算し、更に遺傳性盲、聾、畸形をそれら多數の疾病別に區分し、又各種の遺傳性神經病、身體病等につきても同時に精確なる診査研究を行ひ、之等の遺傳質

を有するものの國民に對する率を見出し、此處に日本國民の精神並に身體の病的遺傳質存在の割合を確認し總人口に對する劣悪なる分野を鮮明ならしめんとす。而して更に健全なる遺傳質の分野、優秀なる遺傳質の分野につきても夫々調査を行ひ、以つて全部の遺傳構成を明瞭ならしめんとするものなり。

(1) 正常遺傳及び(2) 優良遺傳。凡そ人口構成に於て正常者並に優良者の層は最も主要なる要素を成し民族發展の中心となるを以て其の増減は直ちに國力の消長を意味するものと言ふ可し。依つて日本民族につき正常者並に優良者の實數及び總人口に對する割合を調査して其の増減を知り、進んで之に關與する總べての固有を研究し民族優生方策の基本的資料となさんとす。

更に進んで各個人につき精密なる遺傳家系圖を調査作成して正常遺傳及び優良遺傳の個々の關係を明白にし其の記録を整理保存して各種研究調査並に實際應用の根本的材料たらしめんとす。

(3) 病的遺傳。遺傳病者中惡質遺傳病患者は前項の正常者及び優良者と共に國民の主要部分を構成するも、民族素質より之を見れば前者即ち正常の優良者は減少の傾向にあるに拘らず後者即ち劣悪者は増加の傾向を示す等常に反對の關係にあり。従つて惡質遺傳病者の激增は正常優良者の減少と相俟つて深刻なる民族平均素質の低下を必然的に惹起するものにして之を民族變質と稱し最も憂慮せらるゝ事態なり。

我が日本民族は現在上昇發展期にあり此の變質は未だ極めて緩慢なりと雖も既にその徴を微細乍ら確認さるゝ以上、速かに各種民族優生方策を實施して平均素質の向上を圖らざるべからず。依つて第一に惡質遺

傳病者の實數と其の總人口に對する割合の激增する狀況を精査し、民族變質の程度、速度及び原因等を研究し其の對策を講ずるに必要なる基本的資料を見出し、併せて遺傳病者につき精密なる遺傳家系圖を調査作成し各個人の惡質遺傳の狀況を明白にし其の記録を整理保存して國民の遺傳健康問題を解決する根本的資料となさんとす。

(4) 精神健康度日本民族が現在如何なる精神健康度を有し將來に向つて如何なる傾向にあるかを正確に知悉する必要あり。而して之を測定する標準として最も重要なるは精神缺陷の質的並に量的實狀にして、例へば動脈硬化に基く精神病、酒精中毒、麻藥中毒及び其他の中毒に原因する精神病、微毒による精神病、精神の苦痛、恐怖等精神的原因による精神病、神經質に基く強迫觀念症、外傷性神經症、強度の神經衰弱、ヒステリー、或は先天的原因による精神的分裂病、躁鬱病、癲癇性精神病、變質者即ち病的性格、先天微毒による精神薄弱、胎生兒母體の榮養不良或は兩親の惡質中毒に基く精神薄弱、生産時障害による精神薄弱、幼時榮養不良、外傷、熱性傳染病、腦炎、腦膜炎等による精神薄弱等各種の外因、内因による精神缺陷者を詳細正確に診査分類し、夫々の缺陷の國民全體に對する割合を計算し、之を逐年連續的に實施し、本邦に於ける精神缺陷の消長、就中各種原因別の消長を調査し以つて國民の精神健康度の實際を知らんとす。

(二) 民族生物學

民族優生を研究するには一方遺傳質の問題を追究すると共に、一方民族を生物學的に觀察研究し、環境混血等による影響を知り、民族活力の現狀を採り以つ

て老衰現象(民族變質)の起らざる様豫め充分の對策を講ずるを要す。

(1)環境。凡そ體質には其の根柢に先天的遺傳質あり。之に各般の環境力(例之、榮養、鍛鍊、細菌毒素、藥物等)が作用して初めて各個人の現實の體質を顯現するものなり。従つて體質強化を企圖するに當つては遺傳環境の兩方面を常に顧慮すべきの要あるは寔に論を俟たざる所なり。従つて劣悪なる遺傳病的素質を有して生れたる者につき各種の環境力を作用せしめて其の體質を強化し以つて發病を防止し又は病者を治癒せしむる等彼等をして優良健全なる國民として奉公せしめる爲には充分豫期せらるゝ所なり。依つて各種の遺傳病的素質者につき其の環境を科學的に變化せしめ遺傳と環境との相互作用を精密に調査研究せんとするものなり。

(2)民族活力。日本民族中に於ける正常、優良、病的の各民族構成分子につき其の生産率と死亡率の關係及び平均壽命其の他活動力を知り、最も端的に民族の質の實情を認識し、將來への傾向を察知し以て各般の民族優生方策の根幹を樹立すべき重要性を持つものなり。依つて之等の各種問題につき總べての條件を、顧慮し、性別、職業別、地域別、生活狀態別に精密なる調査を行ひ以て確實なる資料を得んとするものなり。

(3)民族混血。異民族間の混血は其の民族の消長に直接影響するところ甚大なるを以て日本民族と他民族間の混血問題は充分科學的に調査研究し、惡果は排撃し良果は獎勵する等國家としての方針を速かに決定するを要す。従つて凡そ日本民族と混血問題の起り得べ

き他民族につき豫め其の民族としての優劣を研究し、更に生物學的に日本民族と不調和の點なきやを充分に調査し、次いで實際に混血せる實例につき其の家系圖を詳細に作成蒐集し、以つて各種の混血條件に於ける影響を知る資料たらしめんとす。

(4)民族毒。性病、酒精、麻藥等は文明の進展と共に其の害毒は漸く顯著となり、人心の弛緩に乘じ恐るべき結果を招來するは夙に歐米諸民族間に發現しつゝある事實にして、國民素質の劣化、體力の低下及び人口の減少等民族の變質、退化に密接なる關係を有する事を一般に認められ特に民族毒の名を以つて呼ばるゝに到りたるものなり。而して斯くの如き事實が果して我が日本民族にも起りつゝありや。民族毒蔓延の狀態如何、殊に胚種或は胎兒損傷の遺傳質に及ぼす影響如何等の問題は蓋し急速に追究すべき重要事項なるに拘らず尙本邦に於て信賴すべき調査研究の報告せられたるもの極めて尠きは最も遺憾とする所なるも、此の民族毒の結果と目せらるゝ事柄が相當多數に存在するも亦疑ふべからざる事實にして殆んど一般意識的に確認さるゝ程度なり。即ち本邦に於ける性病、殊に微毒の慘害、例之微毒性の精神病、微毒死亡、先天微毒による胎兒竝に乳幼兒死亡、身體虛弱及び精神薄弱等害毒の及ぶ範圍極めて廣汎なるに加へて、酒精、麻藥の濫用に原因する精神傷害、不妊及び子孫の精神身體に對する害毒も同じく廣範圍に重大なる結果を惹起するを以て、民族毒と呼ぶ名稱も寔に適切なるものと言ふべきなり、依つて性病、酒毒、麻藥中毒の蔓延狀況を調査し、それ等の毒素に起因する各般の慘害を徹底的に調査し、性病患者及び各種惡性中毒者の遺傳家系圖を作

成調査し、その日本民族に對する惡影響の程度及び豫防を知り以て以上の害毒を排除する根本的資料を得んとす。

(四) 精神衛生

精神衛生は民族の精神健康度調査に於て精神の優良、正常、疾病を測定する尺度なり。又惡質遺傳病の中に於ても遺傳性的精神病、精神薄弱、病的性格等が其の大部分を占むる實情なり。依つて各種の精神疾患につき其の原因を調査し、發病を豫防し、治療を研究する等精神衛生の總ゆる問題につき調査研究を爲さんとするものなり。

(1)精神病、(2)精神薄弱、(3)病的性格。此の三者は精神異常として總括せらるゝ疾病にして何れも逐年激増の一途にあり。而かも極めて難治の惡質なるに加へて一般に反社會性に富み、經濟的にも國家社會の負擔となり、其の及ぼす有形無形の損害極めて大にして國力の進展を阻害し民族優生上極めて重要な國民的疾患と目せられつゝあるは既に前述せる所なり。

而して之等の精神異常は原因極めて複雑多岐にして、微毒、酒精、麻藥其の他の中毒、傳染病、動脈硬化、精神的衝擊及び遺傳によるもの等多數の種類に分類さるゝを以て、それら其の原因に對して精密なる調査研究を行ひ發病豫防の處置を講ずる上に於て根本的の資料を得る必要あり。殊に遺傳性的のものにつきては遺傳様式、遺傳率を正確に研究して優生斷種その他遺傳健康方策の基礎となすを要す。

更に治療の方面に到つては結核其の他他種疾病に比較して甚しく遅延したる實狀にありて精神病は總べて不治の疾患なりとの印象を一般に強く與へ居るを以て

之亦極力研究して有效なる治療方法を發見せざる可からず。

幸にして近時精神醫學の進歩は相當目覺しく、マラリヤ發熱療法、インシュリン衝擊療法、カルヂアゾール癩癩療法等相踵いで見出され、精神異常も亦治療すべき疾患なりと稱し得る域に進まんとしつゝあるも尙極めて不充分なるは最も遺憾とする所なり。而かも之が保護施設は極めて不足せるに加へて、今日尙單なる收容所の内容を持続し未だ治療病院の實を備へざるものが殆んど全部を占むとも見るべき現狀なり。依つて一方新治療法を研究すると共に、一方各種精神異常者につき早期に及ぶ限りの治療を施して多數の病者を全治せしめるやう所謂治療保護組織の改善につき研究調査をなさんとするものなり。

(4) 犯罪者。犯罪者にして社會に出れば忽ち同様の犯罪を繰り返すもの、或は常人にては到底考へ及ばざる兇惡慘忍なる肉親殺傷その他の犯罪を行ふもの又は理由不明なる犯罪を思慮分別なく實行するもの等所謂犯罪者中に精神缺陷ありと思はるゝ者の多數に存在する事實は既に一般社會の常識となりつゝあり。依つて犯罪者、反社會者につきて精神鑑定を行ひ、犯罪者中の精神缺陷者の數を知り、更に進んで犯罪關係の遺傳學的調査を行ひ、果して犯罪に遺傳的事實ありや、或は犯罪そのものは遺傳せずして其の根柢にある精神異常が遺傳するものなりや、又は生來性犯罪者として宿命的に犯罪者たるべき存在を承認すべきものなりや、性質犯罪その他特殊犯罪は遺傳するものなりや等、各般の重要な問題につき明瞭なる結論に達せんとす。

其の目的を以て特殊の犯罪者につき其の遺傳家系圖を調査作成し、是を蒐集整理保存して調査の基本的資料たらしめんとす。

(五) 記録保存

民族優先の研究は前述の如く基礎遺傳、民族遺傳構成、民族生物學、精神衛生等に區分されるも、其の孰れも多數の遺傳家系記録、双胎人記録等を蒐集整理保存し年々追加して集積せる基本的資料を基礎とせざるものなし。即ち本研究部は同時に日本民族の遺傳記録局たらざる可からず。

元來個々の遺傳家系圖も双胎人記録も動的のものにして常に變化に基いて之を修正附加して初めて價值ありといふ可く、斯くして日本民族に於ける優良者、正常者、疾病者、犯罪者、混血家系等極めて多數の家系圖を蒐集せんとするものなり。

昭和十五年度研究事項

なほ厚生科學研究所民族優生部が特に本年度に於て行ふ研究事項は次の如くである。

- 病的遺傳調査 二〇〇家系
- 優良遺傳調査 五〇家系
- 精神健康度調査 五部落
- 双胎人調査 五〇組
- 犯罪者調査 五〇人
- 遺傳病豫防治療調査 五〇家系
- 混血調査 八〇家系
- 民族毒 五〇家系

國民優生法に關する專門委員會に於ける優生手術の適用に關する内規の決定

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を經たる國民優生法は近く其の實施を見る筈であるが、特に優生手術の適用に關する内規については國民體力審議會の國民優生に關する專門委員會に於いて審議中であつたが、昭和十五年十二月十四日の委員會に於てその決定を見るに到つた。決定を見たる内規竝に專門委員會委員名を掲ぐれば以下の如くである。

國民優生法施行及酒精中毒に關する專門委員會委員氏名

- 東京帝國大學名譽教授 三宅 鏞一
- 東京帝國大學教授 内村 祐之
- 慶應義塾大學教授 植松 七九郎
- 東京帝國大學教授 福田 邦三
- 同 大槻 菊夫
- 同 中泉 正徳
- 同 小野 清一郎
- 同 田宮 猛雄
- 厚生科學研究所教授 川上 理一
- 東京帝國大學講師 吉益 修夫
- 陸軍軍醫大佐 渡邊 甲一
- 海軍軍醫大佐 大須賀 都美次
- 司法省刑事局第五課長 清原 邦一
- 全生病院院長 林 芳信

慶應義塾大學教授

安藤 畫 一

內務省警務課長

今井 久

控訴院檢事長

松阪 廣 政

農事試驗所技師

寺 尾 博

優生手術の適用に關する内規

一、國民優生法第三條第一項各號の遺傳性疾患は左の條件を具備することを要す。

(一) 遺傳性精神病に在りては精神病にして遺傳性と認められ且治療困難なるか又は再發する等其の經過不良なること。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りては精神薄弱にして遺傳性と認めらるること、但し比較的輕度なるものに在りては反社會性を有すること。

(三) 強度且惡質なる遺傳性病的性格に在りては病的性格にして遺傳性と認められ、其の症狀強度にして且反社會性を有すること。

(四) 強度且惡質なる遺傳性身體疾患に在りては身體疾患にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且社會不適應性を有すること。

(五) 強度なる遺傳性畸形に在りては畸形にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且治療困難なること。

二、國民優生法第三條第一項の「其の子又は孫醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは本人の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人以外に四親等以内の血族中に一人以上の同一罹病者を有し又は有したることを要す。

三、國民優生法第三條第二項の場合に於て各自が四親

等以内の血族中に有し又は有したる遺傳性疾患患者の數は各一人を以て足る。

國民優生法第三條第二項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは各自が有する遺傳性疾患の素質の遺傳に因り其の子が同一の疾患に罹る處特に大なる場合を謂ふ。

四、國民優生法第三條第三項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは罹病せる子の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人又は其の配偶者の四親等以内の血族中に一人以上の同一罹病者を有し又は有したることを要す。

五、國民優生法第六條の「本人の疾患著しく惡質なるとき」とは一の條件の他に、更に左記條件を具備する場合を謂ふ。

(一) 遺傳性精神病に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りてはその高度(白痴、重症痴愚)なるとき又は著しく反社會性を有するとき。

(三) 遺傳性病的性格に在りては著しく反社會性を有するとき。

(四) 遺傳性身體疾患に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(五) 遺傳性畸形に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

六、國民優生法第三條に謂ふ同一の疾患とは現象型の如何を問はずその疾患と同一遺傳圈内に在りと認められるものを謂ふ。

國民優生法該當疾患例

其の症狀に因り國民優生法第四條(任意申請)又は第五條(同意申請)に依り優生手術を受くることを得る疾患例左の如し。

同法第六條に依り強制申請を爲すことを得る疾患例は×印を附したるものとす。

一、遺傳性精神病

×精神分裂病

×躁鬱病

×真正癲癇

二、遺傳性精神薄弱

×精神薄弱(白痴、痴愚、魯鈍)

三、遺傳性病的性格

×分裂病質

×循環病質

×癲癇病質

四、遺傳性身體疾患

×遺傳性進行性舞蹈病

×遺傳性脊髓性運動失調症

×遺傳性小腦性運動失調症

×筋萎縮性側索硬化症

×脊髓性進行性筋萎縮症

×神經性進行性筋萎縮症

×進行性筋性筋榮養障礙症

×筋緊張病

×筋痙攣性癲癇

×遺傳性震顫症

×家族性小兒四肢麻痺

痙攣性脊髄麻痺
強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白 兒

魚 鱗 癬

×多發性軟性神經纖維腫

×關節性硬化症

×色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足蹠角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

×網 膜 膠 腫

先天性白內障

全 色 盲

牛 眼

×黒内障性白痴

先天性眼球震盪

青色 鞏 膜

先 天 性 聾

遺 傳 性 難 聽

血 友 病

五、遺傳性畸形

裂 手、裂 足

指趾部分的肥大症

葉 報

顔 面 披 裂

先天性無眼球症

囊性脊髄披裂

先天性骨缺損症

先天性四肢缺損症

×小 頭 症

優生手術々式其他

一、生殖を不能ならしむる外科的手術の標準術式は左の如くすること。

(一) 男子術式

イ、精管切除結紮法

精管を剝離露出し其の約二種以上を切除し各

斷端を結紮す。

ロ、精管切離變位法

精管を剝離露出し、これを切離結紮して、其

の斷端を變位固定す。

(二) 女子術式

イ、卵管壓挫結紮法

卵管を凡そ中央部に於て係蹄となし、其の兩

脚を壓挫鉗子を以て壓挫し其の部に結紮を施

す。

ロ、卵管間質部楔狀切除法

卵管峽を結紮切斷したる後、子宮角に楔狀切

開を施して間質部を除去し、原則として殘存の

卵管斷端を廣韌帶内に埋没す。

ハ、卵管全剔除去

子宮角に近接する部位に於て卵管を結紮し、

其の外方を全剔除し、殘存の卵管斷端を原則と

して腹膜にて被覆す。

以上の手術に於ては結紮絲は非吸収性のものを
使用すること。

二、手術の實施は優生手術に必要な學識經驗ある醫
師を以てすること。

三、手術を施行する場所は開腹手術を施行するに足る
設備及び收容設備を有する診療所とすること。

四、必要ありと認むる場合は手術の前後に於て生殖能
力の有無を檢査すること。

五、醫師手術實施に當り、生殖不能にして手術不要と
認むる場合又は手術禁忌其他手術不可能と認むる場
合は手術の實施を中止し其の旨を地方長官に報告す
ること。

六、妊娠及産褥の期間は手術の實施を原則として避く
ること。

農林省農林計畫委員會經濟更生部會

の安定農家適正規模調査に關する答

申

農林省農林計畫委員會經濟更生部會に就ては農林大
臣諮問安定農家適正規模調査の實施方針に關する件に
つき特別委員會を開き審議を重ねてゐたが昨昭和十五
年十二月十九日答申案の決定をみるに至つた。諮問及
び決定をみたる答申を掲ぐれば次の如くである。

諮 問

安定農家適正規模調査ノ實施方針ニ關スル件

(説明)

地方ノ實情ニ即シ農業ノ生産性高キ安定農家ノ適正ナ

ル農業規模ヲ求メントス

右ニ關スル調査方針ヲ諮フ

答 申

國民必需食糧を確保すると共に農業及農家の安定向上を計り農村人口の安定を策するは刻下の急務たり之等諸政策の實施に資するが爲には左の方針により本調査の實施をなすべきものとす。

一、調査目的

安定農家適正規模調査は新時代の農村組織に即應する安定農家即ち農業所得を以て生活の安定を得農業の生産性高き農家の農業經營規模を地方の實情に即して求むること。

二、調査方法

(一) 自然的、經濟的諸條件を等しくする地域毎に調査地域を決定す。

(二) 當該地域を代表すべき町村數箇町村全國約一、五〇〇町村を調査町村として選定す。

(三) 各調査町村毎に代表的部落々々を選び部落内全戸に付き調査すると共に部落全般の概況を調査す、調査農家約四五、〇〇〇戸

(四) 調査農家に付ては所定の調査票により聴取調査を行ふ。

三、調査事項

(一) 農業勞働力の狀況

(イ) 家族及農業従業者狀況

家族員數、農業従業者(家族、年雇)の構成

(ロ) 農業勞働日數

家族、年雇、臨時雇の農業勞働日數割合

(二) 農業生産手段の狀況

(イ) 經營面積及農場の狀況

(1) 自作別田畑の狀況

(2) 耕地分散數

(ロ) 主なる農機具の種類及利用狀況

(ハ) 役畜の頭數及畜力利用狀況

(三) 農業經營の成果

(イ) 農業收入、農業支出、農業所得

(ロ) 家族勞働一日當り農業所得

(ハ) 耕地反當農業所得

(四) 農家の所得

(五) 生活狀態

家計費を中心に生活狀態を明にす。

(六) 部落の概況

農業經營並に農家の生活に直接關係ある部落内諸事情を概観す。

特に部落共同施設規模の當該部落に於ける適否の狀況。

四、決定方法

(一) 調査地域毎に調査農家の經營機構を審査し其の地域に於ける適正なる農業經營規模主として經營面積を決定すること。

(二) 適正農業經營規模決定に當りては左記各項を綜合して之を判斷すること。

(イ) 勞働力及家族の構成

農業勞働力は家族勞働力を中心としたる構成を有すること。

(ロ) 生産手段の構成

耕地の適正配置、農機具役畜利用及農業生産

共同化等生産手段の合理的構成を有すること。

(ハ) 地力維持方法

長期に亙り地力を維持し得る自給肥料資源等に適家畜の適數量を有すること。

(ニ) 農業所得

農業收入、農業支出が適正なると共に主として農業に従事する者一人當り並に家族勞働一日當り農業所得及耕地反當農業所得の大なること。

(ホ) 農家生活

國民としてふさはしき程度の生活水準を有すること。

(三) 從來施行せる農家經濟調査、農業經營改善調査を適正規模判定の資料として活用すること。

安定農家適正規模調査實施案

一、全國一、五〇〇町村の代表的部落全戸に付左記項目により大數觀察を行ふと共に代表的農家數戸に付答申の各項に基き詳細なる調査を併せ行ふ。

二、大數觀察は昭和十三年九月農家一齊調査を基礎として之に左記項目を加へて調査す。

(一) 家族員數(従業者、非従業者)

(二) 年雇員數

(三) 臨時雇員日數

(四) 役畜農機具

(五) 稻作、麥作、養蠶の反當收量

(六) 生活程度(上、中、下)

(七) 總評

三、集計は中央にて集計し機械集計に依るものとす。

四、調査の實施は道府縣農會經營主任及道府縣經濟更

生主任官之に當り極力町村農會技術員等の勞力を省き増産の獎勵に支障無からしめんとす。

五、適正規模に關する理論の研究等は大學其の他研究機關に依頼して之を行ふ。

農林省經濟更生部の安定農家適正規模に關する調査概要

農林省經濟更生部に於ては現下緊急の農村對策への基礎資料として安定農家適正規模に關する調査を實施し來つてゐるが、適正規模調査資料第一輯として同所より發表されたるものの一부를掲載すれば以下の如くである。

一 概 説

我が國農村の經濟更生の終局の實を結ばせる爲に農村に於ける土地と人口の均衡を得せしめ、農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設せんとする中農化運動の必要が各方面に於て力強く言はれる様になつた。

此の農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設する爲にも亦内地農村の經濟更生計畫と滿洲開拓農民政策とを結合して之を一つの運動とする爲にも更に將來の農業經營指導上又農業勞働力調整上よりも安定農家の適正規模並適正經營を決定することが其の基礎要件であり最初の課題である。

勿論安定農家の適正規模を決定してもそれは一つの理想形態として一般的目的を確定するものであつて現實の安定農家の適正規模は農業經營の諸要素、社會的經濟的諸關係の變化の影響を受けるし又生産技術の發

展の程度、共同組織の充實の如何によつて異つて來る。

更に農家の生活水準を如何に定むるかにより適正規模は變化し、農産物の價格變動の影響から一度定められた適正規模は變更を要する場合もあり得る、従つて適正規模の決定に當つてはこれ等の相關關係を有する諸條件の變化を考慮する必要があることは勿論である。

斯の如く安定農家の適正規模の決定は種々の困難を伴ふものであるが經濟更生計畫樹立實行の實踐上の必要から或は農山漁村より或は農業經濟學界より種々の調査報告が齎らされたのである。

適正規模の決定の方法と其の結果に關し從來試みられた二、三の調査報告を示せば次の如くである。

二 農林省地方事情調査報告による適正規模

(一) 農業經營上に於ける農家一戸當標準耕地面積
「農業を主たる収入とし生計を維持してゐる農家であつて相當の生活(負債の少い黒字の生活)を営むには一戸當略幾許の耕地を必要とするか(以下之を標準耕地面積と稱す)と云ふ問題に對して次の如き回答があつた。之を農山漁村の別に分ちて見るに次表の如くである。

| 農家一戸當標準耕地面積 | | |
|-------------------------|---------|-----------|
| 全國平均 | 全府縣平均 | |
| 農 村 | 田 畑 計 | 田 畑 計 |
| 山 村 | 九 七 一六 | 九 五 一四 |
| 漁 村 | 八 八 一六 | 八 六 一四 |
| 一ヶ町村平均 | 一 一 六一七 | 一 一 〇 六一六 |
| 即ち一ヶ町村平均に於ける一戸當の全國平均は田一 | | |

町一反、畑六反、計一町七反を示し農村平均と一致してゐるが山・漁村平均は各一反歩宛少く一町六反である。

然るに北海道は各府縣と事情を異にする故(後述)之を除く一ヶ町村一戸當の全府縣平均につきて見るに田一町、畑六反、計一町六反で田に於て全國平均よりも一反歩少い。農村平均は山、漁村平均に比して一反歩一二反歩多く大體一町六反が生活の安定を得べき農家の耕作する平均の標準耕地面積であることを示してゐる。

次に一戸當の標準耕地面積を道府縣別に見るに、農村に於て北海道最高を示し、東北、關東、北陸、中部、東海、近畿、中國、四國、九州、沖繩と西漸するに従ひ耕地反別は減少して居る。然れども西部地方は二毛作、三毛作田ある故前述の生活の安定を得べき農家の平均標準耕地面積の一町六反は餘程考慮されなければならぬ。

尚山村、漁村に於ける標準耕地面積につきて見るに、北海道は依然大にして大體西漸するに従ひ減少するも各府縣に於て夫々の特殊性を有し必ずしも農村に於ける如き傾向を見ない。

今試みに現在我國に於ける農家一戸當耕地面積を見るに、(第一表参照)全國平均は一町一反、全府縣平均は九反である。即ち北海道の四町八反を最高とし東北地方及東京以外の關東地方及新潟、富山、福岡、佐賀、熊本、宮崎等の諸縣は一町五反——一町、其他は九反——七反にして、山梨、和歌山、廣島、香川等の六反を最小面積として居る。

更に之等を前記農山漁村に於ける一戸當平均の標準

耕地面積と比較して見ると全國平均に於ては六反、全

府縣平均に於ては七反の不足を示してゐる。而して不

足耕地の甚しきは依然北海道の一町七反を最高とし

第一表 農家一戸當の標準耕地面積と現在に於ける耕地面積との關係

| 道府縣別 | 調査町村數 | 農業經營上標準耕地面積 A | | | 農家一戸當耕地面積 B | | | 不足耕地面積 A/B | |
|-------|-------|---------------|-----|-----|-------------|-----|-----|------------|-----|
| | | 町反 | 町反 | 町反計 | 町反 | 町反計 | 町反 | 町反 | |
| 北海道 | 一六 | 一・八 | 四・七 | 六・五 | 一・一 | 三・七 | 四・八 | 一・七 | 一・一 |
| 青森 | 一九 | 一・四 | 一・一 | 二・六 | 八 | 七 | 一・五 | 一・一 | 一・一 |
| 岩手 | 二二 | 一・一 | 一・〇 | 二・一 | 六 | 七 | 一・三 | 一・一 | 一・一 |
| 宮城 | 二二 | 一・六 | 七 | 二・四 | 一・〇 | 四 | 一・四 | 一・〇 | 一・〇 |
| 秋田 | 二五 | 二・〇 | 五 | 二・五 | 一・二 | 三 | 一・五 | 一・〇 | 一・〇 |
| 山形 | 二〇 | 二・〇 | 七 | 二・七 | 一・〇 | 四 | 一・四 | 一・〇 | 一・〇 |
| 福島 | 二七 | 一・二 | 七 | 一・九 | 七 | 六 | 一・四 | 一・三 | 一・三 |
| 茨城 | 一九 | 一・〇 | 〇 | 二・〇 | 五 | 七 | 一・二 | 一・五 | 一・五 |
| 栃木 | 一八 | 一・三 | 八 | 二・一 | 七 | 六 | 一・三 | 一・八 | 一・八 |
| 群馬 | 二〇 | 一・三 | 〇 | 一・五 | 三 | 七 | 一・〇 | 一・五 | 一・五 |
| 埼玉 | 一八 | 一・三 | 〇 | 一・五 | 三 | 六 | 一・〇 | 一・五 | 一・五 |
| 千葉 | 二四 | 一・一 | 七 | 一・八 | 四 | 五 | 一・二 | 一・五 | 一・五 |
| 東京 | 八 | 一・五 | 〇 | 一・五 | 七 | 九 | 一・二 | 一・六 | 一・六 |
| 神奈川 | 一九 | 一・四 | 〇 | 一・五 | 二 | 六 | 一・八 | 一・七 | 一・七 |
| 新潟 | 二七 | 一・五 | 四 | 一・九 | 三 | 九 | 一・二 | 一・六 | 一・六 |
| 富山 | 二二 | 一・七 | 三 | 二・〇 | 一 | 二 | 一・二 | 一・八 | 一・八 |
| 石川 | 二三 | 一・二 | 七 | 一・九 | 二 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 福井 | 二三 | 一・三 | 四 | 二・〇 | 一 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 山梨 | 一八 | 一・五 | 六 | 一・二 | 二 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 長野 | 二一 | 一・六 | 五 | 一・一 | 三 | 六 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 岐阜 | 一六 | 一・八 | 四 | 一・二 | 四 | 八 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 静岡 | 二二 | 一・七 | 六 | 一・三 | 三 | 七 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 愛知 | 二四 | 一・八 | 五 | 一・三 | 四 | 八 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 三重 | 二二 | 一・九 | 三 | 一・六 | 五 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 滋賀 | 二一 | 一・八 | 四 | 一・二 | 六 | 八 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 京都 | 二二 | 一・七 | 五 | 一・二 | 七 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 大阪 | 二二 | 一・六 | 六 | 一・一 | 八 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 兵庫 | 一九 | 一・四 | 七 | 一・〇 | 九 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 奈良 | 二二 | 一・五 | 六 | 一・一 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 和歌山 | 二二 | 一・六 | 七 | 一・二 | 八 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 鳥取 | 二〇 | 一・七 | 八 | 一・三 | 九 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 島根 | 二五 | 一・八 | 九 | 一・四 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 岡山 | 二三 | 一・九 | 〇 | 一・五 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 広島 | 二一 | 二・〇 | 一 | 一・六 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 山口 | 二四 | 二・一 | 二 | 一・七 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 山梨 | 二二 | 二・二 | 三 | 一・八 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 徳島 | 一七 | 二・三 | 四 | 一・九 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 香川 | 一八 | 二・四 | 五 | 二・〇 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 愛媛 | 二四 | 二・五 | 六 | 二・一 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 高知 | 一九 | 二・六 | 七 | 二・二 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 福岡 | 二一 | 二・七 | 八 | 二・三 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 佐賀 | 一五 | 二・八 | 九 | 二・四 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 長崎 | 一七 | 二・九 | 〇 | 二・五 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 熊本 | 二一 | 三・〇 | 一 | 二・六 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 大分 | 一九 | 三・一 | 二 | 二・七 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 宮崎 | 二〇 | 三・二 | 三 | 二・八 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 鹿兒島 | 一八 | 三・三 | 四 | 二・九 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 沖繩 | 一七 | 三・四 | 五 | 三・〇 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 全國平均 | 九四一 | 三・五 | 六 | 三・一 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |
| 全府縣平均 | 九二五 | 三・六 | 七 | 三・二 | 一〇 | 九 | 一・〇 | 一・七 | 一・七 |

註 農家一戸當耕地面積は第十二次農林省統計表により算出作成す

低として居る。

(二) 調査町村現在農家戸数と過剰農家戸数

調査町村に於ける現在の一ヶ町村當戸数は全國平均五一六戸で、最大なるものは鹿兒島の二、六四四戸にして沖繩一、二八五戸、宮崎一、〇二七戸、北海道八四三戸之に次ぎ、少き地方は鳥取二五九戸、大阪二五八戸、富山二二四戸等である。

今前記一戸當平均の標準耕地面積を以て調査町村現在の耕地面積が包容し得るものとして所謂安定農家戸数を算出し、之と調査町村現在の戸数との差を過剰農家戸数として見れば別表の如くである。(第二表参照) 即ち全國平均に於て一町村當現住戸数は五一一戸、包容戸数は三四七戸、差引過剰戸数は一六一戸を示してゐる。過剰農家實數で多き地方は鹿兒島六四四戸、沖

繩五五〇戸、長崎三二四戸、新潟三八一戸等で、少き

地方は三重九四戸、高知九〇戸、鳥取八四戸、富山七八戸、大阪七一戸、北海道六三三戸等であるが、過剰戸数の現住戸数に對する割合を各道府縣につきて見ると

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 一〇%以下 | 一(北海id) |
| 一一—二〇% | 一(静岡) |
| 二一—三〇% | 一〇(宮城、福島、岐阜、愛知、大阪、徳島、高知、佐賀、熊本、宮崎) |
| 三一—四〇% | 二二(列挙せざる府縣) |
| 四一—五〇% | 一一(青森、山形、東京、新潟、福井、山梨、滋賀、奈良、和歌山、山口、沖繩) |
| 五一—六〇% | 一(長崎) |
| 六一%以上 | 一(大分) |

計 四七

大體全國の半ばを占むるものは過剰農家戸数が現住農家戸数の三一—四〇%に及べる地方であることを示してゐる。

更に之等の關係を同様に農山漁村別に見るに、(別表省略) 現在戸数に對する過剰戸数の割合は農村は三〇%、山村は三三%、漁村は三八%で山漁村は農村よりも概して過剰戸数の多いことを知る。

然るに町村によつては逆に未だ相當の包容力があり現在の耕地面積にて尙より以上の農家が耕作し得る餘地あるものが少くない。特に山村に於て石川、漁村に於て徳島の如きは此の事實が著しく、調査町村平均に於てすら前者は五七戸、後者は二二戸を尙包容し得る現状を示してゐる。

第二表 現在農家戸数と村内農家戸数との關係

| 道縣別府 | 調査 | 一町村當平均耕地面積 | 一町村平均耕地面積 | 標準耕地面積を以て算出したる一町村當平均耕地面積 | 過剰戸数 | 過剰戸数の割合 | 備考 |
|------|----|------------|-----------|--------------------------|------|---------|----|
| 北海道 | 一六 | 五、二八一・六 | 八四三 | 七八〇 | 六三 | 〇・七% | |
| 青森 | 一九 | 五五八・一 | 四六五 | 二五四 | 二一 | 四五 | |
| 岩手 | 二二 | 六四三・四 | 四五九 | 三九六 | 一四三 | 三一 | |
| 宮城 | 二二 | 二、一五〇・一 | 五五二 | 三九六 | 一五六 | 二八 | |
| 秋田 | 二五 | 六〇八・七 | 四〇四 | 二五二 | 一五二 | 三八 | |
| 山形 | 二〇 | 七二五・一 | 四八二 | 二七九 | 二〇三 | 四二 | |
| 福島 | 二七 | 五九一・九 | 四三九 | 三三一 | 一〇八 | 二五 | |
| 茨城 | 一九 | 六四〇・六 | 五二〇 | 三三六 | 一八四 | 三五 | |
| 栃木 | 一八 | 九〇七・〇 | 六四四 | 四四〇 | 二〇四 | 三二 | |
| 群馬 | 二〇 | 七七二・六 | 七〇六 | 四七八 | 二二八 | 三二 | |
| 埼玉 | 一九 | 五二四・九 | 四九九 | 二九五 | 一六四 | 三六 | |
| 千葉 | 二四 | | | | | | |
| 東京 | 八 | | | | | | |
| 神奈川 | 一九 | | | | | | |
| 新潟 | 二七 | | | | | | |
| 富山 | 二二 | | | | | | |
| 石川 | 二三 | | | | | | |
| 福井 | 二二 | | | | | | |
| 山梨 | 一八 | | | | | | |
| 長野 | 二二 | | | | | | |
| 岐阜 | 二二 | | | | | | |
| 静岡 | 二二 | | | | | | |
| 愛知 | 二四 | | | | | | |
| 三重 | 二二 | | | | | | |
| 滋賀 | 一六 | | | | | | |
| 京都 | 二一 | | | | | | |
| 大阪 | 二一 | | | | | | |
| 和歌山 | 二二 | | | | | | |
| 徳島 | 二二 | | | | | | |
| 高知 | 二二 | | | | | | |
| 福岡 | 二二 | | | | | | |
| 佐賀 | 二二 | | | | | | |
| 熊本 | 二二 | | | | | | |
| 鹿兒島 | 二二 | | | | | | |
| 沖縄 | 二二 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|-------|-----|-----|-----|----|---------|-----|-------------------|-----|-----|-----|----|
| 大 阪 | 一三 | 二五四・四 | 二五八 | 一八七 | 七一 | 二八 | 愛 媛 | 二四 | 三三〇・〇 | 四一六 | 二七八 | 一三八 | 三三 |
| 兵 庫 | 二五 | 三六六・一 | 四六八 | 三三三 | 一五五 | 三三 | 高 知 | 一九 | 四六一・八 | 三九二 | 三〇二 | 九〇 | 二三 |
| 奈 良 | 二〇 | 三一八・六 | 四一九 | 二五一 | 一六八 | 四〇 | 福 岡 | 二一 | 六六五・一 | 六三四 | 四一六 | 二一八 | 三四 |
| 和 歌 山 | 二二 | 二二三・九 | 三五一 | 一九五 | 一五六 | 四四 | 佐 賀 | 一五 | 六〇五・二 | 四七一 | 三六一 | 一一〇 | 二三 |
| 鳥 取 | 二〇 | 二四二・二 | 二五九 | 一七五 | 八四 | 三二 | 長 崎 | 一七 | 三三一・三 | 五八〇 | 二五六 | 三三四 | 五六 |
| 島 根 | 二五 | 三一三・三 | 三四七 | 二二三 | 一一四 | 三三 | 熊 本 | 二一 | 六四六・七 | 五一九 | 三八三 | 一三六 | 二六 |
| 岡 山 | 二三 | 三五七・七 | 四七八 | 二九三 | 一八五 | 三九 | 大 分 | 一九 | 三五六・八 | 四七九 | 一八五 | 二九四 | 六一 |
| 廣 島 | 二一 | 三六九・三 | 四九八 | 三四一 | 一五七 | 三二 | 宮 崎 | 二〇 | 一、三一九・四一、〇二七 | 七四六 | 二八一 | 二七 | 二七 |
| 山 口 | 二四 | 五九九・四 | 五六八 | 三三三 | 二五五 | 四五 | 鹿 兒 島 | 一八 | 一、三四二・六一、六四四一、〇〇〇 | 六四四 | 六四四 | 三九 | 三九 |
| 德 島 | 一七 | 三五三・五 | 四四九 | 三三三 | 一二六 | 二八 | 沖 繩 | 七 | 一、五三三・八一、二八五 | 七三五 | 五五〇 | 四三 | 四三 |
| 香 川 | 一八 | 三二八・二 | 四五二 | 三二二 | 一四〇 | 三一 | 全 國 平 均 | 九四二 | 六四六・六 | 五一六 | 三五五 | 一六一 | 三一 |

(三) 過剰戸數又は過剰人口に對し最も實現性ある對策

村内に於ける「過剰戸數又は過剰人口の適當なる處置として最も實現性ある方法は何か」と云ふ問に對して村内當事者の希望する其主なる回答を摘記して見れば次の如くである。

- 副業及農村工業獎勵 五〇一
- 出稼 三六五
- 工場誘致 三二七
- 滿洲農業移民 二八五
- 開墾 二八二
- 耕地改良 二七〇
- 一般移民 五六
- 日儲稼 五六
- 園藝(果實蔬菜)栽培 三四
- 有畜農業 三一
- 多角的農業 三〇

養蠶 二六

農業經營改善 一九

漁業獎勵 一八

裏作獎勵 一七

林業經營改善 一七

養 鶏 一六

家内工業的賃収入 一五

水産養殖及加工 一二

(註) 一般移民には海外移民を含むも就中東

北、關東地方は北海道へ、九州、四國、

中國地方は南米、南洋方面への移住希望者多し。

其他畑作獎勵、官公有林野開放、自作農創設、耕作制度改革、耕種法改善、木炭製造、賣藥行商等について若干の對策希望があつた。

右の内副業及農村工業獎勵、出稼、工場誘致、滿洲移民、開墾、耕地改良等は全國到る處の農山漁村に於

て最も望まれるところであつて他の何れの對策よりも壓倒的多数に及んで居る。

而して副業獎勵中比較的多いのは製加工及蔬菜果實加工である。出稼に於て東北地方は北洋漁場出稼を主とし北陸、山陰方面は最近軍需工業の勃興に伴ふ該工場への動員及輕工業たる人絹、紡績、織物工場への出稼が激増しつつあるのは注目すべき現象であらう。

從つて賃銀収入の農家經濟に及ぼす影響は近來頗に重要性を加へ必然に農山漁村民一般は居村に工場を誘致して村内過剰勞力の吸收を希求するものと思考せられる。

更に耕地改良、開墾等の希望が特に多いのは東北、關東及中部山岳地方で尙未開墾地多く且技術の向上による生産力擴充の餘地があるものと見て宜からう。

尙「村内に於ける過剰戸數がない故對策を必要とせず」とするもの三三にして「對策が樹たず」と答へたるもの九であつた。

三 適正規模算定方法に對する各種の意見

此の(前期地方事情調査員をして調査せしめたる)黒字主義適正規模の算定方法に付ては其の後所謂分村計畫等を樹立した町村に於て採用され種々の實際的見地に基く検討を経たのである。其の批判の主なるものは

(一) 安定農家の基準を農家の黒字生活に置き消費面から適正規模を決定せんとするものであつて生産面より考慮、特に勞働の生産性、生産技術の發展段階、共同組織充實の限度等の農業上の生産諸要件の考慮を缺くこと

(二) 農家の生活水準を如何に定むるかの基準がない。農民も一般國民と同程度の生活を要求するとせば少くも一般勞働生活者(都市勞働者、俸給生活者)の生活水準(家計)に對比せしめてこの水準に達せしめる必要がある

(三) 經濟的諸條件殊に價格變動、小作料、勞働力の數量、肥料、機具畜力の供給狀況等の諸條件が適正規模を變化せしめるか、之等が考慮されて居らぬ

(四) 適正規模を自作農と限定して計畫を進めて居るが理想として全自作農主義を可とするも現實の問題として農村の小作關係を無視し得ぬ

小作農家の適正規模を同時に考慮すべきである

(五) 適正規模の決定は形式的な町村を單位とし決定するのが普通であるがこれは考へもので少くも其の町村の屬する經濟圏を豫想して之れを決定し村々によつて生ずる山林、原野、畑、水田等の配分の不均衡や分村計畫獨立實行後生ずる人口の流動を可能な限り避くる必要がある

四 適正規模に關する若干の實際的事例

農林省の示した此の黒字主義適正規模決定方法は以上の如き各種の批判を経て次第に前記の如き複雑なる諸條件をも考慮し適當なる補正を加へ實際的に適用なし來つた事例が尠なくない。其の主要なるものを掲ぐれば次の如くである。

(一) 山形縣庄内分郷計畫調査報告

昭和十三年に滿洲移住協會が中心となつて行はれた適正規模の調査方法は、農家の現金支出の部分と現物支出の部分とを分ち又自作農と小作農の場合の經營費の差を考慮して適正規模を定めた

これによると標準家族人員七人六分(大人に換算して五・六人)で其の適正規模は

自給食用耕地 一町四反六畝
現金家計費用耕地 一町三反六畝
臨時費並に償却費用耕地 四反八畝

合計

これを自作小作に分けると自作農は租稅、諸負擔、負債等が多いが經營費が少くて濟むから米價が二五圓以上になれば自作農は歩がよいとなし。左の標準を安定農家の適正規模となした

自作 二町四反五畝
小作 三町六反八畝
平均 三町七畝

更に此の適正規模農家の經營の問題特に地力の維持、食料自給、勞力補給の爲めの家畜の組合せの問題に付て本調査は左の標準を適正なりとして居る

馬 一頭
乳牛 一頭

豚 二頭 鶏 五〇羽

勞働力の問題に付ては現在の經營規模三町歩の農家に付ての調査の結果は稲作勞働日数は七四七・三日で反當勞働日数は二三・三日となり臨時雇を除いた勞働能力者一人當勞働日数は一八五・九日となつて居る。その一人當耕地面積は八・八反にすぎない。

適正規模農家の標準家族人員を一家七人とすれば能力換算勞働力は一家三人乃至二・五人となり一人當り耕作面積は一町乃至一町二反となる計算となるが、この一人當耕地面積を一町乃至一町二反にすることは

(イ) 苗代の厚蒔と薄蒔を適度に組み合せて田植日数を現状より延長すること (ロ) 早生、中生、晩生を適度に組み合せて刈り入れ期間を引延すこと、その他家畜を取り入れ月別勞働の不均等を調節すること。共同苗代、共同田植、共同稻刈等をなし個人勞働の能率を高めること。耕地を集團して部落に近接させ排水灌漑をよくし作道を通ずること等により優に可能であると言つて居る。

(二) 鳥取縣東伯郡分郷計畫基礎調査報告
昭和十三年七月中央農林協議會で農村更生協會、帝國農會、聯合青年團、滿洲移住協會等の協力を得て鳥取縣東伯郡諸村に對して行つた適正規模の調査方法は前記庄内分郷計畫の調査方法と略々其の方法を等しくするものである。

即ち適正規模を決定するに當つて (一) 農業收入だけで安定した生活が可能であること (二) 主要な食料並に粗飼料の自給が必要であること (三) 地力の維持が充分になされること (四) 家族の勞力のみにて經營可能なること。これ等の諸項を内容としてその爲に適

當な經營の規模、形態は如何と云ふことを目標としたのである。それは「さう言ふ農家が眞に農家らしい農家であり斯る農家を基礎とした場合農村は始めて立派となり國の基礎たるにふさわしくなる」と言ふのである。此の結果によれば適正規模は

海濱農村

二町

田所農村

一町八反

田畑相半する村

二町

山村

一町四反

安定農家の適正規模は平均して一町八反を必要とするとの結論に達して居る。

適正規模農家の家畜の組合せに付ては

A案 牛 二頭

特殊農家は鶏を取

B案 牛 一頭

豚 三頭 入れること

勞働力設計に關して田所農村の一例を擧ぐれば適正規模を一町八反としその勞働力を三人と見做す。然るに此の地方の標準農家では一戸平均三・七人で二町を一勞働力當り五・四反を耕作して居るが、常備者なく共同作業をやれば餘剰を生ずるとも不足することは無い。寧ろ經營の共同化と月別勞働の均等化の工夫によつては一勞働當り六反は困難ではないと報告して居る。尤も耕地整理とか優良農具役畜の採用、共同作業の組織を其の方法として提案して居るのである。

(三) 長野縣大日向村、讀書村

(A) 長野縣南佐久郡大日向村

現在農家戸數三三三六戸のものを一五〇戸現住戸數と新に分家する三三三三戸五〇人を分村して現在耕地農家一戸當水田一反五畝、畑四反六畝を水田畑計一町一反三畝にし食糧を自給するのみならず山

林利用者を半減し元村の薪炭原木を多くし木炭の増産を圖らんとするものである。

本村の勞働設計は現在一戸當五・二人中農業勞働力は二・五人である。分村後の元村二五〇戸の勞働力は六二五人で年二〇〇日平均として延二二五、〇〇〇人である。

然るに本村で農耕、養蠶、山林製炭に要する所要人夫は年平均延一七、五〇七人であるから、七、四九三人の餘裕を存するものと見られて居る。尤も月別勞働不均等に對しては勞働の強化と勞働分配の調整を行つて補充しその他農道の新設改修、共同作業場設置、役畜の購入等を行つて居る。

(B) 長野縣西筑摩郡讀書村

現在耕地一戸平均五反一畝なるものを七反六畝とし山林に於て倍加して五町四反とせんとするものである。

本村の勞働設計は村全體の必要勞働力見込高は水稻一〇九町に對し三二、七〇〇人普通畑二四町三反に對し三、六四五人山林手入伐採に三六、五〇〇人製炭に二一、〇〇〇人御料林人夫七二、〇〇〇人養蠶に四〇、一〇〇〇人桑園四八〇町二、〇〇〇人合計二一七、九四五人と見込んで居る。然るに分村後勞働力保有の見込は農家二七八戸で農業に提供し得る人員八三四人延べ一六六、八〇〇人商家六三戸で農業に提供し得る人員六三延べ一〇、八〇〇人其の他一二九戸(その中日傭者六〇戸)で農業勞働力二一九人、延四七、八五〇人計二二五、四五〇人即ち

分村實行後の勞働力見込量 二二五、四五〇人
農業勞働力必要見込量 二二七、九四五人
差引過剩 七、四〇五人

此の計算の基礎には農家一戸當二〇〇日の勞働を見越して居る故婦人勞働も相當動員されねばならぬ。季節的勞働不足に對しては元來山林の冬仕事が多く平均化されて居たが今後はその調整に一層注意せねばならぬとされて居る其の爲に經營法の改善、勞働移動の斡旋、作業方法の改善による勞働節約、畜力利用作業の共同化農地改良、勤勞鼓吹等が提唱されて居る。

(四) 宮城縣東大崎村、耕野村

(A) 宮城縣玉造郡東大崎村(水田地帯)は現在一戸當耕地面積は一町三反六畝なのであるが二町八反歩を適正規模として居る即ち

(a) 家族人員を本村農家一戸平均により七人とす

(b) 家計費一人當一二〇圓三二錢とすれば一家族當八四一圓五四錢となる

(c) 尙醫藥費、建物、家具、什器等の臨時支出の豫備費三五圓減價償却、生活の保全向上、生命保險掛金、預貯金等一四五圓を加算し必要家計費を一、〇二二圓五四錢とす。

(d) 耕地反當所得三三圓九〇錢なる農業組織の改善により一割増加可能と見て三六圓一九錢とし所要經費を得る爲の耕地を算出して二町八反歩を必要反別とす。

此の經營改善による一割増加は技術的な改善と勞働強化とによるもので此の點が宮城縣の方式の特異な點である

適正規模農家の家畜の組み合わせに付ては
馬一頭、和牛一頭、鶏三〇羽、兎五羽
勞力設計に付ては

本村の所要勞力は四月—七月、一〇—一一月に偏して居る故分村後の適正規模農家では田植期村内供給不足七六〇人となり従來の雇入五三二人を加へて一、二八二人の不足となる。この對策として共同田植の實施、農繁期託兒所の開設、田植期間の延長を計ることが應急對策として擧げられ、勞働の強化、作業の共同化、耕地の集團化、經營の畜力化、家事改善による家事勞働の農業への轉化が恆久對策として提唱されて居る。

(B) 宮城縣伊具郡耕野村(山林地帯)

本村の適正規模の決定方法は左の方法によつて居る。

- (a) 本村農家一戸當平均人口に從つて家族員數七人とす。
- (b) 家計費現金支出一人當り三〇圓八八錢とすれば一家族當り二一六圓一六錢を要し反當農業現金所得二一圓七九錢なれば現金家計費獲得の所要反別は九反九畝歩となる
而して本村山林収入は主に家計現金支出に充用され總額の二一%に當るを以て山林収入分を減すれば七反八畝歩となる。
- (c) 飯米消費は一人當一石一斗八升にて一家族當八石二斗六升となり反當平均收量二石一斗にて除すれば所要反別三反九畝歩となり此の經營費を加算すれば所得割合五四%なるが故に
 $3.9反 + 0.54 = 7.2反$ 即ち七反二畝歩を要す

ることとなる

- (d) 小麦、大麦は一人當消費量小麦三斗四升、大麦四斗六升となり一家族當り小麦二石三斗八升、大麦三石二斗二升を必要とし反當收量小麦一石八斗、大麦一石七斗とすれば小麦畑一反三畝、大麦畑一反九畝歩計三反二畝歩を要する
而して此の經營費を加算すれば所得割合五四%なるが故に六反歩を必要としこれ等の畑地は二毛作をなし得るが故に實際の所要反別は三反歩とす
- (e) 家事用蔬菜畑は五畝歩を要するものとす
- (f) 尙建物農具等の減價償却見積三〇圓とし且つ不時の失費に備へる餘剰を現金家計費の二割と見て四三圓二三錢計七三圓二三錢を要する之を現金現物を含める反當農業所得三七圓九三錢にて除し一反九畝歩を餘剰の爲の必要反別とす
- (g) 即ち 現金家計費の爲め 七反八畝歩
自給食料の爲め 一町七畝歩
餘剰並減價償却の爲め 一反九畝歩
計 二町四畝歩
- (h) 之等耕地の生産力を農業經營の改善により一割だけ増加し得る様農業組織を作るものとして二町四畝歩の一割減を所要耕地とし即ち約一町八反歩を安定農家の適正規模とす

山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地視察報告

中小商工業者の轉失業に伴ひ其の歸農問題が朝野の

關心事となつてゐるが、山梨縣米穀業者が全國に對して滿洲の開拓現地視察を行ひ滿洲開拓農民として更生することの可能且つ有望なりとの視察報告を齎らせることは各方面に極めて重大なる關心を惹き起した。

同視察團は團長(五二歳)を除き全部三十歳代の六名の代表よりなり、昭和十五年九月十一日出發同年十月二日歸還せるもので、その視察経路は甲府—東京—下關—釜山—安東—五龍脊—湯山城—奉天—新京—公主嶺—哈爾濱—平山—帽天山(北後塘)—三門千家—青龍山)—牡丹江—千振郷—山梨村—頭立溝—佳木斯—牡丹江—圖們—羅新—新瀉—東京—甲府に及び、全滿に於ける開拓團の狀況並に滿洲糧穀株式會社雜穀統制の狀況及び同社就職後の作業狀況を視察し以て縣下米穀業者の入植を指導援助することを目的として行はれた。その報告に基き農林省經濟更生部が編輯せる「歸農對策と滿洲開拓—山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地視察報告」を掲ぐれば以下の如くである。

歸農對策と滿洲開拓

— 山梨縣米穀業者の滿洲開拓視察報告 —
一、轉業對策としての滿洲開拓

中小商工業者の轉失業問題が重大視せられ、歸農問題が強調されてゐる。然し今日の歸農問題は、決して、往年のその如き失業對策ではない。即ち失業して已むを得ず農に歸るといふやうな消極的なものではない。それはもつと積極的意義を持つ、國策に順應する生産化の一大運動である。即ち廣漠限りなき滿洲の沃野に新農村を建設して、友邦滿洲國の建設開拓に協力すると共に、日滿兩國を通ずる食糧を増産し確保す

ることである。

往年の經濟恐慌當時、都會から多數の失業者が歸農したが、その結果農村人口は著しく増加し農村の苦みを一層深刻化した。農村は都會の過剰人口の貯蔵庫として、苦しい中にも持久力の偉大さを發揮したが、今再びこれを繰返さうとするのではない。さういふことは、常に農村にとつて迷惑千萬であるばかりでなく、都市の轉業を必要とする人々に對しても、決して親切な考へ方ではない。

今は國防國家建設に向つて、國家總力の時である。國土計畫が土地と人口とにわたつて、根本的に編制されんとする時である。歸農問題を、單なる失業對策として取扱ふべきでなく、それは日本人の再編成、その生産化の問題でなくてはならぬ。こゝに國家として歸農問題を取上げる重大意義があり、歸農せんとする人々に、大なる抱負を持つて貰ふ必要があるのである。

我國は瑞穂の國ではあるが、土地、肥料、努力等の關係において、農業生産は無限大に増加せず、國民食糧の確保に一層これが増産を圖らねばならず、今これを實行しつゝあるのである。この秋にあつて、轉業對策としての歸農、滿洲開拓農民としての大陸進出は、時局の要求に即して、日滿兩國の食糧確保に貢獻し、兩國の不可分關係を現實に強化する一石三鳥の效果的對策である。

全國に魁けて、山梨縣の米穀業者が、轉業のため滿洲の開拓現地を視察した。それは、統制の強化に伴ひ、轉業を餘儀なくされる配給業者が、大陸に進出して、開拓農民として大いに働かうではないかといふこ

とからである。

甲府市ではこれまで二百十軒の米屋があつたが、本縣は元來米の輸入縣ではあり、米の買付が非常に困難になり、休業せねばならぬやうな窮境に陥る者が多くなつたのである。依つてこれが救済の苦心の結果、全市の業者が合同して米穀共同販賣組合を結成して、二十六箇所の共同配給所を設けた。そして米屋の主人が配給に従事し、月四十圓のサラリーマンになり、自分の代りに雇人を出したときは、月三十圓を貰ふことになつた。更に米屋のうち精米機を持つて居る百六十人は、それを出資して山梨縣精米株式會社を組織し、その精米所から市内二十六箇所の共同配給所に米を配給する。かうして一應の統制はついたが、問題はなほ残されて居る。從來二百十軒の米屋で従業員が五百人位あつたが、この統制下では、約八十人あれば充分であり、精米機も八十六臺のうち十臺しか使つてゐない。その過剰の人と機械をどうするか、これが残された大問題である。若い雇人は他に轉業の可能性はある。剩つた機械もその處置には困らないであらうが、内地で他に轉業の出来ないものは何とかせねばならぬ。統制下轉業の十字路に立つ同業者を如何にするか。これは單に甲府市だけのことでなく、雖ては全縣下の問題となり、米穀業者以外の配給業者も同じ徑路を辿るべく、必然な、深刻な、業者の浮沈に關する重大問題である。今や全國的に、中小商工業者の轉失業者對策は、焦眉の、切實な、重大問題として取上げられて居る。

それで甲府市の米穀業者は、全國にトップを切つて、同業者を大陸に進出させ、算盤を鉄に換へて開拓

の戦士たらしむべく、滿洲の開拓現地を視察した。そして視察の結果『業者は、開拓農民として、極めて適當である』との斷案を下した。

その開拓現地視察報告と歸農對策懇談を兼ねた會合が、十月七日午後七時から甲府商工會議所で開催された。中央からは農林省經濟更生部竹山技師、農村更生協會土屋主事、滿洲移住協會西田指導部長、日本技術指導協會丸の内總務部長、新潟滿蒙會館水館長、三井報恩會小林總務課長等、縣からは盛本經濟部長以下關係各課長係官、甲府市小泉助役、伊東産業課長、商工會議所、各種商業組合代表者出席、現地視察團の代表として穴山豊氏の報告があつた。午後七時三十分から同十一時三十分まで四時間にわたり、熱心な報告と眞剣な討議懇談が行はれたが、本資料はその滿洲視察報告の概要である。

滿洲開拓農民の大量進出は、大和民族の大陸移動であり、東亞新秩序建設の一大基石である。そしてそれは、獨り農民だけでなく、商工業者の開拓民としての大陸進出も、その基礎を培ふ所以であり、それは大陸開拓の國策遂行上重大なる役割を演ずると共に、轉業の歧路に立つ全國商工業者の前途に大なる光明を與へ、轉業の一道標たるであらう。

本稿は斯る見地から編纂したもので、以下山梨縣米穀業者の滿洲開拓現地報告の概要を記すこととする。

二、米穀業者の眼に映じた滿洲の農業

米穀業者の眼に映じた滿洲は、王道樂土であり、日本人の行くところである。山梨縣よりはよい、米穀業者の行くべきところである。我々は最初、滿洲糧食會社に就職することもよいと思つて行つたが、給料生活

者たることも一應はいふけれども、開拓農民として行くのが一番よいと考へた。

世間では、商人だから農業はやれないだらうと考へられるかも知れぬが、それはやれる、充分にやれる確信をもつて来た。

第一に満洲には土地が充分にある。耕作は畜力・機械力を使用する。それを使ふ力があれば、米屋であらうが、何であらうが、充分に農業をやつてゆける。

それに満洲では肥料が要らない。勞力は、内地人の耕地と耕地の間に滿鮮人の耕地があるから、勞力不足の場合には彼等を備つてやる。勞力上の五族協和である。家畜の使用は彼等に學び、耕作方法は、在來の滿鮮人の方法に工夫改良を加へればよい。滿洲の農業は耕地面積、肥料、勞力等の關係において、内地のやうな苦痛を感じない。朝から晩まで汗みどろに働いて、水も飲めないといふところではない。水あるところに米が穫れる、米の穫れるところに移民が出来る。而もその水田可能な未墾地が無限にあり、水稻を作るには、水田に種をバラ撒すればそれでいゝ。繩を張つて二、三本つゝ苗を植ゑる内地の田植とは全然違ふ。田の草取りも、稻と雜草とを一緒にひつくりかへせば、雜草は腐つて肥料になり、稻は強ぐん／＼伸びてゆく。人手が足りねば滿鮮人を雇へば足りる。

滿洲には立派な米が穫れる。味のいゝ米で、山梨縣の米より遙かにうまい。渡滿前、滿洲には米があるまいから持つて行かうと思つたが、その必要はないと云はれたからやめた。實際、滿洲に行つて見れば、豫想とは反對で、内地では純日本米が食へないが、滿洲では充分に食へる。

それに如には、高粱・包米・粟・大小豆等の滿人の主要食糧は勿論、蔬菜は玉菜・大根・人蔘・葱等々、内地の蔬菜一切が栽培され、南瓜が一箇二十疋、キャベツ一つが一キロ、大根の直径が六寸に長さ二尺三寸など、内地では到底も見られぬ出來榮である。而もそれが無肥料とは全く驚かざるを得ない。斯様に立派な、榮養の多い、新しい蔬菜が豊富に穫れる。

それから被服であるが、千振の牧畜成績によれば、綿羊を五頭飼へば一家族の被服が充分に出来る。それで食糧も充分であり、被服も心配はない。そのうへ建築用材も燃料も近くの山にある。滿洲では燃料に困つてゐるところはない。燃料を頗る經濟的に使つてゐる。飯を炊くとその煙がオンドルにはいつて室内を暖める。住宅も寒さに堪へるやうに出来てゐる。冬の間は内地では一般に農閑期であるが、滿洲では必ずしもさうでない。收穫物の調整から農産加工、春の作付準備、燃料や資材の蒐集、共同作業などで忙がしく、白晝々たる雪の野原に冬眠してゐるものではない。

嘗て、北滿では米は出來ぬと云はれたが、千振、彌榮で完全に成功した。これは開拓民の眞剣な研究と努力の結果であつて、それが北滿一帯の水田開墾の基本となつた如き全く敬服の至りである。また、馬の飼育では厩舎に隔木がない。これは馬が集合飼育されてゐるといふ譯ではないが、隔木を置いて一頭々々隔てゝ居れば一緒になつた時に蹴ッ飛ばす。それでは四、五頭並べた滿洲の耕作が出來ないから、隔木を置かず、馬と馬とを仲好く暮すやうに馴らしてゐる。これなど大いに學ぶべきところがある。

三、米屋は立派な百姓になれる

以上は甚だ大雑把ではあるが、滿洲の開拓農業は大體斯様なものである。それで結論的に言へば、滿洲開拓地の營農は決して難かしいものではない。我々米屋が立派な百姓になれる。我々の父、若くは祖父は百姓であつた。自分自身若い時に百姓であつた者もある。米屋がよささうだから米屋になつたまで、先祖代々米屋であつた譯ではない。百姓が米屋になつたやうに、滿洲の開拓農業がいゝから、米屋をやめて百姓になるは何でもないことである。他人の作つた米を買つて賣るより、その米を作る方がヨリ根本的である。それに、米屋は他の商賣に比べて力が要る、勞働を必要とする。従つて米穀業者は充分に農業勞働に堪へ得る。而も營農方法は何等の技術的修練を要しないから、米穀業者の開拓農民としての入植は、何の懸念も心配もない。四十歳前後までは、滿洲で充分百姓がやれる。リュックサック一つ背負つて行けば、明日から米の飯が食へる。

これまで滿洲に行くことは、滿洲に迫ひやられたり、行詰つて仕方なしに落ぶれて行くかのやうに思はれてゐた。それが嫌で行かなかつたが、滿洲に行くのは失業問題の解決のためではない。もつと積極的な意義をもつ大陸の開拓である。而かも行けば食ふ物は充分にある。仰山にいへば、三尺の河に四尺の魚が獲れる。食ふ物は何でも充分にある。衣食住共に充分である。決して卑しい淋しい魂性は起らない。二尺や三尺のケチな境界争ひなど毛頭なく、耕しても耕しきれないほど耕地は充分にある。

治安も何等の心配はない。匪賊を見たいと思つても

出て来ない。乞食が二、三人焚火してゐるのを、夜だつたから匪賊かと思つたことはあるさうだが。

だから滿洲に行く考へ方を換へさへすれば、即ち滿洲を認識し直しさへすれば、開拓民は充分に出来る。

ただ此所に注意せねばならぬのは、我利々々の自己本位では移民は出来ないことである。種蒔から收穫まで共同してやらねばならぬ。従つて、その心構へを換へ、協同的團體訓練をして行けば我々米穀業者は立派に百姓としてやつて行ける。滿洲は我々が行くに相應しい素晴らしいところである。

財團法人愛育會の愛育施設利用状況調査

財團法人愛育會に於ては今後の愛育事業方策樹立の基礎資料を求むることを目的として農山漁村に於ける母性の季節別戶外労働時間状況及び現存愛育施設利用状態の全国的調査を決定、昭和十五年七月その豫備調査を施行したが、豫備調査の施行地域及び調査事項を掲ぐれば次の如くである。

豫備調査施行地域

- 埼玉縣(七月八日より十一日まで)
- 野本村(農)、堀兼村(農)、金子村(農)、日勝村(農)
- 千葉縣(七月八日より十日まで)
- 小櫃村(農)、七浦村(漁)、西畑村(山)
- 神奈川縣(七月二十日及廿五、六日)
- 成瀬村(農)、青野原村(山)、福浦村(漁)

同調査項目

調査項目は次の通りである

- (一) 部落の状況(戸數、世帯數、現住人口、主産業)
 - (二) 母親及兒童數(三歳以上學齡前幼兒數、三歳以下乳兒數、學齡前乳幼兒を擁する母親數、最近一年間出生數)
 - (三) 母親の戶外労働時間状況(各月別時間數、労働の主なる種類)
 - (四) 現存愛育諸施設利用状況(保育所、共同炊事、助産組合、醫師及産婆、保健婦若くは之に類する者)
 - (五) 將來利用し得べき施設(學校、寺院、神社、公會堂、其他)
- 尚、右の豫備調査の結果に基き第一次調査として福島、石川、岐阜、千葉、埼玉、神奈川の六縣下全村の調査が行はれる筈である。

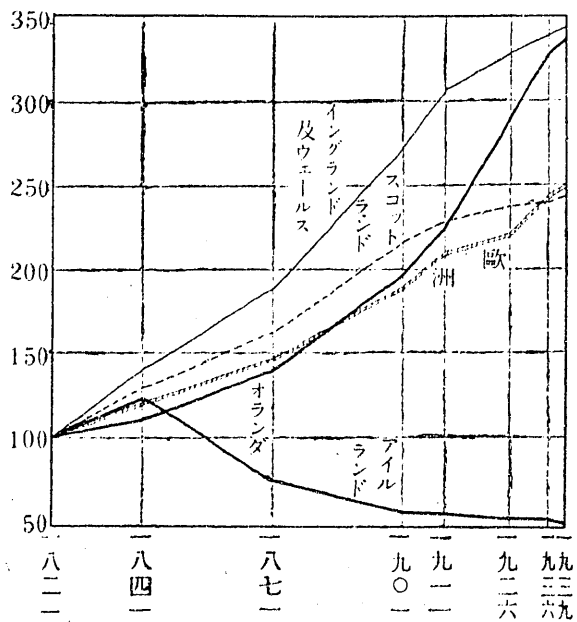
最近各國の人口情勢

人口漸減を續けるアイルランド

(アイル共和国)

獨立後第二回目の人口調査(一九三六年)の其の後の詳細によると總人口約二、九六八、四〇〇人、内男一、五二〇、四〇〇人、女一、四四八、〇〇〇人で、男千人に付き女は僅かに九五二人の割合に過ぎない。アイルランドはルクセンブルグ、ブルガリア及歐洲トルコと共に歐洲に於ける稀しい男子過剩國の一つであるわけ

だ。尤も主都ダブリンだけは例外で女子過剩を示してゐる。



アイルランド人口現象の最も著しい特徴は英國治下の最近百年間、歐洲諸國が一樣に人口著増をみたこの期間に一貫して人口減退を示してゐることである。別掲の如く數字を擧ぐれば次の如くである。

| 年 | アイルランド (千) | イングランド及ウェールズ (千) | スコットランド (千) |
|-------|------------|------------------|-------------|
| 一八二一年 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一八四一年 | 一〇〇 | 一二〇 | 一一〇 |
| 一八七一年 | 八〇 | 一五〇 | 一三〇 |
| 一九〇一年 | 六〇 | 一八〇 | 一六〇 |
| 一九一一年 | 五五 | 二〇〇 | 一七〇 |
| 一九二六年 | 五二 | 二二〇 | 一八〇 |
| 一九三六年 | 五〇 | 二四〇 | 一八〇 |

主として農業人口に關係するこの人口減退の原因は大土地所有の跋扈で且つアイルランド人自身が土地所有者となれない點にある。沼湖面積を除く全面積七〇、二八三方呎の平均人口密度は地味、氣候、交通等の好條件にも拘らず一方呎當り僅かに四三人、主都を除けば三六人に過ぎない。人口千五百以下の町村人口は一八四一年には全人口の六分の五(八三・三%)であつたが一九三六年には三分の二(六四・四%)で總數に於ても三百五十萬の著減をみてゐる。が都市人口も前世紀後半には漸減してをり増勢をみせたのは今世紀に入つてからのことである。

主都ダブリン市の人口は約四六八、〇〇〇人、近郊を含めて五〇七、九〇〇人、全人口の一七・一%を占めてゐる。

年齢構成は次の如くで生産年齢(一五—六五歳)人口の過半が目立つが之は海外移出の結果で、一五歳以下の少青年の人口は尠くはなく、六五歳以上人口も著しく高く老人層の人口比率に於てはフランス(九・八%)、ベルギー及ラトビア(各九・九%)に並んでゐる。

| | | |
|--------|-------|-------|
| | 一九三六年 | 一九一一年 |
| 一五歳以下 | 八二・〇% | 二七・六% |
| 一五—三〇歳 | 七四・〇% | 二四・九% |
| 三〇—四五歳 | 五三・八% | 一八・二% |
| 四五—六五歳 | 五八・三% | 一九・六% |
| 六五歳以上 | 二八・七% | 九・七% |

特に注目すべきは二五乃至三〇歳男子人口の中八二%が猶ほ獨身であることで、民族的竝に經濟的窮狀を物語つて遺憾ない。

尙、一九三六年以後も人口は更に減退を續けてをり、一九三九年中頃の總人口二、九三四、〇〇〇人。またダブリン市の人口は四八二、三〇〇人、總人口の約六分の一を占めてゐることになる。

(Wirtschaft. u. Statistik 1940 Nr. 9 所載)

比律賓で二十年ぶりの人口調査

米領フィリッピンに於ては一九三九年一月一日廿午ぶりの人口調査が行はれたが總人口約一五、九八四、二〇〇人、過去廿年間に一倍半以上になつたこととなる。都市人口の増加は特に著しい。

主都マニラ市の人口は約六三、四〇〇人(一九一八年には約二八五、三〇〇人)、増加の最も著しいのはダバオ市で九五、四〇〇人(一九一八年は一四、九〇〇人)五四二・一%の増加である。

(Wirtschaft. u. St. 1940 Nr. 5%所載)

ユダヤ人の増加著しいパレスチナ

官府公表による一九三九年九月三日現在のパレスチナの人口は(英國軍隊及遊牧民を除き)一、四七六、九〇〇人、一九三二年の人口調査時に對比して一倍半近く(四二・六%)の著増で、一九三二年以降に倍化してゐることになる。この異常な人口増加は主として年と共に増加するユダヤ人の移入に依るもので最近十年間に特に著しい。ユダヤ人の数は一九三二年以降に五倍となり、その總人口に對する割合は十分の一強から十分の三近くに高まるに到つた。

總人口の二分の一近くは都市に住んでゐるがユダヤ人は特に都市住民が多い。エルサレムの人口は一二九、

八〇〇人、純ユダヤ人都市の觀あるテル・アヴィヴは一三〇、三〇〇人で同地方最大の都市となつてゐる。人口密度は一方呎當り五六人だが、四大都市(前掲の外ハイファ及ヤツファ)を除くと約四〇人に過ぎなくなる。

(Wirtschaft. u. St. 1940 Nr. 5%所載)

正常健全な年齢構成を示す和蘭

一九四〇年一月一日現在の和蘭の公簿人口は約八、八二九、五〇〇人、一方呎當り二五二人でベルギーに近く歐洲第二の人口稠密國である。

主都ハーグの人口は五〇四、二〇〇人だが、人口は國際港市アムステルダム(八〇〇、七〇〇人)、ロッテルダムの六一九、七〇〇人の方が上位にある。

和蘭は歐洲諸國中正常且つ健全な年齢構成を有つ例外國の一つで、近年の出産頻度の低下にも拘らずベルギー、フランス、イギリス等と較べると青年人口の底邊は猶ほ極めて廣い。表示すれば次の如くである。

| | | |
|--------|----------------------|--------|
| | 一九三八、一、一九三〇、二、一、公簿調査 | 三二人口調査 |
| 一五歳以下 | 二四・三% | 二四・三% |
| 一五—三〇歳 | 二六・六% | 二六・六% |
| 三〇—四五歳 | 二二・三% | 二二・三% |
| 四五—六五歳 | 二一・九% | 二一・九% |
| 六五歳以上 | 一五・九% | 一五・九% |
| 計 | 一〇〇 | 一〇〇 |

(Wirtschaft. u. St. 1940 Nr. 10 所載)

年齢構成の悪化するベルギー

一九四〇年一月一日現在のベルギーの登録人口は八、三九六、〇〇〇人、内男四、一四五、〇〇〇人、女四、二五一、〇〇〇人、女子過剰は男一、〇〇〇に對し二、〇二六の割合となる。(一九三〇年は一、〇一九、一九三九年は一、〇二五)。

一方料當り二五二人の人口密度は歐洲諸國中第一だが、特にアントワープ、ブラバン、西フランデル三州の人口密度は一方料當り四〇〇人を超え此の地方は歐

洲のみならず全世界で最も人口稠密なる區域に屬する。

ベルギーでは最近百年間の都市膨脹にも拘らず行政上の統一が行はれてゐないので主都ブラッセルの人口は正式には一八九、〇〇〇人に過ぎないが、その近郊を加へると九〇七、〇〇〇人となる。同様に國際港市アントワープは二七一、四〇〇人、近郊を加へると四九〇、七〇〇人となる。

ベルギーの年齢構成は次表の如くで出生制限の結果として一九一〇年以降に根本的な變化の跡の現はれて

| | 一九三九年首 の登録人口 | 一九三〇年末 の人口調査 | 一九一〇年末 の人口調査 | | 一九一〇年末 の人口調査 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|
| 一五歳以下 | 一、八四一 | 二二・二% | 二二・〇% | 四五―六五歳 | 一、八九六 |
| 一五―三〇歳 | 一、七九八 | 二二・七% | 二二・五% | 六五歳以上 | 七六九 |
| 三〇―四五歳 | 二、〇〇一 | 二四・〇% | 二二・二% | 計 | 八、三〇五 |
| | | | | | 九・三 |
| | | | | | (總人口) 七・六 |
| | | | | | (總人口) 七・四 |
| | | | | | 二一・八 |
| | | | | | 二一・六 |
| | | | | | 一七・〇 |

ハルド教授の加奈陀將來人口推定

加奈陀マクマスター大學のW・B・ハルド教授が一九三―三六年の出生率及び一九三二年の生命表に依る死亡率を基準として算出せるところに依ると、一九七一年に於ける加奈陀の人口は一千五百四十萬となるといふ。(因みに一九三二年六月一日の國勢調査では一〇、三七六、七八六であり、一九三八年五月推定のカナダ人口は一千百二十萬であつた)。

此の豫測人口に依り推定すれば、一九二―三二年のカナダの自然増加率一八・二%は一九六一―七一年には八%に低下することになる。年齢構成も著しき變化を示し、二十歳より三十五歳の青壯年層は一九三

あるのが窺はれる。一九一〇年には總人口の主體(五六・四%)は三〇歳以下であつたのが、一九三九年には三〇歳以下の人口は總人口の五分の二を僅かに超えるに過ぎない(四三・九%)。人口の主體は三〇歳以上の人口(五六・一%)に移つて了つたわけで、六五歳以上人口の割合(九・三%)は特に高い。世界諸國中フランス、エストニア、ラトビアが之に比肩する數値を示すのみである。

(Witschl, u. St. 1940 Nr. 10 所載)

一―四一年に五十萬を増加し、一九四一―四六年には十八萬を増加するが、一九四六年以後は漸次減少することになる。この期間中に於ける結婚適齢者の増加は建築及び家具製産業の發展に好影響を及ぼすであらう。一九四一年には一九三二年に比し五歳乃至十四歳の兒童が十六萬八千減少する。但し一九四一―五一年には右年齢階級兒童は二十八萬七千(二四%)増加する。斯くてこの十年間に初等校の學童數は増加し、教科書の需要が旺盛となる。これに反し、十五歳乃至二十四歳の青年層は一九三―四一年には二十萬八千増加するが、一九四一―五一年には十六萬二千に減少する。これは一九四一―五一年間に社會に出る學校卒業生の絕對數の減少を意味し、失業問題は緩和されるものと

考へられる。而してこの十年間には實業界幹部級の平均年齢が著しく低下して注目されるであらう。思想的には次の十年間は青年層の未熟な選舉人の減少により、急進主義的傾向の後退を見ることになるであらう。一九七一年に於ける七十歳以上の老齡者數は一九三二年の二・七倍となる。尤も老年層扶養の義務は幼年者の減少により、緩和されることになるであらうといふ。

斯くてカナダの人口も西歐其他の文明諸國家のそれに等しく、漸減の傾向を示して居り、年齢構成の變化に伴ふ社會的諸問題に對する調節の必需性が濃厚となりつゝあることが窺はれる。(The American Journal of Sociology, Sept. 1940 所載)

北米合衆國に於ける第十六回國勢調査

査の施行

北米合衆國に於ける第十六回國勢調査は一九四〇年四月約十萬の人員を動員して行はれたが、その調査範圍は約一億三千萬人口、三千五百萬世帯及び六百萬農園に就いてその人口、住宅、農業、商業、産業の各般事項に互る廣汎なものであり、從來の國勢調査に比較するも最も内容の充實せるもので、北米合衆國當局が如何にその人口構成の現状調査に完璧を期しつゝあるかを窺ふに足らう。調査關係人員の増加されたるは勿論、特に人口の五%に對しては補足的質問を附加して内容の強化充實を期するなど同國國勢調査に於ては最初の試みも企てられた。本調査に於て改革されし要點の若干を列記してみると次の如くである。

從來の單なる讀書力に關する質問は各自の教育程度の質問に變更された。一九三五年四月一日の現住所に關する質問は國內移動の調査資料となるもので、これ亦米國最初の國家的試みであつた。

また差別出生率の調査に資せんが爲に左の如き三項の質問が附加された。(一)この婦人は一度以上結婚したことがあるか (二)初婚年齢 (三)生涯を通じての出生兒數(死産を除く)。亦生後四ヶ月未滿の乳兒に對しては各自に一枚のカードを作製したが、これは地方別に見る出生率が如何なる程度に完全であるかを調査せんとしたものである。

職業狀態に關する新らしき試みとしては十四歳以上の男女の活動狀態が調査された。先づ人口を有業、無

業に分類し、調査期日より一週間前の現状を調べ、有業者に關しては更に (a)民間事業又は臨時雇に非ざる官業に従事する者 (b)臨時に公務に従事する者

(c)失業者(就職希望の者)の三者に再分類され、無業者に對しては (a)家政に従事する者 (b)通學中の者 (c)就職不能者 (d)其他、に就いて集計されることになつてゐる。特に有業者に關しては一週間の労働時間を、失業者及び臨時雇人に對しては失業期間を各自記入せしめた。また労働陣營にある技術者に就いては現在從事中の、又は従前關係せる職業、産業を明記せしめ、職業の分類は一層擴大されてゐる。尙彼等の地位、民間事業雇傭者、官業従事者、獨立事業家、雇主及び無料家事従事者をも併記し、これらの五%に關しては特に詳細に互つて實情の調査が爲されてゐる。

又、今回の調査は十四歳以上の男女に對してその所得に關する事項の記入を求めてゐるが、一九三九年中の収入額(賃銀又は月給)及び五十弗以上の勤勞所得以外の収入に就いては之を明記せねばならぬことになつてゐる。敘上の如き各般の質問は一九三九年中の國民の從業週數を明かにし、その就職關係を判明せしむるに役立つものと考へられる。

外來の移民に關してはその重要性が漸次失はれて來てゐるので今回は従前に比し、稍簡易なる取扱ひをしてゐる。移民の出生地及びその自國語に關する質問は他の補足的なものに變更され、人口年次及び英會話能力に關するものは全廢された。

尙、第十六回國勢調査の完全なる報告書の發行は數年後のことと考へられるが、若干の中間報告は一九四〇年中に發行される豫定である。(同上所載)

獨逸に於ける官吏子供手當の改正

昨一九四〇年一月二十九日に公布された俸給法第一四條の改正は獨逸に於ける官吏子供手當制度をいよゝ完備改善せるもので、その内容については既に本誌第一卷第七號本欄所報の如くであるが、今一九四一年に入るに及んで再度また改正を見、從來の一〇マルク乃至三〇マルクの累進手當を廢止、一律に一子當り金二〇マルクの子供手當が支給せらるゝこととなつた。恐らく技術的簡易化を目的とせるものと想像せられる。改正法律の正文を掲ぐれば次の如くである。

官吏に對する子供手當を單純化する爲の法律
(一九四一年一月一日公布)
(一九四一年一月一日より發効)

一九二七年二月一六日公布ノ俸給法ヲ次ノ如ク改

第一四條第一項ヲ次ノ如ク改ム

「(一)官吏ハソノ公生子子女各一人ニ付キ其ノ子女滿二四歳ニ達スル迄毎月二〇ライヒスマルクノ子供手當ヲ支給セラル」

尙、認知されたる私生子女、養子、當該官吏の家庭に引きとられたる繼子女等々を公生子女と同等に取り扱ふこと、滿一六歳より滿二四歳迄の子女に對する子供手當はその子女が就學中なるか或は年期奉公中にしてその子女の月收四〇マルク以下の場合にのみ與へられること等の規定は前改正法の規定がそのまま踏襲されてゐるわけである。